

第百三十一回国参議院外務委員会會議録第三号

平成六年十二月一日(木曜日)

午後二時開会

委員の異動

十一月一日

大瀧 絹子君

補欠選任 栗原 君子君

十一月二日

栗原 君子君

補欠選任 大瀧 絹子君

十一月九日

立木 洋君

補欠選任 聴濤 弘君

十一月十日

聴濤 弘君

補欠選任 立木 洋君

十一月十四日

清水 澄子君

補欠選任 細谷 昭雄君

十一月十五日

笠原 潤一君

補欠選任 笠原 潤一君

十一月十六日

野沢 則之君

補欠選任 野沢 則之君

十一月二十一日

矢田部 理君

補欠選任 矢田部 理君

十一月二十二日

葦科 満治君

補欠選任 葦科 満治君

十一月二十四日

葦科 満治君

補欠選任 矢田部 理君

野沢 則之君

補欠選任 上杉 光弘君

十一月二十五日

上杉 光弘君

補欠選任 野沢 則之君

出席者は左のとおり。

委員長 田村 秀昭君

理事 大木 浩君

委員 野間 越君

委員 大瀧 雅子君

委員 猪木 寛至君

委員 笠原 潤一君

委員 成瀬 守重君

委員 野沢 則之君

委員 宮澤 弘君

委員 矢野 哲朗君

委員 大瀧 絹子君

委員 清水 澄子君

委員 松前 達郎君

委員 武田邦太郎君

委員 山下 栄一君

委員 立木 洋君

常任委員会専門員 大島 弘輔君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件(第百二十九回国会内閣提出、第百三十一回国会衆議院送付)

○国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の締結について承認を求めるの件(第百二十九回国会内閣提出、第百三十一回国会衆議院送付)

○国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び業務規則に係る紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件、千九百九十三年の国際コソア協定の締結について承認を求めるの件、以上四件を一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。河野外務大臣。

○国務大臣(河野洋平君) ただいま議題となりましたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

この改正は、平成四年十一月にコペンハーゲンで開催されたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締結国の第四回会合において採択されたものであります。

この改正は、オゾン層を保護するための措置を強化するとの観点から、生産、消費等の規制の対象となる物質の範囲を拡大すること等を目的とするものであります。

我が国がこの改正を受諾し、オゾン層の保護に関する国際的な取り組みに一層積極的に参加することは、環境保全の分野における国際協力を推進するとの見地から有意義であると認められます。

よって、ここにこの改正の受諾について御承認を求める次第であります。

次に、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の締結について承認を求めるの件につき

○委員長(田村秀昭君) 次に、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の締結について承認を求めるの件、国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び業務規則に係る紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件、千九百九十三年の国際コソア協定の締結について承認を求めるの件、以上四件を一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。河野外務大臣。

○国務大臣(河野洋平君) ただいま議題となりましたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

この改正は、平成四年十一月にコペンハーゲンで開催されたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締結国の第四回会合において採択されたものであります。

この改正は、オゾン層を保護するための措置を強化するとの観点から、生産、消費等の規制の対象となる物質の範囲を拡大すること等を目的とするものであります。

我が国がこの改正を受諾し、オゾン層の保護に関する国際的な取り組みに一層積極的に参加することは、環境保全の分野における国際協力を推進するとの見地から有意義であると認められます。

よって、ここにこの改正の受諾について御承認を求める次第であります。

す。

○委員長(田村秀昭君) 次に、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の締結について承認を求めるの件、国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び業務規則に係る紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件、千九百九十三年の国際コソア協定の締結について承認を求めるの件、以上四件を一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。河野外務大臣。

○国務大臣(河野洋平君) ただいま議題となりましたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

この改正は、平成四年十一月にコペンハーゲンで開催されたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締結国の第四回会合において採択されたものであります。

この改正は、オゾン層を保護するための措置を強化するとの観点から、生産、消費等の規制の対象となる物質の範囲を拡大すること等を目的とするものであります。

我が国がこの改正を受諾し、オゾン層の保護に関する国際的な取り組みに一層積極的に参加することは、環境保全の分野における国際協力を推進するとの見地から有意義であると認められます。

よって、ここにこの改正の受諾について御承認を求める次第であります。

次に、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の締結について承認を求めるの件につき

○委員長(田村秀昭君) 次に、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の締結について承認を求めるの件、国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び業務規則に係る紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件、千九百九十三年の国際コソア協定の締結について承認を求めるの件、以上四件を一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。河野外務大臣。

○国務大臣(河野洋平君) ただいま議題となりましたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

この改正は、平成四年十一月にコペンハーゲンで開催されたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締結国の第四回会合において採択されたものであります。

この改正は、オゾン層を保護するための措置を強化するとの観点から、生産、消費等の規制の対象となる物質の範囲を拡大すること等を目的とするものであります。

我が国がこの改正を受諾し、オゾン層の保護に関する国際的な取り組みに一層積極的に参加することは、環境保全の分野における国際協力を推進するとの見地から有意義であると認められます。

よって、ここにこの改正の受諾について御承認を求める次第であります。

次に、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の締結について承認を求めるの件につき

○委員長(田村秀昭君) 次に、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の締結について承認を求めるの件、国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び業務規則に係る紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件、千九百九十三年の国際コソア協定の締結について承認を求めるの件、以上四件を一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。河野外務大臣。

○国務大臣(河野洋平君) ただいま議題となりましたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

まして、提案理由を御説明いたします。

この憲章及びその補足文書として同時に一括して締結することが求められているこの条約は、平成四年十二月にジュネーブで開催された国際電気通信連合の全権委員会において作成されたものであり、我が国は、同会議において同年十二月二十二日にこの憲章及び条約に署名いたしました。

この憲章及び条約は、千九百八十二年の国際電気通信条約にかわる国際電気通信連合の新たな文書であって、同連合の組織等に関する規定に所要の改正を加えたものであります。

我が国がこの憲章及び条約を締結することは、我が国の国際電気通信業務を引き続き円滑に運営し、また電気通信分野における国際協力を一層推進する見地から有意義であると認められます。

よって、ここにこの憲章及び条約の締結について御承認を求める次第であります。

次に、国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び業務規則に係る紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

この選択議定書は、平成四年十二月にジュネーブで開催された国際電気通信連合の全権委員会において作成されたものであり、我が国は、同会議において同年十二月二十二日にこの選択議定書に署名しております。

この選択議定書は、現行の紛争の義務的解決に関する選択追加議定書にかわるものであって、国際電気通信連合憲章等の解釈または適用に関する紛争をいづれか一方の紛争当事国の請求により義務的仲裁に付することができるようになるものであります。

我が国がこの選択議定書を締結することは、電気通信分野における国際協力を一層促進する見地から有意義であると認められます。

よって、ここにこの選択議定書の締結について御承認を求める次第であります。

最後に、千九百九十三年の国際コリア協定の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

この協定は、千九百八十六年の国際コリア協定にかわるものとして、平成五年七月十六日にジュネーブで開催された国際連合コリア会議において採択されたものであります。

この協定は、国際コリア機関の加盟輸出による生産管理、すべての加盟国による消費振興、加盟国間の情報の交換等によって世界のコリア市場の安定に寄与することを目的とするものであります。

我が国は、千九百七十二年の協定以来国際コリア協定の締結国となっており、我が国がこの協定を締結することは、世界のコリア市場の安定に寄与するとともに、開発途上にあるコリア生産国の経済発展に引き続き協力する等の見地から有意義であると認められます。

よって、ここにこの協定の締結について御承認を求める次第であります。

以上四件につき、何とぞ御審議の上、速やかに御承認いただきますようお願いいたします。

○委員長(田村秀昭君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより、四件の質疑に入ります。別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。別に御意見もないようですから、直ちに採決に入ります。

まず、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件の採決を行います。

本件を承認することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田村秀昭君) 全会一致と認めます。

よって、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の締結について承認を求めるの件の採決を行います。

本件を承認することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田村秀昭君) 全会一致と認めます。

よって、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び業務規則に係る紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件の採決を行います。

本件を承認することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田村秀昭君) 全会一致と認めます。

よって、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、千九百九十三年の国際コリア協定の締結について承認を求めるの件の採決を行います。

本件を承認することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田村秀昭君) 全会一致と認めます。

よって、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、以上四件の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと答へあり〕

○委員長(田村秀昭君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時九分散会

一、ガット合意に基づく協定の承認反対に関する請願(第二六六号)

一、ガット農業合意の承認反対に関する請願(第二七二号)(第二七九号)

一、ガット合意に基づく協定の承認反対に関する請願(第二八一号)

一、ガット合意の国会承認反対に関する請願(第二九一号)(第二九八号)

一、ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に関する請願(第三〇〇号)(第三〇一号)

一、ガット合意の国会承認反対に関する請願(第三〇二号)(第三〇三号)(第三〇四号)(第三〇五号)(第三〇六号)(第三〇七号)(第三〇八号)(第三〇九号)(第三一〇号)

一、ガット合意の国会承認反対に関する請願(第三五七号)

第二四七号 平成六年十月二十一日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に関する請願

請願者 長野県松本市清水二ノ四ノ一五
中山恵永 外百八十名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二六四号 平成六年十月二十四日受理
ガット合意の国会承認反対に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡黒崎町木場三八黒
崎町農業協同組合代表理事組合長
丸山重雄 外七千八百二十二名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第二六六号 平成六年十月二十四日受理
ガット合意に基づく協定の承認反対に関する請願

請願者 大阪府東大阪市岩田町一ノ三ノ一
八ノ一〇一 金城孝彰 外九千九百九十九名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第二二二号 平成六年十月二十四日受理
ガット農業合意の承認反対に関する請願
請願者 秋田県大館市小門町一ノ一二 佐藤修二 外二百四十九名

紹介議員 細谷 昭雄君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第二二七号 平成六年十月二十五日受理
ガット農業合意の承認反対に関する請願
請願者 秋田県北秋田郡田代町本郷三 伊藤義夫 外七百四十九名

紹介議員 細谷 昭雄君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第二二八号 平成六年十月二十五日受理
ガット合意に基づく協定の承認反対に関する請願
請願者 大阪府泉北郡忠岡町忠岡南三ノ一 二三 小原キサ子 外九百九十九名

紹介議員 正敏君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第二二九号 平成六年十月二十五日受理
ガット合意の国会承認反対に関する請願
請願者 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作五 六九ノ一 弥彦村農業協同組合代表理事組合長 本多寅英 外一万四百九十九名

紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第二二九号 平成六年十月二十六日受理
ガット合意の国会承認反対に関する請願
請願者 新潟県東蒲原郡津川町三、四四五 二津川町農業協同組合代表理事組合長 山本豊喜 外八千五百一十一名

紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第三〇〇号 平成六年十月二十六日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に関する請願
請願者 北九州市八幡西区瀬板一ノ二ノ一 九 堀富子 外一万三千二百九十八名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三〇一号 平成六年十月二十六日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に関する請願
請願者 大分県大野郡犬飼町大字高津原五 七八 原山幸徳 外一万三千二百九十八名

紹介議員 有働 正治君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三〇二号 平成六年十月二十六日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に関する請願
請願者 三重県名張市新田一、二二〇ノ二 森脇喜代美 外一万三千二百九十八名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三〇三号 平成六年十月二十六日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に関する請願
請願者 静岡県熱海市紅葉ガ丘町二ノ一 七 木原久子 外一万三千二百九十八名

紹介議員 藤崎 弘君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三〇四号 平成六年十月二十六日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に関する請願
請願者 福井県鯖江市杉本町二ノ二四ノ四 大橋一生 外一万三千二百九十八名

紹介議員 高崎 裕子君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三〇五号 平成六年十月二十六日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に関する請願
請願者 和歌山県有田市港町七五七 田辺玲子 外一万三千二百九十八名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三〇六号 平成六年十月二十六日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に関する請願
請願者 香川県綾歌郡坂山町東坂元一、四 四二 明見俊文 外一万三千二百九十八名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三〇七号 平成六年十月二十六日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に関する請願
請願者 鳥取県気高郡青谷町山田 若木文子 外一万三千二百九十八名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三〇八号 平成六年十月二十六日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に関する請願
請願者 徳島県名西郡石井町浦庄字下浦六 八〇ノ一六 坂尾由美 外一万三千二百九十八名

千二百九十八名

紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三〇九号 平成六年十月二十六日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に関する請願
請願者 佐賀県杵島郡福富町大字下分三、五五一 松尾重徳 外一万三千二百九十八名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三一〇号 平成六年十月二十六日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に関する請願
請願者 岡山市西大寺中野本町三ノ三三 藤原明 外一万三千二百九十八名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三一七号 平成六年十月二十七日受理
ガット合意の国会承認反対に関する請願(二通)
請願者 新潟県新潟市四興野一、七〇九 栗原祐一 外一万八千四百十名

紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

十一月十一日本委員会に左の案件が付託された。
一、ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に関する請願(第三三七号)(第四九〇号)
一、ガット合意に基づく協定の承認反対に関する請願(第五二二号)
一、ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に関する請願(第五三三三三三)

第三三七号 平成六年十月二十八日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に関する請願

第四部

關於請願

請願者 東京都調布市富士見町二ノ二三ノ一ノ三〇二 石橋勉 外二百二十六名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第四九〇号 平成六年十一月一日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に
關する請願

請願者 岐阜県吉城郡国府町広瀬町一三八ノ九 下出英記 外二千四百二十一名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第五一二号 平成六年十一月二日受理
ガット合意に基づく協定の承認反対に關する請願

請願者 大阪府堺市浜寺元町一丁一六八 尾東穂 外九百九十九名

紹介議員 高崎 裕子君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第五三三号 平成六年十一月二日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に
關する請願

請願者 大阪府藤井寺市道明寺一ノ一四ノ四八 木本かつ 外八千九十三名

紹介議員 高崎 裕子君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

十一月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認
反対に關する請願(第六四二号)(第七一三号)
(第七一八号)

第六四二号 平成六年十一月八日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に
關する請願

關於請願

請願者 横浜市戸塚区小雀町二、一四八ノ四一 山之口稔 外九百七十六名

紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第七一三号 平成六年十一月十日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に
關する請願

請願者 長野県松本市横田二ノ一三ノ一 吉村武志 外七十六名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第七一八号 平成六年十一月十日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に
關する請願

請願者 群馬県高崎市昭和町一四二 吉沢正美 外千三百三十名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

十一月二十一日左の請願は取り下げられた。

一、ガット合意に基づく協定の承認反対に關する請願(第三三〇号)

十一月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、ガット合意に基づく協定の承認反対に關する請願(第八七二号)

一、ガット農業合意の承認反対に關する請願(第八八一号)

一、ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認
反対に關する請願(第九二二号)(第九二五号)
一、ガット合意に基づく協定の承認反対に關する請願(第九三二号)

第八七二号 平成六年十一月十六日受理
ガット合意に基づく協定の承認反対に關する請願

請願者 大阪府松原市河合一ノ四ノ三二 魚屋憲史 外千九百九十九名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第八八一号 平成六年十一月十六日受理
ガット農業合意の承認反対に關する請願

請願者 東京都世田谷区桜上木五ノ三五ノ一三 安井道子 外四千九百五十八名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第九二二号 平成六年十一月十七日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に
關する請願

請願者 茨城県稲敷郡基崎町高見原一ノ三ノ三三 五月女博 外千五百名

紹介議員 有働 正治君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第九二五号 平成六年十一月十七日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に
關する請願

請願者 広島市東区馬木三ノ二三ノ一 釘井克己 外二千四百十二名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第九三二号 平成六年十一月十七日受理
ガット合意に基づく協定の承認反対に關する請願

請願者 大阪府泉大津市板原五四〇 木戸陣策 外九百九十九名

紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

十一月二十四日左の請願は世界貿易機関設立協定等に關する特別委員会に付託替えされた。

一、ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認
反対に關する請願(第三三〇号)(第一七一七号)(第二
二〇五号)(第二二〇六号)(第二二〇七号)(第二二
八号)(第二二〇九号)(第二二一〇号)(第二二四七
号)(第三三〇号)(第三三〇一号)(第三三〇二号)
(第三三〇三号)(第三三〇四号)(第三三〇五号)(第三
三〇六号)(第三三〇七号)(第三三〇八号)(第三三
九号)(第三三一〇号)(第三三七七号)(第三四九〇
号)(第三五三三三号)(第三六四二二号)(第三七一三
号)(第三七八号)(第三九二二二号)(第三九二五五号)
一、ガット合意の国会承認反対に關する請願
(第一六六号)(第一七七号)(第二二〇号)(第二二二
号)(第二二四号)(第二二五号)(第二二六号)(第二二
七号)(第二二八号)(第二二九号)(第二三〇号)(第二
三一〇号)(第二三二〇号)(第二三二二〇号)(第二三
二四〇号)(第二三二六〇号)(第二三二八〇号)(第二三
三〇〇号)(第二三三二〇号)(第二三三四〇号)(第二三
三六〇号)(第二三三八〇号)(第二三三九〇号)(第二
三四〇号)(第二三四二〇号)(第二三四四〇号)(第二
三四六〇号)(第二三四八〇号)(第二三四九〇号)(第二
三五〇号)(第二三五二〇号)(第二三五四〇号)(第二
三五六〇号)(第二三五八〇号)(第二三五九〇号)(第二
三六〇号)(第二三六二〇号)(第二三六四〇号)(第二
三六六〇号)(第二三六八〇号)(第二三七〇号)(第二
三七二〇号)(第二三七四〇号)(第二三七六〇号)(第二
三七八〇号)(第二三七八〇号)(第二三九〇号)(第二
三九二〇号)(第二三九四〇号)(第二三九六〇号)(第二
三九八〇号)(第二四〇〇号)(第二四〇二〇号)(第二四
〇四〇号)(第二四〇六〇号)(第二四〇八〇号)(第二四
一〇〇号)(第二四一二〇号)(第二四一四〇号)(第二四
一六〇号)(第二四一八〇号)(第二四二〇〇号)(第二四
二二〇号)(第二四二四〇号)(第二四二六〇号)(第二四
二八〇号)(第二四三〇〇号)(第二四三二〇号)(第二四
三四〇号)(第二四三六〇号)(第二四三八〇号)(第二四
四〇〇号)(第二四四二〇号)(第二四四四〇号)(第二四
四六〇号)(第二四四八〇号)(第二四五〇〇号)(第二四
五二〇号)(第二四五四〇号)(第二四五六〇号)(第二四
五八〇号)(第二四五〇〇号)(第二四六〇〇号)(第二四
六二〇号)(第二四六四〇号)(第二四六六〇号)(第二四
六八〇号)(第二四七〇〇号)(第二四七二〇号)(第二四
七四〇号)(第二四七六〇号)(第二四七八〇号)(第二四
八〇〇号)(第二四八二〇号)(第二四八四〇号)(第二四
八六〇号)(第二四八八〇号)(第二四九〇〇号)(第二四
九二〇号)(第二四九四〇号)(第二四九六〇号)(第二四
九八〇号)(第二五〇〇〇号)

一、海外援助隊の創設・派遣に關する請願(第
一七五二号)

第一七五二号 平成六年十一月二十四日受理
海外援助隊の創設・派遣に關する請願

請願者 滋賀県高島郡安曇川町大字田中五
六七安曇川町立安曇川中学校 金

第四部 外務委員會會議錄第三号 平成六年

カーボン

は、より環境に適切な他の代替物質又は代

計算定値を超えないことを確保する

し、当該締約国の生産量の算定値は、第五条一の規定の適用を受ける締約国の基礎的な国内需要を満たすため、千九百九十一年の生産量の算定値の十パーセントを限度として当該算定値を超えることができる。この条に規定する消費量及び生産量の算定値には、締約国が検疫、及び出荷前の処理のために使用する量を含めない。

J 第三条

議定書第三條中「又は附屬書B」を「附屬書B、附屬書C又は附屬書E」に改める。

K 第四條一の三

議定書第四條一の二の次に1の三として次のように加える。

1の三 締約国は、この議定書の締約国でない国から附屬書CのグループIIに属する規制物質を輸入することをこの1の三の規定の効力発生の日から一年以内に禁止するものとする。

L 第四條二の三

議定書第四條二の二の次に2の三として次のように加える。

2の三 締約国は、この2の三の規定の効力発生の日の後一年を経過した日以降この議定書の締約国でない国に対し附屬書CのグループIIに属する規制物質を輸出することを禁止するものとする。

M 第四條三の三

議定書第四條三の二の次に3の三として次のように加える。

3の三 締約国は、この3の三の規定の効力発生の日から三年以内に、条約第十條に定める手続に従つて、附屬書CのグループIIに属する規制物質を含んでいる製品の表を附屬書として作成するものとする。当該附屬書に対し当該手続に従つて異議の申立てを行わなかつた締約国は、この議定書の締約国でない国から当該製品を輸入することを当該附屬書の効力発生の日から一年以内に禁止するものとする。

N 第四條四の三
議定書第四條四の二の次に4の三として次のように加える。

4の三 締約国は、この4の三の規定の効力発生の日から五年以内に、この議定書の締約国でない国から附屬書CのグループIIに属する規制物質を用いて生産された製品(規制物質を含まないものに限り)を輸入することを禁止し又は制限することの実行可能性について決定するものとする。締約国は、実行可能であると決定した場合には、条約第十條に定める手続に従つて、当該製品の表を附屬書として作成する。当該附屬書に対し当該締約国に従つて異議の申立てを行わなかつた締約国は、この議定書の締約国でない国から当該製品を輸入することを当該附屬書の効力発生の日から一年以内に禁止し又は制限するものとする。

O 第四條五から七まで

議定書第四條五から七までの規定中「規制物質」「附屬書A及び附屬書B」に掲げる規制物質並びに「附屬書CグループII」に属する規制物質」に改める。

P 第四條八

議定書第四條八中「1、1の二、3、3の二、4及び4の二の輸入並びにこの議定書の締約国でない国への2及び2の二の輸出」を「輸入及びこれらの国への輸出であつて、1から4の三までに規定するもの」に改め、「第二條のEまで」の次に、「第二條のG」を加える。

Q 第四條十

議定書第四條に10として次のように加える。
10 締約国は、千九百九十六年一月一日までに、この条に定める措置を締約国とこの議定書の締約国でない国との間の附屬書CのグループIに属する規制物質及び附屬書Eに掲げる規制物質の貿易に適用するためにこの議定書を改正するかしなないかを検討する。

R 第五條一

議定書第五條一に次のただし書を加える。
ただし、千九百九十年六月二十九日にロンドンにおける締約国の第二回会合において採択された調整又は改正に対するその後の調整又は改正は、8に規定する検討が行われた後に、かつ、当該検討の結論に従つて、この1の規定の適用を受ける締約国に適用する。

S 第五條一の二

議定書第五條一の二として次のように加える。

1の二 締約国は、千九百九十六年一月一日までに、8に規定する検討、第六條の規定に従つて行われる評価及び他の関連情報を考慮し、第二條9に定める手続に従つて、1の規定の適用を受ける締約国に適用する次の事項を決定する。

(a) 第二條のF1から6までの規定に関し、

は、附屬書CのグループIに属する規制物質の消費量について、基準となる年、基準となる算定値、規制の計画及び算定値が零を超えないことを確保する期間の開始日

(b) 第二條のGの規定に関し、附屬書CのグループIIに属する規制物質の生産量及び消費量の算定値が零を超えないことを確保する期間の開始日

(c) 第二條のHの規定に関し、附屬書Eに掲げる規制物質の消費量及び生産量について、基準となる年、基準となる算定値及び規制の計画

T 第五條四

議定書第五條四中「第二條のE」を「第二條のH」に改める。

U 第五條五

議定書第五條五中「定める規制措置」の下に「及び1の二の規定に従つて決定される第二條のFから第二條のHまでの規定に係る規制措置」を加える。

V 第五條六

議定書第五條六中「義務」の下に「又は1の二の

規定に従つて決定される第二條のFから第二條のHまでの規定に係る義務」を加える。

W 第六條

議定書第六條中「第二條のEまでに定める規制措置並びに附屬書CのグループIに属する過渡的物質の生産量、輸入量及び輸出量に関する状況」を「第二條のHまでに定める規制措置」に改める。

X 第七條二及び三

議定書第七條二及び三を次のように改める。

2 締約国は、次に掲げる年における附屬書B、附屬書C及び附屬書Eに掲げる規制物質ごとの自国の生産量、輸入量及び輸出量に関する統計資料又は、当該統計資料が得られない場合には、その最良の推定値を、当該規制物質に関する規定がそれぞれ自国について効力を生じた日の後三箇月以内に事務局に提出する。

附屬書B及び附屬書Cに掲げる規制物質については、千九百八十九年

附屬書Eに掲げる規制物質については、千九百九十年

3 締約国は、附屬書A、附屬書B、附屬書C及び附屬書Eに掲げる規制物質に関する規定がそれぞれ自国について効力を生じた年及びその後の各年につき、附屬書A、附屬書B、附屬書C及び附屬書Eに掲げる規制物質ごとの自国の年間生産量(第一條5に定義されるもの)及び次の量に関する統計資料を事務局に提出する。

原料として使用された量
締約国により承認された技術によつて破壊された量
締約国及び非締約国それぞれとの間の輸入量及び輸出入量

統計資料は、当該統計資料に係る年の末から遅くとも九箇月以内に送付する。

Y 第七條三の二

議定書第七條三の次に3の二として次のように加える。

3の二 締約国は、附属書AのグループⅡ及び附属書CのグループⅠに属する規制物質であつて、再利用されたものについて、当該規制物質ごとの自国の年間の輸入量及び輸出货量の統計資料を事務局に提出する。

Z 第七条4

議定書第七条4中「3」を「3の二」に改める。

AA 第九条1(a)

議定書第九条1(a)中「及び過渡的物質」を削る。

BB 第十条1

議定書第十条1中「第二条のEまでに定める規制措置」の下に「及び第五条1の二の規定に従つて

決定される第二条のFから第二条のHまでの規定に係る規制措置を加える。

CC 第十一条4(e)

議定書第十一条4(e)中「及び過渡的物質に関する状況」を削る。

DD 第十七条

議定書第十七条中「第二条のE」を「第二条のH」に改める。

EE 附属書

1 附属書C
議定書の附属書Cを次のように改める。

附属書C 規制物質

グループ	物質	異性体の数	オゾン破壊係数(注1)
グループⅠ	CHFCl ₂ /HCFC-21 (注2)	—	0.04
	CHF ₂ Cl/HCFC-22 (注2)	—	0.055
	CHFCl/HCFC-31	—	0.01
	C ₂ H ₂ FC ₂ /HCFC-121	—	0.01
	C ₂ H ₂ FC ₂ /HCFC-122	—	0.01
	C ₂ H ₂ FC ₂ /HCFC-123	—	0.01
	CHCl ₂ CF ₂ /HCFC-123 (注2)	—	0.01
	C ₂ H ₂ FC ₂ /HCFC-124 (注2)	—	0.01
	CHFClCF ₂ /HCFC-124 (注2)	—	0.01
	C ₂ H ₂ FC ₂ /HCFC-131	—	0.07
	C ₂ H ₂ FC ₂ /HCFC-132	—	0.08
	C ₂ H ₂ FC ₂ /HCFC-133	—	0.01
	C ₂ H ₂ FC ₂ /HCFC-141	—	0.05
	CH ₂ CFCl ₂ /HCFC-141b (注2)	—	0.01
	C ₂ H ₂ FC ₂ /HCFC-142	—	0.08
	CH ₂ CF ₂ Cl/HCFC-142b (注2)	—	0.065
グループⅡ	C ₂ H ₂ FC ₂ /HCFC-151	—	0.03
	C ₂ H ₂ FC ₂ /HCFC-221	—	0.01
	C ₂ H ₂ FC ₂ /HCFC-222	—	0.01
	C ₂ H ₂ FC ₂ /HCFC-223	—	0.01
	C ₂ H ₂ FC ₂ /HCFC-223	—	0.08

C ₂ H ₂ FC ₂ /HCFC-224	二	0.01	0.09
C ₂ H ₂ FC ₂ /HCFC-225	九	0.01	0.07
CF ₂ CF ₂ CHCl ₂ /HCFC-225ca (注2)	—	0.025	—
CF ₂ CF ₂ CHCl ₂ /HCFC-225cb (注2)	—	0.033	—
C ₂ H ₂ FC ₂ /HCFC-226	五	0.01	0.01
C ₂ H ₂ FC ₂ /HCFC-231	九	0.05	0.09
C ₂ H ₂ FC ₂ /HCFC-232	一六	0.08	0.10
C ₂ H ₂ FC ₂ /HCFC-233	一八	0.07	0.23
C ₂ H ₂ FC ₂ /HCFC-234	一六	0.01	0.28
C ₂ H ₂ FC ₂ /HCFC-235	九	0.03	0.52
C ₂ H ₂ FC ₂ /HCFC-241	二	0.04	0.09
C ₂ H ₂ FC ₂ /HCFC-242	一八	0.05	0.13
C ₂ H ₂ FC ₂ /HCFC-243	一八	0.07	0.12
C ₂ H ₂ FC ₂ /HCFC-244	二	0.09	0.14
C ₂ H ₂ FC ₂ /HCFC-251	二	0.01	0.01
C ₂ H ₂ FC ₂ /HCFC-252	一六	0.05	0.04
C ₂ H ₂ FC ₂ /HCFC-253	二	0.03	0.03
C ₂ H ₂ FC ₂ /HCFC-261	九	0.02	0.02
C ₂ H ₂ FC ₂ /HCFC-262	九	0.02	0.02
C ₂ H ₂ FC ₂ /HCFC-271	五	0.01	0.03
CHFBr ₂	—	1.00	—
CHF ₂ Br/CHBrFC-22B1	—	0.74	—
CH ₂ Br ₂	—	0.73	—
C ₂ H ₂ Br ₂	—	0.03	0.08
C ₂ H ₂ Br ₂	二	0.05	0.08
C ₂ H ₂ Br ₂	三	0.04	0.06
C ₂ H ₂ Br ₂	三	0.07	0.12
C ₂ H ₂ Br ₂	二	0.01	0.01
C ₂ H ₂ Br ₂	三	0.01	0.01
C ₂ H ₂ Br ₂	四	0.02	0.05
C ₂ H ₂ Br ₂	三	0.07	0.06
C ₂ H ₂ Br ₂	三	0.01	0.07
C ₂ H ₂ Br ₂	三	0.01	0.07
C ₂ H ₂ Br ₂	三	0.02	0.01
C ₂ H ₂ Br ₂	二	0.07	0.01
C ₂ H ₂ Br ₂	五	0.03	0.05
C ₂ H ₂ Br ₂	九	0.02	0.09
C ₂ H ₂ Br ₂	二	0.03	0.08
C ₂ H ₂ Br ₂	二	0.05	0.02
C ₂ H ₂ Br ₂	二	0.09	0.02
C ₂ H ₂ Br ₂	九	0.01	0.02

C ₂ H ₅ Br	五	〇・七	一・三
C ₂ H ₅ Br	九	〇・一	一・九
C ₂ H ₅ Br	一六	〇・二	二・一
C ₂ H ₅ Br	一八	〇・三	二・五
C ₂ H ₅ Br	一六	〇・三	一・七
C ₂ H ₅ Br	八	〇・九	一・四
C ₂ H ₅ Br	一二	〇・八	一・九
C ₂ H ₅ Br	一八	〇・一	一・三
C ₂ H ₅ Br	一二	〇・一	一・五
C ₂ H ₅ Br	一二	〇・三	一・四
C ₂ H ₅ Br	一六	〇・一	一・〇
C ₂ H ₅ Br	一二	〇・七	一・〇
C ₂ H ₅ Br	九	〇・四	一・四
C ₂ H ₅ Br	九	〇・七	一・八
C ₂ H ₅ Br	五	〇・二	一・七

注1 この議定書の適用上、オゾン破壊係数が数値の範囲で表示されている場合には、当該範囲内における最高値を使用する。単独の数値で表示されているオゾン破壊係数は、研究室における測定に基づく計算により決定されたものである。数値の範囲で表示されているオゾン破壊係数は、推定値に基づくものであり、確実性は劣る。数値の範囲は、異性体群に係るものである。上限値は最高のオゾン破壊係数を有する異性体のオゾン破壊係数の推定値であり、下限値は最低のオゾン破壊係数を有する異性体のオゾン破壊係数の推定値である。

注2 商業上使用される可能性の最も高い物質をこの議定書の適用上使用されるオゾン破壊係数と共に示したものである。

2

附属書E
議定書に次の附属書を加える。
附属書E 規制物質

グループ	物	質	オゾン破壊係数
グループI	CH ₂ Br 臭化メチル		〇・七

第二条 千九百九十年の改正との関係
いづれの国又は地域的な経済統合のための機関も、千九百九十年六月二十九日にロンドンにおける締約国の第二回会合において採択された改正の批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を既に寄託している場合又は同時に寄託する場合を除くは

か、この改正の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託することができない。
第三条 効力発生
1 この改正は、議定書の締約国である二十以上の国又は地域的な経済統合のための機関によりこの改正の批准書、受諾書、承認書又は加入書

が寄託されていることを条件として、千九百九十四年一月一日に効力を生ずる。同日までに当該条件が満たされなかった場合には、この改正は、当該条件が満たされた日の後九十日目の日に効力を生ずる。
2 地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、1の規定の適用上、当該機関の構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。
3 1の規定に基づきこの改正が効力を生じた後は、この改正は、1の締約国以外の議定書の締約国については、その批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。

国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の締結について承認を求めるの件
国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

国際電気通信連合憲章

前文

一 国際電気通信連合の基本的文書であるこの憲章及びこれを補足する国際電気通信連合条約(以下「条約」という。)の締約国は、各国に対してその電気通信を規律する主権を十分に承認し、かつ、平和並びにすべての国の経済的及び社会的発展の維持のために電気通信の重要性が増大していることを考慮し、電気通信の良好な運用により諸国民の間の平和的關係及び国際協力並びに経済的及び社会的発展を円滑にする目的をもって、次のとおり協定した。

第一章 基本規定

第一条 連合の目的

二 1 連合の目的は、次のとおりとする。
(a) すべての種類の電気通信の改善及び

四 (b) 電気通信の分野において開発途上国に対する技術援助を促進し及び提供すること並びにその実施に必要な物的資源及び資金の移動を促進すること。

五 (c) 電気通信業務の能率を増進し、その有用性を増大し、及び公衆によるその利用をできる限り普及するため、技術的手段の発達及びその最も能率的な運用を促進すること。

六 (d) 新たな電気通信技術の便益を全人類に供与するよう努めること。

七 (e) 平和的關係を円滑にするため、電気通信業務の利用を促進すること。

八 (f) これらの目的に対する連合員の努力を調和させること。

九 (g) 経済社会の情報化が世界的に進展していることにかんがみ、地域的及び世界的な他の政府間機関並びに電気通信に係る非政府機関と協力して、電気通信の問題に対する一層広範な取組方法の採用を国際的に促進すること。

一〇 2 このため、連合は、特に次のことを行う。
(a) 各国の無線通信の局の間の有害な混信を避けるため、無線周波数スペクトル帯の分配、無線周波数の割り振り及び周波数割当ての登録(対地静止衛星軌道上の関連する軌道位置の登録を含む。)を行うこと。

一一 (b) 各国の無線通信の局の間の有害な混信を除去するため並びに無線周波数スペクトルの使用及び無線通信業務に係る対地静止衛星軌道の使用を改善するための努力を調整すること。

一三	(c) 満足すべき業務の質を保ちつつ、電気通信の世界的な標準化を促進すること。	考慮し、かつ、連合への普遍的な参加が望ましいことを考慮して、次の国で構成する。	利を有する。地域会議においては、関係地域の連合員のみが投票の権利を有する。	は、当該業務規則において与えられる意味を有する。
一四	(d) 連合が有するすべての手段(必要な場合には、連合が国際連合の適当な計画に参加すること及び自己の資源を使用することを含む)により、開発途上国に対する技術援助を確保するための国際協力を促進し、並びに開発途上国における電気通信設備及び電気通信網の創設、拡充及び整備を促進すること。	二二 (a) この憲章及び条約の効力発生前にいずれかの国際電気通信条約の締約国として連合員である国	二八 (c) 連合員は、また、第一六九号及び第二一〇号の規定が適用される場合を除くほか、通信によって行われる協議において、一の票を投ずる権利を有する。地域会議に関する協議については、関係地域の連合員のみが投票の権利を有する。	三七 1 連合員は、自己が設置し又は運用するすべての電気通信の局で、国際業務を行うもの又は他国の無線通信業務に有害な干渉を生じさせるおそれのあるものについて、この憲章、条約及び業務規則に従う業務を負う。ただし、第四十八条の規定によってこれらの義務を免除される業務に関する場合は、この限りでない。
一五	(e) 電気通信手段、特に宇宙技術を使用する電気通信手段が有する可能性を十分に利用することができるように、これらの手段の発達を調和させるための努力を調整すること。	二三 (c) 国際連合加盟国でないその他の国で、連合員となることを申請し、かつ、その申請が連合員の三分の二に規定に従ってこの憲章及び条約に加入したもの。連合員としての加盟の申請が全権委員会から全権委員会議までの間において提出されたときは、事務総局長は、連合員と協議する。連合員は、協議を受けた日から起算して四箇月の期間内に回答しないときは、棄権したものとなす。	二九 1 連合の文書は、国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び業務規則とする。	三八 2 連合員は、また、自己が電気通信に関する設置及び運用を許可した事業体で、国際業務を行うもの又は他国の無線通信業務に有害な干渉を生じさせるおそれのある局を運用するものはこの憲章、条約及び業務規則を遵守させるため、必要な措置をとる義務を負う。
一六	(f) 電気通信の良好な業務及び健全なかつ独立の経理と而立する範囲内で、できる限り低い基準の料金を設定するため、連合員の間の協力を促進すること。	二四 1 連合員は、この憲章及び条約に定める権利を有し、義務を負う。	三〇 2 この憲章は、連合の基本的文書とし、条約によって補足される。	三九 連合は、次のものから成る。
一七	(g) 電気通信業務の協力によって人命の安全を確保する措置の採用を促進すること。	二五 2 連合の会議、会合及び協議への参加に、	三一 3 この憲章及び条約は、電気通信の利用を規律し及びすべての連合員を拘束する次に掲げる業務規則によって、更に補足される。	四〇 (a) 全権委員会(連合の最高機関)
一八	(h) 電気通信に関し、研究を行い、規則を定め、決議を採択し、勧告及び希望を作成し、並びに情報の収集及び公表を行うこと。	二六 (a) 連合員は、会議に参加する権利を有し、理事会に対する被選挙資格を有し、及び連合の役員又は無線通信規則委員会の委員の選挙に対する候補者を指名する権利を有する。	三二 4 この憲章の規定と条約又は業務規則の規定との間に矛盾がある場合には、この憲章の規定が優先する。条約の規定と業務規則の規定との間に矛盾がある場合には、条約の規定が優先する。	四一 (b) 理事会(全権委員会会議の代理者として行動する。)
一九	(i) 国際的な金融機関及び開発機関と共に、社会的な事業計画、特に、電気通信業務を各国において最も孤立した地域にまで提供することを目的とするものを進展させるための優先的かつ有利な信用枠の形成を促進することに従事すること。	二七 (b) 連合員は、また、第一六九号及び第二一〇号の規定が適用される場合を除くほか、すべての全権委員会、すべての世界会議、すべての無線通信総会、すべての研究委員会の会合及び、当該連合員が理事会の構成員であるときは、理事会のすべての会期において、一の票を投ずる権利を有する。	三三 文脈に矛盾を生じない限り、かつ、この憲章において使用し、かつ、この憲章の不可分の一部を成す附属書で定義する用語は、当該附属書において与えられる意味を有する。	四二 (c) 世界無線電通信会議
二〇	第二条 連合の構成 国際電気通信連合は、普遍性の原則を	三三 (a) この憲章において使用し、かつ、この憲章の不可分の一部を成す附属書で定義する用語は、当該附属書において与えられる意味を有する。	三四 (a) この憲章において使用し、かつ、この憲章の不可分の一部を成す附属書で定義する用語は、当該附属書において与えられる意味を有する。	四三 (d) 無線通信部門(世界無線電通信会議、地域無線通信会議、無線通信総会及び無線通信規則委員会を含む。)

四九	(a) 第一条に定める連合の目的を達成するための一般方針を決定すること。	五九	(k) その他必要と認めるすべての電気通信の問題を処理すること。 第九条 選挙及び関係事項に関する原則	六七	2 補佐されることが出来る。	七六	(4) 事務総局長は、連合の法律上の代表者として行動する。
五〇	(b) 前回の全権委員会会議の後の連合の活動並びに連合のために勧告された戦略的な政策及び計画に関して理事會が作成した報告を審査の上、適当と認めるすべての決定を採択すること。	六〇	1 全権委員会會議は、第五四号から第五六号までに規定する選挙を行うに当たり、次のことを確保する。	六八	3 全権委員会會議から全権委員会會議までの間においては、理事會は、連合の指導的機関として、全権委員会會議が委任した権限の範囲内で、同會議の代理者として行動する。	七七	2 事務総局長は、事務総局長に対して責任を負う。事務総局長は、事務総局長の職務の遂行を補佐し、事務総局長から委任される特定の任務を行う。事務総局長が不在のときは、事務総局長が事務総局長の職務を行う。
五一	(c) 次回の全権委員会會議までの期間における連合の活動に関連するすべての事項を検討の上、当該期間について、連合の予算の基準を定め、及び第五〇号に規定する報告に基づいて行われた決定を考慮して連合の経費の限度額を定めること。	六一	(a) 理事會の議席が世界のすべての地域に衡平に配分されることの必要性に妥当な考慮を払い、理事會の構成員を選出すること。	六九	4 (1) 理事會は、連合員がこの憲章、条約、業務規則、全権委員会會議の決定並びに必要な場合には連合の他の會議及び會合の決定を実施することを容易にするための適当なすべての措置をとるものとし、また、全権委員会會議が課するその他のすべての任務を行う。	七八	1 (1) 無線通信部門は、次に定めるところにより、第一条に定める無線通信に関する連合の目的を達成することとを任務とする。
五二	(d) 連合の職員編成に関するすべての一般的指示を作成し、また、必要な場合には、連合のすべての職員の基準俸給、俸給表並びに手当及び年金の制度を定めること。	六二	(b) 事務総局長、事務総局長次長、各局長及び無線通信規則委員會の委員は、それぞれ、異なる連合員の国民とするものとし、これらの者の選挙に当たっては、世界の諸地域の間に於ける衡平な地理的配分について妥当な考慮を払うこと。全権委員会會議は、役員に関しては、更に、第一五四号に定める原則についても妥当な考慮を払うべきである。	七〇	(2) 理事會は、連合の政策の方向及び戦略が、電気通信を取り巻く環境の絶えざる変化に完全に適合するようにするため、全権委員会會議の一般的指示に従って電気通信政策の広範な問題を検討する。	七九	(2) 無線通信部門及び電気通信標準化部門の双方に關係がある問題については、両部門の正確な権限について、条約の関連規定に従い、緊密な協力により、常に再検討しなければならぬ。無線通信部門、電気通信標準化部門及び電気通信開発部門の間においては、緊密な調整を確保しなければならない。
五三	(e) 連合の会計計算書を審査し、必要な場合には、最終的に承認すること。	六三	(c) 連合員が指名する候補者のうちから無線通信規則委員會の委員を個人の資格で選出すること。各連合員は、自国民である候補者を一人に限り指名することができる。	七一	(3) 理事會は、連合の活動の效果的な調整を確保し、並びに事務総局長及び三部門に対する効果的な会計上の監督を行う。	八〇	2 無線通信部門の運営は、次のものによって行う。
五四	(f) 理事會を構成する連合員を選出すること。	六四	2 第六一号から第六三号までに規定する選挙の手續は、全権委員会會議が定める規定については、条約で定める。	七二	(4) 理事會は、連合の目的に従い、連合が有するすべての手段(連合による國際連合の適当な計画への参加を含む。)により、開発途上国における電気通信の発展に貢献する。		
五五	(g) 連合の役員として、事務総局長、事務総局長次長及び各部門の局長を選出すること。	六五	1 (1) 理事會は、第六一号の規定に従って全権委員会會議が選出した連合員で構成する。	七三	1 (1) 事務総局長は、事務総局長が統括する。事務総局長は、一人の事務総局長次長によって補佐される。		
五六	(h) 無線通信規則委員會の委員を選出すること。	六六	(2) 理事會の各構成員は、理事會に参加する一人の者を任命する。この者は、一人又は二人以上の者によって	七四	(2) 事務総局長は、調整委員會の協力を得て、連合の戦略的な政策及び計画を立案し、並びにその活動を調整する。		
五七	(i) 必要な場合には、第五十五条の規定及び条約の関連規定にそれぞれ従って、この憲章及び条約の改正案を検討し及び採択すること。			七五	(3) 事務総局長は、連合の資源の経済		
五八	(j) 連合と他の國際機関との間の協定を必要に応じて締結し又は改正し、並びに理事會が連合を代表してこれらの國際機関と締結した暫定的協定						

八一	(a) 世界無線通信会議及び地域無線通信会議	九七	問題を検討すること。	一〇三	第十六条 無線通信局長の任務は、条約で定め
八二	(b) 無線通信規則委員会				る。
八三	(c) 無線通信総会(世界無線通信会議と連携する。)	九八	(c) 第七八号に規定する周波数の割当て及び使用に關して、無線通信規則に定める手続に従い、権限のある會議が定め、又はこの會議の準備若しくはその決定の実施のため連合員の過半数の同意を得て理事会が定めるすべての追加の任務を行うこと。	一〇四	第三章 電気通信標準化部門 第十七条 任務及び組織 1(1) 電気通信標準化部門は、電気通信を世界的規模で標準化するため、技術、運用及び料金の問題についての研究を行うこと並びにこれらの問題に關する勧告を採択することにより、第一条に定める電気通信の標準化に關する連合の目的を十分に達成することを任務とする。
八四	(d) 研究委員会				
八五	(e) 無線通信局(選出された局長が統括する。)	九九	(2) 無線通信規則委員会の委員は、連合のために自己の職務を行うことに關し、いかなる政府若しくはその職員又はいかなる公私の機關若しくは人からも指示を求め又は受けてはならない。委員は、第九八号に定める委員としての地位と両立しないおそれのあるいかなる措置をとること	一〇五	(2) 電気通信標準化部門及び無線通信部門の双方に關係がある問題に關しては、両部門の正確な権限について、条約の關連規定に従い、緊密な協力により、常に再検討しなければならない。無線通信部門、電気通信標準化部門及び電気通信開発部門の間においては、緊密な調整を確保しなければならない。
八六	3 無線通信部門の構成員は、次のとおりとする。				ものによつて行う。
八七	(a) すべての連合員の主管庁(権利として構成員となる。)				一〇六 2 電気通信標準化部門の運営は、次のものによつて行う。
八八	(b) 条約の關連規定により承認された団体又は機關				一〇七 (a) 世界電気通信標準化會議
八九	第十三条 無線通信會議及び無線通信總会				一〇八 (b) 電気通信標準化研究委員會
	1 世界無線通信會議は、無線通信規則の一部改正又は、例外として、全部改正を行い、及びその他世界的性質を有する問題(同會議の権限内のもの)であり、かつ、その議事日程に關するものに限る。)を取り扱うことができる。同會議のその他の任務は、条約で定め	九四	2 無線通信規則委員会の任務は、次のとおりとする。	一〇九 (c) 電気通信標準化局(選出された局長が統括する。)	一一〇 3 電気通信標準化部門の構成員は、次のとおりとする。
九〇	2 世界無線通信會議は、通常二年ごとに招集する。ただし、条約の關連規定に従い、同會議を二年ごとに招集しないこと又は追加的に招集することができ	九五	(a) 無線通信規則及び権限のある無線通信會議の決定に適合した手続規則(技術基準を含む。)を承認すること。この手続規則は、無線通信局長及び無線通信局が連合員の行う周波数割当てを登録するために無線通信規則を適用するに当たつて使用する。主管庁は、この手続規則に対して意見を付することができ、意見の相違が継続する場合には、その問題	一一〇	(a) すべての連合員の主管庁(権利として構成員となる。)
九一	3 無線通信總会は、同様に通常二年ごとに招集するものとし、無線通信部門の能率を向上させるため、場所及び期日について世界無線通信會議と連携する。無線通信總会は、世界無線通信會議の討議に必要な技術的基礎を確立し、及び同會議のすべての要請に應ず	九六	る。次回の世界無線通信會議に提出する。	一一一 (b) 条約の關連規定により承認された団体又は機關	一一二 第十八条 世界電気通信標準化會議
九二	4 世界無線通信會議、無線通信總会及び地域無線通信會議の決定は、いかな		(b) 第九五号の手続規則の適用によつて解決することができないその他の	一一三 1 世界電気通信標準化會議の任務は、条約で定め	一一四 2 世界電気通信標準化會議は、四年ご

とに招集する。ただし、条約の関連規定に従い、同会議を追加的に開催することができる。	一〇〇 2 緊密な協力の対象とする。第一一八号及び第一一九号の規定の範囲内において、電気通信開発部門の具体的な任務は、次のとおりとする。	一四〇 (b) 地域電気通信開発会議 3 全権委員会から全権委員会議までの間に、世界電気通信開発会議並びに、資力及び優先度に応じて、地域電気通信開発会議を開催する。	一四二 4 電気通信開発会議は、最終文書を作成しないものとする。同会議の結論は、決議、決定、勧告又は報告の形式によるものとし、いかなる場合にも、この憲章、条約及び業務規則の規定に適合するものでなければならぬ。同会議は、決議及び決定を採択する場合、予見可能な会計上の影響を考慮し、また、全権委員会議の定められた最高限度額を超える支出をもちたらずおそれのある決議及び決定の採択を避けるべきである。
一一五 3 世界電気通信標準化会議の決定は、いかなる場合にも、この憲章、条約及び業務規則の規定に適合するものでなければならぬ。同会議は、決議及び決定を採択する場合には、予見可能な会計上の影響を考慮し、また、全権委員会議の定められた最高限度額を超える支出をもちたらずおそれのある決議及び決定の採択を避けるべきである。	一一二 (b) 他の関係機関の活動を考慮して、人的資源の開発、計画の立案、経営管理、資源の移動及び研究開発の能力を強化することにより、電気通信網及び電気通信業務（特に開発途上国におけるもの）の開発、拡充及び運用を奨励すること。	一二八 (h) 電気通信業務の提供を目的として国際的及び地域的な電気通信網を開発することについての調整を円滑にするため、そのような電気通信網に関する総合的な計画の立案に当たり、その他の部門、事務総局その他の関係機関と協力すること。	一四三 5 電気通信開発会議の任務は、条約で定める。
一一六 電気通信標準化研究委員会の任務は、条約で定める。	一二三 (c) 地域的な電気通信機関並びに世界的及び地域的な開発金融機関との協力により、電気通信開発部門の開発計画に含まれている事業の良好な実施を確保するため当該事業の進捗状況を注視しつつ、電気通信の開発を促進すること。	一二九 (i) 第一二二号から第一二八号までに定める任務の遂行に当たり、後発開発途上国のニーズに特別の注意を払うこと。	一四四 電気通信開発研究委員会の任務は、条約で定める。
一一七 電気通信標準化局長の任務は、条約で定める。	一二四 (d) 電気通信の分野において開発途上国に対して援助を与えるため、優先的かつ有利な信用枠の形成を奨励すること並びに国際的及び地域的な金融機関及び開発機関と協力することによって、資源の移動を促進すること。	一三〇 3 電気通信開発部門の運営は、次のものによって行われる。	一四五 電気通信開発局長の任務は、条約で定める。
一一八 1 (1) 電気通信開発部門は、第一条に定める連合の目的を達成することを任務とする。同部門は、また、技術協力及び技術援助のための活動を行い、組織し及び調整することにより電気通信の開発を促進し及び向上させるため、国際連合の専門機関としての及び国際連合の開発のための体制その他の資金供与のための制度の下で事業を実施するための執行機関としての連合の二重の責任を、特定の権限の範囲内で、遂行することを任務とする。	一二五 (e) 先進国における電気通信網の発展及び変容を考慮して、開発途上国への適当な技術の移転を促進する計画を推進し及び調整すること。	一三一 (a) 世界電気通信開発会議及び地域電気通信開発会議	一四六 1 世界国際電気通信会議は、国際電気通信規則の一部改正又は、例外として、全部改正を行い、及びその他世界的性質を有する問題（同会議の権限内のもの又はその議事日程に関するものに限り）を取り扱うことができる。
一九九 (2) 無線通信部門、電気通信標準化部門及び電気通信開発部門の活動で、開発に係る事項に関するものについては、この憲章の関連規定に従い、	一二六 (f) 開発途上国における電気通信の開発への産業の参加を奨励し、並びに適当な技術の選択及び移転に関する助言を与えること。	一三二 (b) 電気通信開発研究委員会	一四七 2 世界国際電気通信会議の決定は、いかなる場合にも、この憲章及び条約の規定に適合するものとする。同会議
二二九	一二七	一三三 (c) 電気通信開発局長（選出された局長が統括する。）	一四八 第五章 連合の運営に関するその他の規定
二二八	一二八	一三四 4 電気通信開発部門の構成員は、次のとおりとする。	一四九 第二十五条 世界国際電気通信会議
二二七	一二九	一三五 (a) すべての連合員の主管庁（権利として構成員となる。）	一五〇 第二十五条 世界国際電気通信会議
二二六	一二八	一三六 (b) 条約の関連規定により承認された団体又は機関	一五一 第二十五条 世界国際電気通信会議
二二五	一二七	一三七 1 電気通信開発会議は、電気通信の開発に関係がある問題、事業及び計画を検討するため並びに電気通信開発局に対して指針を与えるための討議の場とする。	一五二 第二十五条 世界国際電気通信会議
二二四	一二六	一三八 2 電気通信開発会議は、次のものから成る。	一五三 第二十五条 世界国際電気通信会議
二二三	一二五	一三九 (a) 世界電気通信開発会議	一五四 第二十五条 世界国際電気通信会議

は、決議及び決定を採択する場合に
は、予見可能な会計上の影響を考慮し
なければならず、また、全権委員会議
の定めた最高限度額を超える支出をも
たらすことがある決議及び決定の採択
を避けるべきである。

第二十六条 調整委員会

一四八 1 調整委員会は、事務総局長、事務総
局長及び三部門の局長で構成する。
同委員会は、事務総局長が議長とな
り、事務総局長が不在のときは、事務
総局長が議長となる。

一四九 2 調整委員会は、事務総局長に助言を
与え、並びに事務、会計、情報システ
ム及び技術協力に関する事項で特定の
部門又は事務総局長の専属的な権限内
にはないすべてのもの並びに対外関係及
び広報の分野のすべての事項について
事務総局長に実務上の援助を与える内
部の運営組織としての任務を行う。同
委員会がこれらの事項を検討する場合
には、この憲章及び条約の規定、理事
会の決定並びに連合全体の利益を十分
に考慮する。

第二十七條 連合の役員及び職
員
一五〇 1 (1) 連合の役員及び職員は、その職務
の遂行に当たり、いかなる政府又は
連合外のいかなる当局からも指示を
求め又は受けてはならない。連合の
役員及び職員は、国際公務員としての
地位と両立しないいかなる行動も
差し控えなければならない。

一五一 (2) 連合員は、連合の役員及び職員の
職務の専ら国際的な性質を尊重しな
ければならず、また、これらの者に
対し、その職務の遂行について影響
を及ぼそうとすることを差し控えな
ければならない。

(3) 連合の役員及び職員は、その職務
外において、方法のいかなるを問わ
ず、電気通信に関係があるいかなる
企業にも参加してはならず、また、
これと金銭的関係を有してはならな
い。もつとも「金銭的関係」という
語は、従前の雇用又は勤務に基づく
退職年金の支払の継続を妨げるもの
と解してはならない。

一五三 (4) 連合員は、連合の能率的な運営を
確保するため、自国民が事務総局
長、事務総局長又は局長に選出さ
れた場合には、全権委員会から全
権委員会選出までの間にその者を召還
することをできる限り差し控えなけ
ればならない。

一五四 2 職員の採用及び勤務条件の決定に当
たっては、最高水準の能率、能力及び
誠実性を有する職員の勤務を連合のた
めに確保することの必要性に最大の考
慮を払わなければならない。また、でき
る限り広範な地理的基礎に基づいて職
員を採用することの重要性についても
妥当な考慮を払わなければならない。

第二十八條 連合の会計

一五五 1 連合の経費は、次のものに関する費
用から成る。

- 一五六 (a) 理事会
- 一五七 (b) 事務総局及び連合の各部門
- 一五八 (c) 全権委員会及び世界国際電気通
信会議

一五九 2 連合の経費には、連合員並びに条約
の関連規定に従って連合の活動に参加
することを承認された団体及び機関の
分担金をもって充てる。分担金額は、
各連合員及び承認された団体又は機関
が条約の関連規定に従って選定した分
担等級の単位数に応じて決定される。
一六〇 3 (1) 連合員は、連合の経費を負担する

ための分担等級を任意に選定する。
(2) 分担等級の選定は、条約に定める
分担等級表に従って、全権委員会議
の終了後六箇月以内に行う。

一六一 (3) 全権委員会が条約に定める分担
等級表の改正を採択した場合には、
事務総局長は、その改正の効力発生
の日を各連合員に通報する。各連合
員は、その通報の日の後六箇月以内
に、改正された効力を有する分担等級
表に従って選定した分担等級を事務
総局長に通知する。

一六三 (4) 各連合員が第一六一号又は第一六
二号の規定に従って選定した分担等
級は、第一六一号又は第一六二号に
規定する六箇月の期間の満了後一年
の期間が経過した後の一月一日から
適用する。

一六四 4 第一六一号及び第一六二号にそれぞ
れ定める期限内に決定を通知しない連
合員は、従前の分担等級を維持する。

一六五 5 連合員が選定した分担等級は、第一
六一号から第一六三号までの規定の適
用によってのみ、減少させることができ
る。ただし、国際的な救援計画の発
動を必要とする自然災害のような例外
的状況の下において、連合員がその分
担単位数を減少させることを要求し、
かつ、当初に選定した分担等級におけ
る分担金を維持することができなく
なったことを立証した場合には、理事
会は、これを承認することができる。

一六六 6 連合員は、同様に、第一六三号に定
める日から開始する分担金の新たな期
間において、分担金に関する自己の相
対的な地位が従前のものに比べて著し
く不利になっている場合には、理事会
の承認を得て、第一六一号の規定に
従って選定した分担等級よりも下位の

分担等級を選定することができる。
一六七 7 第四三号の地域無線通信会議の経費
は、関係地域のすべての連合員及び必
要な場合には当該会議に参加したその
他の地域の連合員がその分担等級に
従って負担する。

一六八 8 連合員並びに第一五九号に規定する
団体及び機関は、理事会が決定した二
年予算に基づいて、かつ理事会が選択
することができる調整額を考慮に入れ
て計算した毎年の分担金額を前払す
る。

一六九 9 連合に対する支払が延滞している連
合員は、その延滞している額が直前の
二年度について当該連合員の支払うべ
き分担金の額以上であるときは、第二
七号及び第二八号に定める投票の権利
を失う。

一七〇 10 第一五九号に規定する団体及び機関
並びに他の国際機関の分担金に関する
具体的な規定は、条約で定める。

第二十九條 言語

一七一 1 (1) 連合の公用語及び業務用語は、
英語、アラビア語、中国語、スペイ
ン語、フランス語及びロシア語とす
る。

一七二 (2) 第一七一号に定める言語は、全権
委員会議の関連決定に従い、連合に
おける文書の作成及び公表(その作
成及び公表は、各言語による文書が
形式及び内容において同様となるよ
うに行う)のため、並びに連合の会
議中及び会合中における相互間の通
訳のために、使用する。

一七三 (3) 矛盾又は紛議がある場合には、フ
ランス文による。

一七四 2 会議又は会合のすべての参加者が同
意するときは、討論は、第一七一号に
定める言語よりも少ない数の言語によ

り行うことができる。

第三十条 連合の所在地

一七五 連合の所在地は、ジュネーヴとする。

第三十一条 連合の法律上の能力

一七六 連合は、その任務の遂行及びその目的の達成のために必要な法律上の能力を各連合員の領域において享有する。

第三十二条 会議及び他の会合の内部規則

一七七 1 連合の会議及び会合は、その業務の組織及び討論の方法について、条約で定める内部規則を適用する。

一七八 2 会議及び理事会は、内部規則を補足するために不可欠と認める規則を採択することができる。もっとも、このよう

な補足的規則は、この憲章及び条約の規定に抵触するものであってはならない。会議が採択した補足的規則は、会議の文書として公表する。

第六章 電気通信に関する一般規定

第三十三条 国際電気通信業務を利用する公衆の権利

一七九 連合員は、公衆に対し、国際公衆通信業務によって通信する権利を承認する。各種類の通信において、業務、料金及び保障は、すべての利用者に対し、いかなる優先権又は特恵も与えることなく同一とする。

第三十四条 電気通信の停止

一八〇 1 連合員は、国の安全を害すると認められる私報又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる私報の伝送を停止する権利を留保する。この場合には、私報の全部又は一部の停止を直ちに発信局に通知する。ただし、その通知が国の安全を害する

と認められる場合は、この限りでない。

一八一 2 連合員は、また、他の私用の電気通信であつて国の安全を害すると認められるもの又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められるものを切断する権利を留保する。

第三十五条 業務の停止

一八二 連合員は、国際電気通信業務を全般的に、又は一定の関係若しくは通信の一定の種類(発信、着信又は中継)に限って、停止する権利を留保する。この場合には、停止する旨を事務総局長を経由して直ちに他の連合員に通知する。

第三十六条 責任

一八三 連合員は、国際電気通信業務の利用者に対し、特に損害賠償の請求に関して、いかなる責任も負わない。

第三十七条 電気通信の秘密

一八四 1 連合員は、国際通信の秘密を確保するため、使用される電気通信のシステムに適合するすべての可能な措置をとることを約束する。

一八五 2 もっとも、連合員は、国内法令の適用又は自国が締結国である国際条約の実施を確保するため、国際通信に関する、権限のある当局に通報する権利を留保する。

第三十八条 電気通信路及び電気通信設備の設置、運用及び保護

一八六 1 連合員は、国際電気通信の迅速かつつ断続の交換を確保するために必要な通信路及び設備を最良の技術的条件下で設置するため、有用な措置をとる。

一八七 2 第一八六号の通信路及び設備は、できる限り、実際の運用上の経験から最良と認められた方法及び手続によって運用し、良好に使用することができる状態に維持し、並びに科学及び技術の

進歩に合わせて進歩していくようにしなければならない。

一八八 3 連合員は、その管轄の範囲内において、第一八六号の通信路及び設備を保護する。

一八九 4 すべての連合員は、特別の取極による別段の定めがある場合を除くほか、その管理の範囲内にある国際電気通信回線の部分の維持を確保するために有用な措置をとる。

第三十九条 違反の通報

一九〇 連合員は、第六条の規定の適用を容易にするため、この憲章、条約及び業務規則に対する違反に関し、相互に通報することを約束する。

第四十条 人命の安全に関する電気通信の優先順位

一九一 国際電気通信業務は、海上、陸上、空中及び宇宙空間における人命の安全に関するすべての電気通信並びに世界保健機関の伝染病に関する特別に緊急な電気通信に対し、絶対的優先順位を与えなければならない。

第四十一条 官用電気通信の優先順位

一九二 前条及び第四十六條の規定に従うことを条件として、官用電気通信(附屬書第一〇一四号参照)は、当事者が特に請求したときは、可能な範囲で、他の電気通信に対して優先順位を有する。

第四十二条 特別取極

一九三 連合員は、連合員全体には関係しない電気通信の問題について特別取極を締結する権能を、自己のため並びに認められた事業体及び正当に許可されたその他の事業体のために留保する。ただし、特別取極は、その実施によって、他の連合員の無線通信業務に生じさせ得る有害な混乱に関し及び、一般に、他の連合員の

その他の電気通信業務の運用に生じさせ得る技術的な支障に関しては、この憲章、条約及び業務規則に抵触してはならない。

第四十三条 地域的会議、地域的取極及び地域的機関

一九四 連合員は、地域的に取り扱うことができる電気通信の問題を解決するため、地域的会議を開催し、地域的取極を締結し、及び地域的機関を設置する権利を留保する。地域的取極は、この憲章又は条約に抵触してはならない。

第七章 無線通信に関する特別規定

第四十四条 無線周波数スペクトル及び対地静止衛星軌道の使用

一九五 1 連合員は、使用する周波数の数及びスペクトル幅を、必要な業務の運用を十分に確保するために欠くことができない最小限度にとどめるよう努める。このため、連合員は、改良された最新の技術のできる限り速やかに適用するよう努める。

一九六 2 連合員は、無線通信のための周波数帯の使用に当たっては、周波数及び対地静止衛星軌道が有限な天然資源であることに留意するものとし、また、これらを各国又はその集団が公平に使用することができるように、開発途上国の特別な必要性及び特定の国の地理的事実を考慮して、無線通信規則に従って合理的、効果的かつ経済的に使用しななければならないことに留意する。

第四十五条 有害な混信

一九七 1 すべての局は、その目的のいかんを問わず、他の連合員、認められた事業体その他正当に許可を得て、かつ、無

線通信規則に従つて無線通信業務を行う事業体の無線通信又は無線業務に有害な混信を生じさせないように設置し及び運用しなければならない。

二〇八 2 連合員は、認められた事業体その他正当に許可を得て無線通信業務を行う事業体に第一九七号の規定を遵守させることを約束する。

一九九 3 連合員は、また、すべての種類の電気機器及び電気設備の運用が第一九七号の無線通信又は無線業務に有害な混信を生じさせることを防ぐため、実行可能な措置をとることの必要性を認める。

第四十六條 遭難の呼出し及び通報

二〇〇 無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、いづれから発せられたかを問わず、絶対的優先順位において受信し、同様にこの通報に応答し、及び直ちに必要な措置をとる義務を負う。

第四十七條 虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号

二〇一 連合員は、虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号の伝送又は流布を防ぐために有用な措置をとること並びにこれらの信号を発射する自国の管轄の下にある局を探索し及び識別するために協力することを約束する。

第四十八條 国防機関の設備

二〇二 1 連合員は、軍用無線設備について、完全な自由を保有する。

二〇三 2 もっとも、第二〇二号の設備は、遭難の場合において行方救助に関する規定、有害な混信を防ぐためとする措置に関する規定並びに使用する発射の型式及び周波数に関する業務規則の規定を、当該設備が行う業務の性質に従つて、できる限り遵守しなければならない。

二〇四 3 第二〇二号の設備は、また、公衆通信業務その他業務規則によつて規律される業務に参加するときは、原則として、これらの業務に適用される規定に従わなければならない。

第八章 国際連合その他の国際機関及び非連合員との関係

二〇五 第四十九條 国際連合との関係
国際連合と国際電気通信連合との関係は、これらの機関の間で締結された協定で定める。

第五十條 その他の国際機関との関係

二〇六 連合は、電気通信の分野における完全な国際的調整の実現に資するため、利害関係を有し又は関連する活動を行う国際機関と協力する。

二〇七 第五十一條 非連合員との関係
すべての連合員は、連合員でない国と電気通信を交換することを認める条件を定める権能を、自己のため及び認められた事業体のために留保する。連合員でない国から発する電気通信が連合員によつて受信されたときは、その通信は、伝送されなければならない。また、当該通信が連合員の通信路を経由する限り、この憲章、条約及び業務規則の義務的規定並びに通常の料金の適用を受ける。

第九章 最終規定

第五十二條 批准、受諾又は承認

二〇八 1 この憲章及び条約は、署名連合員により、自国の憲法上の規定に従つて、単一の文書の形式で、同時に批准され、受諾され又は承認されなければならない。この文書は、できる限り速やかに事務総局長に寄託するものとし、

事務総局長は、各文書の寄託を連合員に通報する。

二〇九 2 (1) この憲章及び条約の効力発生の日から起算して二年の期間中、署名連合員は、第二〇八号の規定に従つて批准書、受諾書又は承認書を寄託していない場合にも、第二五号から第二八号までの規定により連合員に与えられる権利を有する。

二一〇 (2) この憲章及び条約の効力発生の日から起算して二年の期間の満了後は、第二〇八号の規定に従つて批准書、受諾書又は承認書を寄託していない署名連合員は、これらの文書のうちいづれかのものを寄託しない限り、連合のいかなる会議、理事会のいかなる会期、連合の各部門のいかなる会合又はこの憲章及び条約に従い通信によつて行われるいかなる協議においても、投票する資格を有しない。もっとも、この連合員の投票権以外の権利は、影響を受けない。

二一一 3 第五十八條の規定に従つてこの憲章及び条約が効力を生じた後は、批准書、受諾書又は承認書は、事務総局長に寄託した日に効力を生ずる。

第五十三條 加入

二一二 1 この憲章及び条約に署名しなかった連合員又は第二二条の(b)若しくは(c)の適用を受けるその他の国は、当該その他の国については同条の規定に従うことを条件として、いつでもこの憲章及び条約に加入することができる。加入は、この憲章及び条約の双方を対象とする単一の文書の形式で同時に行う。

二一三 2 加入書は、事務総局長に寄託する。事務総局長は、加入書を受領したときは直ちにこれを連合員に通報し、その認証書を連合員に送付する。

二一四 3 第五十八條の規定に従つてこの憲章及び条約が効力を生じた後は、加入書は、別段の表示がない限り、事務総局長に寄託した日に効力を生ずる。

二一五 第四十四條 業務規則
1 第四條に規定する業務規則は、拘束力を有する国際的な文書であり、また、この憲章及び条約の規定に適合するものでなければならない。

二一六 2 前二条の規定に従つて行ふこの憲章及び条約の批准、受諾若しくは承認又はこれらの文書への加入は、権限のある世界会議がこの憲章及び条約の署名の日前に採択した業務規則に拘束されることについての同意を含む。この同意は、業務規則又はその改正の署名の際に付した留保が批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の時に維持されている限度において、当該留保を害するものではない。

二一七 3 第二一六号に規定する日の後に採択された業務規則の一部改正又は全部改正に署名したすべての連合員は、自国の国内法令の認める範囲内で、その改正を暫定的に適用する。その暫定的適用は、その業務規則の改正に定める日に開始するものとし、その改正の署名の際に留保を付した場合には、当該留保に従う。

二一八 4 第二一七号に規定する暫定的適用は、次のいづれかのときまで継続する。

二一九 (a) 連合員が、業務規則の改正に拘束されることについて同意する旨を事務総局長に通知し、かつ、必要な場合には、その改正の署名の際に付した留保を維持する限度を示すとき。

二二〇 (b) 連合員が、業務規則の改正に拘束されることについて同意しない旨を事務総局長に通知し、事務総局長が

二二二 5 暫定的適用の開始の日として業務規則の改正で定められた日から起算して三十六箇月の期間の満了前に、事務総局長が、その改正に署名した連合員から第二一九号又は第二二〇号に規定する通知を受領しない場合には、当該連合員は、当該改正の署名の際に留保を付したときには当該留保に従うことを条件として、当該改正に拘束されることについて同意したものとみなす。	二二五 2 もっとも、第二二四号の規定に従って提出された改正案に対する修正案については、連合員又は全権委員會議におけるその代表団は、これをいつでも提出することができる。	二二二 9 事務総局長は、改正文書の効力発生の後、國際連合憲章第二百二条の規定により、当該改正文書を國際連合事務局に登録する。第二四一号の規定は、改正文書について準用する。	二三八 1 この憲章及び条約は、千九百九十四年七月一日に、批准書、受諾書、承認書又は加入書を同日前に寄託した連合員の間に効力を生ずる。
二二一 6 第二一六号に規定する日の後に採択された業務規則の一部改正又は全部改正に署名しなかった連合員は、その改正に拘束されることについて同意する旨を速やかに事務総局長に通知するよう努める。第二二一号に規定する期間の満了前に、事務総局長が、当該連合員からいかなる通知も受領しない場合には、当該連合員は、当該改正に拘束されることについて同意したものとみなす。	二二六 3 全権委員會議の本案議においてこの憲章の改正案又はこれに対する修正案を審議する場合には、全権委員會議に派遣された代表団の二分の一を超える代表団が出席していなければならない。	二二三 1 連合員は、この憲章、条約又は業務規則の解釈又は適用に関する問題の紛争を、交渉によって、外交上の経路によって、國際紛争の解決のために締結する二國間若しくは多数國間の条約で定める手続によって又は合意により定めることのできるその他の方法によって解決することができる。	二四〇 3 連合の事務総局長は、國際連合憲章第二百二条の規定により、この憲章及び条約を國際連合事務局に登録する。
二二三 7 事務総局長は、この条の規定により受領した通知を速やかに連合員に通報する。	二二七 4 この憲章の改正案に対する修正案及び改正案全体（修正されたものであるかないかを問わない）は、採択されるためには、本會議において、全権委員會議に派遣されかつ投票権を有する代表団の少なくとも三分の二によって承認されなければならない。	二三四 2 第二三三号に定めるいずれの解決方法も採用されなかったときは、紛争当事者である連合員は、条約で定める手続に従って、紛争を仲裁に付することができる。	二四二 5 この憲章及び条約の各言語による條約文の間に矛盾がある場合には、フランス文による。
二二四 1 連合員は、この憲章の改正を提案することができる。その提案は、すべての連合員への送付及びすべての連合員による検討が十分な余裕をもって行われ得るように、全権委員會議の開会の日の遅くとも八箇月前に、事務総局長に到着しなければならない。事務総局長は、できる限り速やかに、かつ、全権委員會議の開会の日の遅くとも六箇月前に、当該提案をすべての連合員に送付する。	二二八 5 第二二四号から第二二七号までに特に規定する場合を除くほか、条約に定める會議に関する一般規定並びに會議及び他の會合の内部規則を適用する。	二三五 3 この憲章、条約及び業務規則に係る紛争の義務的解決に関する選択議定書は、当該選択議定書の締約國である連合員の間に適用する。	二四二 以上の証拠として、下名の全権委員は、この國際電氣通信連合憲章の原本及び國際電氣通信連合条約の原本に署名した。
二二五 1 連合員は、この憲章の改正を提案することができる。その提案は、すべての連合員への送付及びすべての連合員による検討が十分な余裕をもって行われ得るように、全権委員會議の開会の日の遅くとも八箇月前に、事務総局長に到着しなければならない。事務総局長は、できる限り速やかに、かつ、全権委員會議の開会の日の遅くとも六箇月前に、当該提案をすべての連合員に送付する。	二二九 6 全権委員會議が採択したこの憲章のすべての改正は、全体として、かつ、単一の改正文書の形式で、当該全権委員會議が定めた日に、この憲章及び当該改正文書の批准書、受諾書、承認書又は加入書をその日前に寄託した連合員の間に効力を生ずる。当該改正文書の一部のみの批准、受諾若しくは承認又はこれへの加入は、認めない。	二三六 1 この憲章及び条約を批准し、受諾し、承認し又はこれらに加入した連合員は、これらを廃棄する権利を有する。この憲章及び条約を廃棄する場合に、事務総局長に於ては通告により、単一の文書の形式で、同時に廃棄する。事務総局長は、その通告を受領したときは、これを他の連合員に通報する。	二四二 次定議する意味を有する。 主管庁 國際電氣通信連合憲章、國際電氣通信連合条約及び業務規則の義務を履行するためにとるべき措置に

一〇〇三 ついて責任を有する政府の機関
有害な混信 無線航行業務その他の安
全業務の運用を妨害し、又は無線通
信規則に従って行う無線通信業務の
運用に重大な悪影響を与え、若しくは
これを反覆的に中断し若しくは妨
害する混信

一〇〇四 公衆通信 局が公衆の用に供されてい
る事実により、局が伝送するために
受信しなければならぬ電気通信
代表団 同一の連合員が派遣する代表
及び、場合により、代表者、顧問、
随員又は通訳の全体

一〇〇五 各連合員は、任意にその代表団を
構成するものとし、特に、条約の関
連規定により承認された団体又は機
関に属する者を、特に代表、顧問又
は随員の資格で、代表団に含めるこ
とができる。

一〇〇六 代表 全権委員会に対して連合員の
政府が派遣する者又は連合の会議若
しくは会合において連合員の政府若
しくは主管庁を代表する者

一〇〇七 事業体 個人、団体、企業又は政府の
施設で、国際電気通信業務を行うた
めの電気通信設備又は国際電気通信
業務に有害な混信を生じさせるおそ
れのある電気通信設備を運用するも
の

一〇〇八 認められた事業体 第一〇〇七号に定
義する事業体のうち公衆通信業務又
は放送業務を運用する事業体で、そ
の主たる事務所の所在地がある連合
員によって、又は自己の領域におい
て電気通信業務に関する設置及び運
用を当該事業体に許可した連合員に
よって、第六条に定める義務を課さ
れたもの

一〇〇九 無線通信 電波による電気通信

一〇一〇 放送業務 一般公衆によって直接に受
信されるための発射を行う無線通信
業務。放送業務は、音響のための発
射、テレビジョンのための発射その
他の形態の発射を含むことができ
る。

一〇一一 国際電気通信業務 異なった国に存在
し又は属するすべての種類の電気通
信の局の間における電気通信の提供
電気通信 有線、無線、光線その他の
電磁的方式によるすべての種類の記
号、信号、文言、影像、音響又は情
報のすべての伝送、発射又は受信

一〇一二 電報 受取人に配達するため電信に
よって伝送することを意図した文
言。この用語は、別段の定めがない
限り、無線電報を含む。

一〇一三 官用電気通信 次のいずれかのものか
ら発する電気通信又はその返信
元首

一〇一四 政府の長又は政府の一員である者
陸軍、海軍又は空軍の司令長官
外交官又は領事官
国際連合事務総長又は国際連合の
主要機関の長
国際司法裁判所

一〇一五 私電 官用電報又は業務用電報以外の
電報

一〇一六 電信 伝送された情報を受信と同時に
画像記録の形式で記録するための電
気通信の形式。伝送された情報は、
場合により、他の形式で提供するこ
と又は将来の使用のために記録する
ことができる。

注 画像記録とは、情報の媒体で
あって、筆記され若しくは印刷
された文言又は静止影像を永久
的な形式で記録するものであ
り、かつ、整理し及び検索する

一〇一七 電話 主として言語の形式で情報を交
換するための電気通信の形式

第一章 連合の運営
第一節
第一条 全権委員会
全権委員会は、国際電気通信連
合憲章(以下「憲章」という。)第八条
の関連規定により招集する。

二 全権委員会会議の正確な場所及び期
日は、実行可能なときは前回の全権
委員会が定め、これが不可能なと
きは連合員の過半数の同意を得て理
事会が定める。

三 2 (1) 次回の全権委員会会議の正確な場所
及び期日又はこれらのいずれかは、
次のいずれかの場合には、変更する
ことができる。

四 (a) 連合員の少なくとも四分の一が
事務総局長に対して個別に請求す
る場合

五 (b) 理事会が提案する場合
第四号又は第五号のいずれの場合
の変更も、連合員の過半数の同意を
要する。

六 第二条 選挙及び関係事項
七 理事会
1 理事会の構成員として選出された連
合員は、第一〇号から第一二二号まで
定めるところにより欠員が生じたもの
とされる場合を除くほか、新たな理事
会が選出される日までその任務を行
う。これらの連合員は、再選されるこ
とができる。

八 2 (1) 全権委員会から全権委員会
での間において理事会に欠員が生じ
た場合には、同一の地域に属する連

九 合員で、前回の投票において当選し
なかったもののうち最大の投票数を
得たものが、権利として理事会の構
成員となる。

(2) 何らかの理由により第八号に定め
る手続に従って理事会の欠員を満た
すことができない場合には、理事会
の議長は、関係地域の他の連合員に
対し、一箇月の期間内に立候補する
よう要請する。この期間が経過した
後、理事会の議長は、連合員に対
し、理事会の新たな構成員を選出す
るよう要請する。その選出は、通信
による秘密投票によって行うものと
し、第八号に規定する投票数を得る
ことを必要とする。その新たな構成
員は、次回の権限のある全権委員会
議が新たな理事会の選挙を行うまで
その地位にとどまる。

一〇 3 次のいずれかの場合には、理事会に
欠員が生じたものとみなす。

(a) 理事会の構成員が理事会の連続す
る二の通常会期に代表者を出席させ
なかった場合

(b) 連合員が理事会の構成員としての
地位を放棄した場合

一三 役員
1 事務総局長、事務総局次長及び各局
長は、その選挙の際に全権委員会
が定める日に就任する。事務総局長、事
務総局次長及び各局長は、通常、次回
の全権委員会が定める日までその職
にとどまるものとし、一回に限り再選
されることができる。

一四 2 事務総局長の職が空席となった場合
には、事務総局次長がその後任者とな
り、次回の全権委員会が定める日ま
でその職にとどまる。このようにして
事務総局次長が事務総局長の後任者と

なる場合には、事務総局長の職は、同時に空席となるものとみなし、第一五号の規定が適用される。

一五 3 事務総局長の職が次の全権委員會議の開会予定日前百八十日を超えて空席となる場合には、理事会は、任期の残りの期間について、その後任者を任命する。

一六 4 事務総局長及び事務総局次長の職が同時に空席となった場合には、各局長のうちその職にある期間の最も長い者が九十日を超えない期間事務総局長の職務を行う。理事会は、事務総局長を任命し、また、事務総局長及び事務総局次長の職が次の全権委員會議の開会予定日前百八十日を超えて空席となる場合には、事務総局長を任命する。このようにして理事会が任命した者は、前任者の任期の残りの期間その職にとどまる。

一七 5 不測の事情により局長の職が空席となった場合には、事務総局長は、その空席が生じた日の後の最初の通常会期において理事会が新たな局長を任命するまでの間、空席となった局長の職務の遂行を確保するために必要な措置をとる。このようにして任命された局長は、次の全権委員會議が定まる日までその職にとどまる。

一八 6 理事会は、憲章第二十七條の関連規定に従うことを条件として、この條の関連規定に定める状態において事務総局長又は事務総局次長の職が空席となった場合には、この空席が通常会期の前九十日以内に生じたときは通常会期において、この條の関連規定に定める期間内に議長が理事会を招集したときはその会期において、これを補充する。

一九 7 第一四号から第一八号までに定めるところにより任命された役員の任期は、その役員がその職に選出され又は再選されるための選挙における被選挙資格に影響を及ぼすものではない。

二〇 1 無線通信規則委員会の委員は、その選挙の際に全権委員會議が定める日に就任する。委員は、次の全権委員會議が定まる日までその職にとどまるものとし、一回に限り再選されることができる。

二一 2 全権委員會議から全権委員會議までの間において、無線通信規則委員会の委員が辞職し又はその職務を行うことができなくなった場合には、事務総局長は、無線通信局長と協議の上、関係地域に属する連合員に理事会の次の会期における後任者の選挙のための候補者を指名するよう要請する。ただし、理事会の会期の前にて又は理事会の会期から次の全権委員會議までの間において九十日を超えて空席が生ずる場合には、関係連合員は、できる限り速やかに、かつ、九十日以内に、自国民である他の者を後任者として指名するものとし、この後任者は、場合に依り、理事会又は次の全権委員會議が選出する新たな委員が就任するまでその職にとどまる。後任者は、場合に依り、理事会又は全権委員會議による選挙に対する候補者として指名されることができる。

二二 3 無線通信規則委員会の委員は、同委員会の会合に連続して数回欠席した場合には、その職務を行うことができなくなつたものとみなす。事務総局長は、同委員会の議長及び委員並びに関係連合員と協議の上、同委員会に空席が生じている旨を宣言し、第二一号に定める措置をとる。

二三 1 全権委員會議から全権委員會議までの間に、憲章の関連規定に従い、通常、次に掲げる連合の世界會議を招集する。

二四 (a) 二回の世界無線通信會議
二五 (b) 一回の世界電気通信標準化會議
二六 (c) 一回の世界電気通信開発會議
二七 (d) 二回の無線通信總会(場所及び期日について世界無線通信會議と連携する)

二八 2 全権委員會議から全権委員會議までの間に、例外として次の措置をとることができる。

二九 二回目の世界無線通信會議及びその會議と連携する無線通信總会の招集を取りやめること又は、いずれか一方が招集される場合であっても、他方の招集を取りやめること。

三〇 追加の電気通信標準化會議を招集すること。

三一 3 第二九号及び第三〇号に規定する措置は、次のいずれかの場合にとるものとする。

三二 (a) 全権委員會議が決定する場合
三三 (b) 先立って開催された関係部門の世界會議が勧告し、かつ、理事会が承認する場合
三四 (c) 連合員の少なくとも四分の一が事務総局長に対して個別に請求する場合

三五 (d) 理事会が提案する場合
三六 4 地域無線通信會議は、次のいずれかの場合に招集する。
三七 (a) 全権委員會議が決定する場合
三八 (b) 先立って開催された世界無線通信會議又は地域無線通信會議が勧告

三九 し、かつ、理事会が承認する場合
(c) 関係地域に属する連合員の少なくとも四分の一が事務総局長に対して個別に請求する場合

四〇 (a) 理事会が提案する場合
四一 (1) 世界會議、地域會議又は無線通信總会の正確な場所及び期日は、全権委員會議が定めることができる。

四二 (2) 第四一号に定める決定が行われない場合には、世界會議又は無線通信總会については連合員の過半数、地域會議については関係地域に属する連合員の過半数の同意を得て、理事会がこれらの會議の正確な場所及び期日を定める。いずれの會議についても、第四七号の規定を適用する。

四三 6 (1) 會議又は總会の正確な場所及び期日は、次のいずれかの場合には、変更することができる。

四四 (a) 世界會議又は總会については連合員の少なくとも四分の一が、地域會議については関係地域に属する連合員の少なくとも四分の一が請求する場合。その請求は、事務総局長に対して個別に行うものとし、事務総局長は、承認を得るため、これを理事会に提出する。

四五 (b) 理事会が提案する場合
四六 (2) 第四四号及び第四五号に規定する場合に、提案された変更は、第四七号に定めるところに従い、世界會議又は總会については連合員の過半数、地域會議については関係地域に属する連合員の過半数の同意を得ない限り、最終的に採択されない。

四七 7 第一二三号、第一三八号、第三〇二号、第三〇四号、第三〇五号、第三〇七号及び第三一二号の規定に係る協議

において、理事会が定める期間内に回答しない連合員は、当該協議に参加しないものとみなし、したがって、過半数の計算においては、考慮に入れない。受領した回答の数が協議を受けた連合員の数の二分の一を超えない場合には、新たな協議を行い、その結果は、投票総数のいかに問わず最終的なものとする。 四八 8 (1) 世界国際電気通信会議は、全権委員会議の決定により招集する。 四九 (2) 世界無線通信会議の招集、同会議の議事日程の採択及び同会議への参加の条件に関する規定は、適当な場合には、世界国際電気通信会議について準用する。	の構成員の代表者のうちからその議長及び副議長を選出する。議長及び副議長は、次の通常会期の開会までその職にとどまるものとし、再選されることのできない。議長が不在のときは、副議長がこれに代わる。 五六 5 理事会の構成員により理事会に参加するために任命される者は、できる限り、当該構成員の電気通信主管庁の職員である者又は当該電気通信主管庁に對し若しくはこれに代わって直接に責任を負う者とする。この者は、電気通信業務の経験がある適任者でなければならぬ。 五七 6 理事会の各構成員の代表者が理事会の会期においてその職務を行うために要する旅行、滞在及び保険に関する費用に限り、連合が負担する。 五八 7 理事会の各構成員の代表者は、連合の各部門のすべての会合にオブザーバーとして出席する権利を有する。 五九 8 事務総局長は、理事会の事務局長としての職務を行う。 六〇 9 事務総局長、事務総局次長及び各局長は、権利として理事会の討議に参加する。ただし、投票には加わらない。もつとも、理事会は、その構成員の代表者のみに限定した会合を行うことができる。 六一 10 理事会は、連合のために勧告された戦略的な政策及び計画に関し事務総局長が全権委員会議の一般の指示に従って作成した報告を毎年審査し、この報告に関し適当と認める措置をとる。 六二 11 理事会は、全権委員会議から全権委員会議までの間において、連合の総合的な運営及び管理を監督するものとし、特に次のことを行う。 六三 (1) 俸給、手当及び年金について共通	制度を適用している国際連合及び専門機関の現行の例を考慮して、連合の職員規則及び財政規則並びに必要と認めるその他の規則を承認し及び改正すること。 六四 (2) 必要な場合には、次のことを行うこと。 六五 (a) 専門職以上の職（選挙によって任命される職を除く）の職員の基準俸給表を、共通制度中のこれらに相当する職の職員について国際連合の定める基準俸給表に一致させるように調整すること。 六六 (b) 一般職の職員の基準俸給表を、連合の所在地について国際連合及び専門機関の適用する俸給表に一致させるように調整すること。 六七 (c) 専門職以上の職（選挙によって任命される職を含む）の勤務地手当を、国際連合が連合の所在地について適用することを決定したものに依りて調整すること。 六八 (d) 連合のすべての職員の手当を、国際連合の共通制度について行われるすべての修正に応じて調整すること。 六九 (3) 連合の職員の衡平な地理的配分を確保するために必要な決定を行い、及び当該決定の実施について監督すること。 七〇 (4) 事務総局及び連合の各部門の局の組織に関する主要な改革であって、憲章及びこの条約に適合するものについての提案が調整委員会による検討の後に事務総局長により付託された場合には、その提案について決定を行うこと。 七一 (5) 全権委員会議の一般的指示及び憲章第二十七条の関連規定を考慮し	て、連合の職、職員及び人的資源開発計画についての数年間にわたる総合計画を検討し及び決定し、並びに連合の職員編成（定員及び構成を含む）に関する指針を与えること。 七二 (6) 必要な場合には、連合及び職員が国際連合職員年金共同基金に對して支払う掛金を同基金の規則及び細則に依りて調整し、並びに同基金における例に倣って、連合の職員保険基金の受給者に支払う物価騰貴手当を調整すること。 七三 (7) 憲章第五〇号の規定に係る全権委員会議の決定及び憲章第五一号の規定に従って同会議が定める経費の限度額を考慮して、連合の二年予算を審査し及び決定し、並びにその次の二年の期間に係る予算の見積書を検討すること。理事会は、できる限りの節減を行うことを旨とし、他方、できる限り速やかに満足すべき結果を得ることが連合の責務であることに留意する。この場合において、理事会は、第八六号に規定する事務総局長による報告において表明される調整委員会の意見及び第一〇一号に規定する会計報告を考慮に入れる。 七四 (8) 事務総局長が作成する連合の会計計算書を毎年検査するために必要なすべての措置をとり、必要な場合には、次の全権委員会議に提出するため、この会計計算書を承認すること。 七五 (9) 連合の会議の招集に必要な措置をとること並びに世界会議については連合員の過半数、地域会議については関係地域に属する連合員の過半数の同意を得て、これらの会議を準備し及び組織するために事務総局及び
--	---	---	--

連合の各部門が行う技術的な援助その他の援助に關し、事務総局及び連合の各部門に適當な指示を与えること。	八三 1 事務総局長は、次のことを行う。 (a) 連合の資源を総合的に管理すること。事務総局長は、必要な場合には調整委員会と協議した上で、この資源の一部の管理を事務総局次長及び各局長に委任することができる。	通制度の勤務条件をこれらの職員に適用するため、これらの職員の監督を行うこと。各局長を直接補佐するために任命される職員は、理事会の一般的な事務上の指示に従いつつ、事務総局長の事務上の権限の下に置かれるものとし、関係局長の直接の指揮の下に執務する。	九六 九七 九八 九九 一〇〇 一〇一 一〇二
⑩ 第二八号の規定に係る必要な決定を行うこと。	八四 (a) 連合の資源を総合的に管理すること。事務総局長は、必要な場合には調整委員会と協議した上で、この資源の一部の管理を事務総局次長及び各局長に委任することができる。	九三 (j) 連合の全般的な利益のため、関係局長と協議の上、連合の本部における事務量の變動に応じて、職員を任命された職務とは別の職務に臨時に配置すること。	九六 (m) 地域的な協議の結果を考慮して、第三四二号に定める代表団の長の第一回会合のために勧告を作成すること。
⑪ 会議が採択した決定であつて会計上の影響を伴うものの実施について決定を行うこと。	八五 (b) 連合の資源の最も効果的かつ経済的な活用を確保するため、調整委員会の意見を考慮して、事務総局及び連合の各部門の活動を調整すること。	九四 (k) 関係局長と合意の上、各部門の会議及び会合のため、必要な事務上及び会計上の措置をとること。	一〇〇 (q) 調整委員会と協議を行い、かつ、できる限りの節減を行った後、全権委員会が定める限度額の範囲内で、連合の経費を支弁するための二年予算の案を作成し、理事会に提出すること。その予算案は、三部門のそれぞれの経費に基づく予算(事務総局長が与える予算上の指示に従つて作成されるもの)を一括する総合的なものとし、二の様式から成る。
⑫ 憲章、この条約及び業務規則に定める範囲内で、連合の良好な運営に必要と認めるその他のすべての措置をとること。	八六 (c) 調整委員会と協議を行い、その意見を考慮した後、電気通信を取り巻く環境の変化を示す年次報告であつて、第六一号に規定する連合の将来の政策及び戦略に關する勧告並びにその会計上の影響に対する評価を含むものを作成し、理事会に提出すること。	九五 (l) 各部門の責務を考慮して、連合の会議の前後において事務局としての適當な事務を行うこと。	一〇一 (r) 調整委員会の援助の下に、財政規則に従い年次会計報告を作成し、理事会にこれを提出すること。審査及び最終的承認を受けるため、総合的な会計報告及び会計計算書を作成し、次回の全権委員会に提出すること。
⑬ 憲章、この条約、業務規則及びこれらの附屬書に規定されておらず、かつ、次回の権限のある会議まで解決を待つことができない問題を暫定的に処理するため、連合員の過半数の同意を得て、必要なすべての措置をとること。	八七 (d) 全権委員会が与える指示及び理事会が定める規則に従つて、事務局の業務を組織し、及び事務局の職員を任命すること。	九六 (n) 必要な場合には招請政府と協力して、連合の会議の事務局を設置し、及び、必要に応じて関係局長と協力して、必要と認める範囲で第九三号の規定に従つて連合の職員を臨時に配置することにより、連合の会合の開催に必要な役務を提供すること。	一〇二 (s) 調整委員会の援助の下に、連合の活動に關する年次報告を作成し、理事会の承認を得た後、すべての連合
⑭ 憲章の第四九条及び第五十条に規定するすべての国際機関との調整を確保すること。このため、理事会は、連合を代表して、同条に規定する国際機関と、また、国際連合と国際電気通信連合との間の協定を適用して国際連合と、暫定的協定を締結する。これらの暫定的協定は、憲章第八條の関連規定により次回の全権委員会に提出しなければならぬ。	八八 (e) 連合の各部門の局に關する事務的措置をとり、並びに関係局長による選考及び推薦に基づいて各局の職員を任命すること。任免の最終的決定は、事務総局長が行う。	九七 (o) 業務書類、公報その他の文書及び記録(事務局及び各部門が作成したもの)、連合に送付されたもの又は会議若しくは理事会が公表を請求するもの(を)、適當な時期に公表し及	一〇二 (s) 調整委員会の援助の下に、連合の活動に關する年次報告を作成し、理事会の承認を得た後、すべての連合
⑮ 会期の後でできる限り速やかに、業務の概要記録及び有用と認めるすべての文書を連合員に送付すること。	八九 (f) 国際連合及び専門機関の決定で共通制度の勤務、手当及び年金の条件に影響を及ぼすものを理事会に報告すること。	九八 (p) 業務書類、公報その他の文書及び記録(事務局及び各部門が作成したもの)、連合に送付されたもの又は会議若しくは理事会が公表を請求するもの(を)、適當な時期に公表し及	一〇二 (s) 調整委員会の援助の下に、連合の活動に關する年次報告を作成し、理事会の承認を得た後、すべての連合
⑯ 前回の全権委員会後の連合の活動に關する報告及び適當と認める勧告を全権委員会に提出すること。	九〇 (g) 理事会が採択する規則の適用を確保すること。	九八 (p) 業務書類、公報その他の文書及び記録(事務局及び各部門が作成したもの)、連合に送付されたもの又は会議若しくは理事会が公表を請求するもの(を)、適當な時期に公表し及	一〇二 (s) 調整委員会の援助の下に、連合の活動に關する年次報告を作成し、理事会の承認を得た後、すべての連合
第三節	九二 (i) 事務的な管理の必要上、連合の職員のもも有効な活用を確保し及び共	九八 (p) 業務書類、公報その他の文書及び記録(事務局及び各部門が作成したもの)、連合に送付されたもの又は会議若しくは理事会が公表を請求するもの(を)、適當な時期に公表し及	一〇二 (s) 調整委員会の援助の下に、連合の活動に關する年次報告を作成し、理事会の承認を得た後、すべての連合

一〇三	(i) その他連合のすべての事務局職務を行うこと。	数	の支持を得られなかった審議中の問題が緊急を要しないが重要である場合には、これを理事会の次の会期で検討するために提出しなければならないこと。	二二九	1 無線通信総会は、自己の定めた手続に従って採択した問題又は全権委員會議その他の會議、理事会若しくは無線通信規則委員会が付託した問題について、勧告を検討し、必要な場合には、勧告を作成すること。	二二九	1 無線通信総会は、自己の定めた手続に従って採択した問題又は全権委員會議その他の會議、理事会若しくは無線通信規則委員会が付託した問題について、勧告を検討し、必要な場合には、勧告を作成すること。
一〇四	(u) その他理事会が委任する職務を行うこと。	二二〇	3 議長は、少なくとも毎月一回調整委員会を招集する。同委員会は、また、必要な場合には、二の構成員の請求により、会合することができる。	二二〇	3 (1) 世界無線通信會議の議事日程は、次のいずれかの場合には、変更することができる。	二二〇	2 無線通信総会は、第二十九号の規定に關し、次のことを行う。
一〇五	2 事務総局長又は事務総局次長は、連合の會議に顧問の資格で出席することができる。事務総局長又はその代理は、連合の他のすべての會合に顧問の資格で参加することができる。	二二一	4 調整委員会の業務に關して作成される報告は、請求に基づいて理事会の構成員に提供される。	二二一	(a) 連合員の少なくとも四分の一が請求する場合。その請求は、事務総局長に対して個別に行うものとし、事務総局長は、承認を得るため、これを理事会に提出する。	二二一	(2) 連合の負担を最小限度にとどめることが必要であることを考慮して、研究中の問題及び新たな問題の検討に基づく作業計画を承認し、それらの問題の優先度及び緊急度並びにそれらの問題の研究を実施することによる會計上の影響を評価し、並びにその研究を完了するための期間を定めること。
一〇六	1 (1) 調整委員会は、憲章第二十六條及びこの條約の關連規定に定めるすべての事項について、事務総局長を補佐し、及び事務総局長に助言を与える。	二二二	1 世界無線通信會議は、憲章第九〇号の規定により、特定の無線通信の問題を検討するために招集する。世界無線通信會議は、この條の關連規定に従って採択された議事日程に掲げる事項を取り扱う。	二二三	(b) 理事会が提案する場合	二二三	(2) 連合の負担を最小限度にとどめることが必要であることを考慮して、研究中の問題及び新たな問題の検討に基づく作業計画を承認し、それらの問題の優先度及び緊急度並びにそれらの問題の研究を実施することによる會計上の影響を評価し、並びにその研究を完了するための期間を定めること。
一〇七	(2) 調整委員会は、連合が憲章の第四十九條及び第五十條に規定するすべての國際機關の會議に代表者を出席させることについて、これらの國際機關との調整を確保する。	二二三	2 (1) 世界無線通信會議の議事日程には、次のものを含めることができる。	二二四	4 世界無線通信會議は、また、次のことを行う。	二二三	(3) 第一三二號の規定に基づいて承認した作業計画を考慮して、研究委員会を存続させるべきか廃止すべきか及び新たな研究委員会を設置する必要があるかないかを決定し、並びに研究すべき問題を各研究委員会に割り当てること。
一〇八	(3) 調整委員会は、連合の活動の結果を審査し、及び第八十六號に規定する報告(理事会に提出するもの)の作成について事務総局長を補佐する。	二二四	(a) 憲章第四條に規定する無線通信規則の一部改正又は、例外として、全部改正	二二五	(1) 前回の世界無線通信會議の後の無線通信部門の活動に關する無線通信局長の報告を審査し及び承認すること。	二二三	(3) 第一三二號の規定に基づいて承認した作業計画を考慮して、研究委員会を存続させるべきか廃止すべきか及び新たな研究委員会を設置する必要があるかないかを決定し、並びに研究すべき問題を各研究委員会に割り当てること。
一〇九	2 調整委員会は、全会一致の合意により結論に達するように努めなければならない。同委員会の議長は、同委員会の過半数の支持を得られない場合において、審議中の問題の解決が緊急を要し、理事会の次の会期まで待つことができないと認めるときは、例外的に自らの責任で決定を行うことができる。この場合において、議長は、この問題について、当該決定を行った理由及び同委員会の他の構成員が書面により表明した意見を付して、理事会の構成員に書面で速やかに報告する。過半	二二五	(b) その他世界的性質を有する問題で世界無線通信會議の権限内のものである	二二六	(2) 将来の世界無線通信會議の議事日程に掲げるべき事項について理事会に勧告を行い、少なくとも四年に一回招集される同會議の議事日程について意見を表明し、及び同會議の會計上の影響を評価すること。	二三四	(4) 開発途上國が関心のある問題の研究に参加することを容易にするため、できる限り、そのような問題を一括すること。
		二二六	(c) 無線通信規則委員会及び無線通信局の活動についてこれらに与える指示及びこれらの活動の審査に關する事項	二二七	(3) 場合に應じ、自己の決定に事務総局長及び連合の各部門に対する指示又は要請を含めること。	二三五	(5) 世界無線通信會議の要請に應じ、自己の権限内の事項について助言を与えること。
		二二七	(d) 無線通信總会が研究しなければならない問題及び同總会が将来の無線通信會議との關係において検討しなければならない問題の採択	二二八	5 無線通信總会又は關係する研究委員會議の議長及び副議長は、連携する世界無線通信會議に参加することができる	二三六	(6) 将来の無線通信會議の議事日程に掲げられる可能性がある事項に關す
		二二八	(2) 世界無線通信會議の議事日程の概要は、會議の四年前に定めるべきであり、また、その最終的な議事日程は、理事会が、第四十七號に定めるところに従い、可能な場合には會議の二年前に、連合員の過半数の同意を得て定める。				

る業務の進捗状況につき、連携する世界無線通信会議に報告すること。

三 無線通信総会においては、同総会が開催される国の政府が指名した者又は、同総会が連合の所在地において開催されるときは、同総会で選出された者が議長となる。議長は、同総会で選出された副議長によって補佐される。

第九条 地域無線通信会議

地域無線通信会議の議事日程は、地域的性質を有する特定の無線通信の問題（無線通信規則委員会及び無線通信局による関係地域に関する活動について同委員会及び同局に与える指示を含む。ただし、この指示は、他の地域の利益に反するものであってはならない。）のみを掲げることができる。同会議は、その議事日程に掲げる問題に限り、討議することができる。第一一八号から第一二三号までの規定は、関係地域の連合員の間にあって、地域無線通信会議について準用する。

第十条 無線通信規則委員会

一三九 無線通信規則委員会は、全権委員会議が選出した九人の委員で構成する。

一四〇 無線通信規則委員会は、憲章第十四条に定める任務を行うほか、一又は二以上の関係主管庁の請求により、有害な混信の事案の調査に関する無線通信局長の報告を審査し、必要な勧告を作成する。

一四一 無線通信規則委員会の委員は、顧問の資格で無線通信会議及び無線通信総会に参加する義務を負う。同委員会の議長及び副議長又はこれらの代理として指名された者は、顧問の資格で全権委員会議に参加する義務を負う。これ

らの義務を負う委員は、いずれの場合にも、自国の代表団の一員としてこれらの会議に参加してはならない。

四二 無線通信規則委員会の委員が連合の業務のための職務を行うに際して要する旅行、滞在及び保険に関する費用に限り、連合が負担する。

四三 無線通信規則委員会の運営方法は、次のとおりとする。

四四 (1) 委員は、議長及び副議長を互選する。議長及び副議長は、一年間その職務を行う。その後は毎年、副議長が議長の職を継ぎ、新たに副議長が選出される。議長及び副議長が不在のときは、委員は、臨時に、副議長を互選する。

四五 (2) 無線通信規則委員会は、通常一年に四回を限度として、原則として連合の所在地において会合する。その会合には、委員の少なくとも三分の二が出席していなければならない。同委員会は、最新の通信手段により、その任務を行うことができる。

四六 (3) 無線通信規則委員会は、全会一致で決定を行うよう努めなければならない。全会一致が得られない場合には、決定は、委員の少なくとも三分の二が投票によって賛成の意思を表明した場合に限り、有効と認められる。各委員は、一の票を有する。代理による投票は、認められない。

四七 (4) 無線通信規則委員会は、必要と認める内部規定を採択することができる。この内部規定は、憲章、この条約及び無線通信規則に適合するものとし、手続規則の一部として公表する。

一四八 無線通信総会は、無線通信研究委員会

会を設置する。

一四九

2 (1) 無線通信研究委員会は、第七条の規定に基づいて付託された問題を研究し、及び勧告案を作成する。これらの勧告案は、承認を得るために、無線通信総会が採択した手続に従って、同総会に提出し又は、同総会から同総会までの間においては、通信により主管庁に提出する。いずれの方法に従って承認された勧告も、同等の地位を有する。

一五〇 (2) 第一四九号に規定する問題の研究は、第一五八号の規定に従うことを条件として、主として、次に掲げるものを対象とする。

一五一 (a) 地上無線通信及び宇宙無線通信における無線周波数スペクトルの使用（並びに対地静止衛星軌道の使用）

一五二 (b) 無線システムの特性及び運用上の性能

一五三 (c) 無線通信の局の運用

一五四 (d) 遭難及び安全に関する事項における無線通信の側面

一五五 (3) これらの研究は、原則として経済的な問題を扱わないものとするが、複数の技術的な解決方法の比較を前提とする場合には、経済的な要素を考慮に入れることができる。

一五六 無線通信研究委員会は、また、技術上、運用上及び手続上の問題に関する準備研究を行い、この準備研究は、世界無線通信会議及び地域無線通信会議による検討に付される。これらの研究委員会は、更に、無線通信総会が当該準備研究に関して採択した作業計画又は理事会の指示に従い、当該準備研究に関する報告を作成する。

一五七 各研究委員会は、無線通信総会のた

めに、業務の進捗状況、第一四九号に定める協議の手続に従って採択された勧告及び同総会が検討しなければならぬ新たな勧告案又は勧告の修正案を示す報告を作成する。

一五八

五 無線通信部門及び電気通信標準化部門は、憲章第七九号の規定を考慮して、両部門が研究を行う問題の配分を合意により修正するため、第一五一号から第一五四号まで及び電気通信標準化部門に関する第一九三号に定める任務を常に再検討する。両部門は、緊密に協力して業務を行うものとし、適当な期間内にかつ効果的な方法でそのような再検討を行うこと及び合意を得ることを可能にする手続を採択する。そのような合意を得ることができなかった場合には、その問題は、決定を行うために、理事会を通じて全権委員会議に提出することができる。

一五九

六 無線通信研究委員会は、その任務の遂行に当たり、開発途上国における地域的及び国際的な規模の電気通信の創設、拡充及び改善に直接関連する問題の研究及び勧告の作成に妥当な注意を払わなければならない。これらの研究委員会は、電気通信に関して連合が卓越した地位を維持することの必要性に留意して、無線通信に關係がある国内機関及び地域的機関その他の国際機関の業務に妥当な考慮を払いつつ自己の業務を行い、並びにそれらの機関と協力する。

一六〇

七 無線通信部門の活動の検討を容易にするため、無線通信に關係がある他の機関並びに電気通信標準化部門及び電気通信開発部門との協力及び調整を奨励するための適当な措置がとられるべ

きである。これらの措置については、無線通信総会が具体的な責務、参加の条件及び実施のための規則を定める。

第十二条 無線通信局

1 無線通信局長は、無線通信部門の業務を組織し及び調整する。無線通信局の任務は、無線通信規則に規定する任務によって補足される。

2 無線通信局長は、特に次のことを行う。

(1) 無線通信会議に關し、次のことを行うこと。

(a) 無線通信研究委員会及び無線通信局の準備作業を調整し、その準備作業の結果を連合員に通報し、連合員の意見を取りまとめ、並びに総合的な報告を無線通信会議に提出すること。その報告には、規制の性質を有する提案を含めることができる。

(b) 無線通信総会及び無線通信研究委員会の討議に、権利として、ただし顧問の資格で、参加すること。無線通信局長は、無線通信会議及び無線通信部門の会合の準備に不可欠なすべての措置をとるものとし、その措置をとるに当たっては、第九四号の規定により事務総局及び必要な場合には連合のその他の部門と協議し、並びにその準備に關して理事会が与えた指示に妥当な考慮を払う。

(c) 無線通信会議の準備に關して、開発途上国に對して援助を与えること。

(2) 無線通信規則委員会に關し、次のことを行うこと。

(a) 手続規則案を作成し、承認を得るために無線通信規則委員会にこ

れを提出すること。この手続規則案には、特に、無線通信規則の適用に必要な計算の方法及びデータを含める。

(b) すべての連合員に無線通信規則委員会の手続規則を通知し、同規則に關して主管庁が提出した意見を取りまとめること。

(c) 無線通信規則の関連規定及び地域的な合意を適用するに当たり、主管庁が提供した情報を処理し、必要な場合には、それらの情報を適当な形式によって公表するための準備を行うこと。

(d) 無線通信規則委員会が承認した手続規則を適用し、同規則に基づく結論を準備し及び公表し、並びに結論の再審査であつて、主管庁が請求し、かつ、同規則の適用によって解決することができないものを同委員会に付託すること。

(e) 周波数割当て（必要な場合には軌道に係る関連する特性を含む）の秩序ある記録及び登録を無線通信規則の関連規定に従つて行うこと並びに国際周波数登録原簿を常時整備しておくこと。周波数スペクトルの実際の使用状況を反映していない記載を関係主管庁の同意を得て、場合に依り、修正し又は削除するため、当該原簿への記載を修正すること。

(f) 有害な混信の事実を解決するよう請求する一又は二以上の関係主管庁を援助し、並びに必要な場合には、調査を行い、及び無線通信規則委員会による審査のため報告（関係主管庁に対する勧告案を含む。）を作成すること。

(g) 無線通信規則委員会の事務局長の職務を行うこと。

(3) 無線通信研究委員会の業務を調整し、及びその業務を組織すること。

(4) 更に、次のことを行うこと。

(a) 有害な混信を生ずるおそれのある周波数スペクトルの部分におけるできる限り多数の無線通信路の運用及び対地静止衛星軌道の公平、効果的かつ経済的な使用のため、援助を要請する連合員の必要性、開発途上国の特別な必要性及び特定の国の特殊な地理的事情を考慮して、連合員に對して意見を提出するために研究を行うこと。

(b) 機械による読取りが可能な形式その他の形式により無線通信部門の構成員とデータを交換し、並びに同部門の文書及びデータベースを作成し及び常時整備しておくこと。また、必要に応じて事務総局長と協力して、それらの文書及びデータベースを憲章第一七二号の規定に従ひ連合の業務用語により公表するために有用なすべての措置をとること。

(c) 必要な記録を常時整備しておくこと。

(d) 世界無線通信会議に提出する報告において、前回の同会議の後の無線通信部門の活動を報告すること。世界無線通信会議が予定されない場合には、前回の同会議の後の二年の期間における同部門の活動に關する報告を理事会及び連合員に提出する。

(e) 無線通信部門が必要とする費用に基づいて予算見積書を作成し、並びに、当該予算見積書が調整委

員会によって審査され及び連合の予算に含められるようにするため、事務総局長に当該予算見積書を交付すること。

3 無線通信局長は、理事会が承認した予算の範囲内で、無線通信局の技術職員及び事務職員を選考する。この技術職員及び事務職員の任命は、事務総局長が同局長と合意の上行う。任免の最終の決定は、事務総局長が行う。

4 無線通信局長は、憲章及びこの条約の範囲内で、電気通信開発部門に對し必要な技術上の支援を行う。

第六節 電気通信標準化部門
第十三条 世界電気通信標準化會議

1 世界電気通信標準化會議は、憲章第一〇四号の規定により、電気通信の標準化に關する特定の問題を検討するために招集する。

2 世界電気通信標準化會議が研究し及び勧告を作成する問題は、同會議が自己の定めた手続に従つて採択した問題又は全權委員會議その他の會議若しくは理事會が付託した問題とする。

3 世界電気通信標準化會議は、憲章第一〇四号の規定に基づき、次のことを行う。

(a) 電気通信標準化研究委員會が第一九四号の規定に従つて作成した報告を審査し、及びこの報告中の勧告案を承認し、修正し又は否決すること。

(b) 連合の資源に對する要求を最小限度にとどめることが必要であることを考慮して、研究中の問題及び新たな問題の検討に基づく作業計画を承認し、それらの問題の優先度及び緊急度を決定し、並びにそれらの問題

の研究を実施することによる会計上の影響及びその研究を完了するために必要な日程を評価すること。

(c) 第一八八号の規定に基づいて承認した作業計画を考慮して、現在の研究委員会を存続させるべきか廃止すべきか及び新たな研究委員会を設置する必要があるかないかを決定し、並びに研究すべき問題を各研究委員会に割り当てること。

(d) 開発途上国が関心のある問題の研究に参加することを容易にするため、できる限り、そのような問題を一括すること。

(e) 前回の世界電気通信標準化会議の後の電気通信標準化部門の活動に関する電気通信標準化局長の報告を審査し及び承認すること。

第十四条 電気通信標準化研究委員会

一九二 1 (1) 電気通信標準化研究委員会は、前条の規定に基づいて付託された事項について、問題を研究し、及び勧告案を作成する。これらの勧告案は、承認を得るために、世界電気通信標準化会議が採択した手続に従って、同会議に提出し又は、同会議から同会議までの間においては、通信により主管庁に提出する。いずれの方法に従って承認された勧告も、同等の地位を有する。

一九三 (2) 電気通信標準化研究委員会は、電気通信を世界的に標準化するため、第一九五号の規定に従うことを条件として、技術、運用及び料金の問題を研究し、並びにこれらの問題についての勧告案（公衆電気通信網における無線システムの相互接続及びこの相互接続に必要な性能に関するも

のを含む。）を作成する。無線通信に特に関係する技術又は運用の問題で第一五号から第一五四号までに掲げるものについては、無線通信部門が扱う。

一九四 (3) 各研究委員会は、世界電気通信標準化会議のために、業務の進捗状況、第一九二号に定める協議の手続に従って採択された勧告及び同会議が検討しなければならぬ新たな勧告案又は勧告の修正案を示す報告を作成する。

一九五 2 電気通信標準化部門及び無線通信部門は、憲章第一〇五号の規定を考慮して、両部門が研究を行う問題の配分を合意により修正するため、第一九三号及び無線通信部門に関する第一五号から第一五四号までに定める任務を常に再検討する。両部門は、緊密に協力して業務を行うものとし、適当な期間内にかつ効果的な方法でそのような再検討を行うこと及び合意を得ることを可能にする手続を採択する。そのような合意を得ることができなかった場合には、その問題は、決定を行うために、理事会を通じて全権委員会に提出することができる。

一九六 3 電気通信標準化研究委員会は、その任務の遂行に当たり、開発途上国における地域的及び国際的な規模の電気通信の創設、拡充及び整備に直接関連する問題の研究及び勧告の作成に妥当な注意を払わなければならない。これらの研究委員会は、電気通信の世界的な標準化に関して連合が卓越した地位を維持することの必要性に留意して、国内標準化機関及び地域標準化機関その他の国際標準化機関の業務に妥当な考慮を払いつつ自己の業務を行い、並び

にそれらの機関と協力する。

一九七 4 電気通信標準化部門の活動の検討を容易にするため、標準化に関係がある他の機関並びに無線通信部門及び電気通信開発部門との協力及び調整を奨励するための適当な措置がとられるべきである。これらの措置については、世界電気通信標準化会議が具体的な責務、参加の条件及び実施のための規則を定める。

第十五条 電気通信標準化局
一九八 1 電気通信標準化局長は、電気通信標準化部門の業務を組織し及び調整する。

一九九 2 電気通信標準化局長は、特に次のことを行う。

二〇〇 (a) 電気通信標準化研究委員会の議長と協議の上、世界電気通信標準化会議が承認した作業計画を毎年最新のものとすること。

二〇一 (b) 世界電気通信標準化会議及び電気通信標準化研究委員会の討議に、権利として、ただし顧問の資格で、参加すること。電気通信標準化局長は、電気通信標準化部門の会議及び会合の準備に不可欠なすべての措置をとるものとし、その措置をとるに当たっては、第九四号の規定により事務総局及び必要な場合には連合のその他の部門と協議し、並びにその準備に関して理事会が与えた指示に妥当な考慮を払う。

二〇二 (c) 国際電気通信規則の関連規定又は世界電気通信標準化会議の決定を適用するに当たり、主管庁が提供した情報を処理し、必要な場合には、それらの情報を適当な形式によって公表するための準備を行うこと。

二〇三 (d) 機械による読取りが可能な形式その他の形式により電気通信標準化部門の構成員とデータを交換し、並びに同部門の文書及びデータベースを作成し及び必要に応じて常時整備しておくこと。また、必要に応じて事務総局長と協力して、それらの文書及びデータベースを憲章第一七二号の規定に従い連合の業務用言語により公表するために必要な措置をとること。

二〇四 (e) 世界電気通信標準化会議に提出する報告において、前回の同会議の後の電気通信標準化部門の活動を報告し、並びに二回目の同会議が招集される場合を除くほか、前回の同会議の後の二年の期間における同部門の活動に関する報告を理事会及び連合員に提出すること。

二〇五 (f) 電気通信標準化部門が必要とする費用に基づいて予算見積書を作成し、並びに、当該予算見積書が調整委員会によって審査され及び連合の予算に含められるようにするため、事務総局長に当該予算見積書を送付すること。

二〇六 3 電気通信標準化局長は、理事会が承認した予算の範囲内で、電気通信標準化局の技術職員及び事務職員を選考する。この技術職員及び事務職員の任命は、事務総局長が同局長と合意の上行う。任免の最終の決定は、事務総局長が行う。

二〇七 4 電気通信標準化局長は、憲章及びこの条約の範囲内で、電気通信開発部門に対し必要な技術上の支援を行う。

二〇八 1 電気通信開発会議の任務は、憲章第一一八号の規定に基づき、次のとおり

二〇九

とする。

(a) 世界電気通信開発会議は、電気通信の開発に関する問題及び優先順位を決定するために作業計画及び指示を作成し、並びに電気通信開発部門に対して当該作業計画に関する指針を与える。同会議は、必要に応じて、電気通信開発研究委員会を設置することができる。

(b) 地域電気通信開発会議は、関係地域の電気通信に係る固有のニーズ及び特性に関し、電気通信開発局に助言を与えることができる。同会議は、また、世界電気通信開発会議に勧告を提出することができる。

(c) 電気通信開発会議は、開発途上国の電気通信網及び電気通信業務の拡大及び近代化並びにこれらのために必要な資源の移動に対して特別な考慮を払いつつ、世界的な電気通信及び地域的な電気通信の均衡のとれた発展のための目標及び戦略を定めるべきである。同会議は、政策上、組織上、運用上、規制上、技術上及び財政上の問題並びにこれらに関係する問題（新たな財源の探求及びその財源からの資金調達を含む）の検討を行う場とする。

(d) 世界電気通信開発会議及び地域電気通信開発会議は、それぞれの権限の範囲内において、提出された報告を検討し、及び電気通信開発部門の活動を評価する。これらの会議は、また、連合のその他の部門の活動に関係する電気通信の開発に係る事項を検討することができる。

2 電気通信開発会議の議事日程案は、電気通信開発局長が作成する。当該議事日程案は、事務総局長が理事会に提

出するものとし、第四七号に定めるところに従い、世界電気通信開発会議については連合員の過半数、地域電気通信開発会議については関係地域に属する連合員の過半数の同意を得て承認される。

第十七条 電気通信開発研究委員会

1 電気通信開発研究委員会は、開発途上国が関心を有する電気通信の特定の問題（第二一〇号に規定する問題を含む）を研究する。これらの研究委員会については、利用することができる資源を考慮して、その数及び設置期間を限定する。これらの研究委員会は、特定の任務を有し、開発途上国にとって優先度の高い問題を取り扱い、及びその任務の遂行に専念する。

2 憲章第一一九号の規定を考慮して、無線通信部門、電気通信標準化部門及び電気通信開発部門は、業務の配分について合意し、努力を調和させ及び調整を改善するため、研究を行う問題を常に再検討する。これらの三部門は、適当な期間内にかつ効果的な方法でそのような再検討を行うこと及び合意を得ることを可能にする手段を採択する。

第十八条 電気通信開発局及び電気通信開発諮問委員会

1 電気通信開発局長は、電気通信開発部門の業務を組織し及び調整する。

2 電気通信開発局長は、特に次のことを行う。

(a) 電気通信開発会議及び電気通信開発研究委員会の討議に、権利として、ただし顧問の資格で、参加すること。電気通信開発局長は、電気通

二二九

信開発部門の会議及び会合の準備に関するすべての措置をとるものとし、その措置をとるに当たっては、第九四号の規定により事務総局及び必要な場合には連合のその他の部門と協議し、並びにその準備に関して理事会が与えた指示に妥当な考慮を払う。

(b) 全権委員会議及び電気通信開発会議の関連決議及び関連決定を適用するに当たり、主管庁が提供した情報を処理し、必要な場合には、それらの情報を適当な形式によって公表するための準備を行うこと。

(c) 機械による読取りが可能な形式その他の形式により電気通信開発部門の構成員とデータを交換し、並びに同部門の文書及びデータベースを作成し及び必要に応じて常時整備しておくこと。また、必要に応じて事務総局長と協力して、それらの文書及びデータベースを憲章第一七二号の規定に従い連合の業務用語により公表するために必要な措置をとること。

(d) 事務総局及び連合の他の部門と協力して、開発途上国の電気通信網の改善を援助するため、これらの国にとって特に有用と認められる技術及び業務に関する情報を収集し及び公表のために準備し、また、国際連合の主催する国際的計画が提供する可能性についてこれらの国の注意を促すこと。

(e) 世界電気通信開発会議に提出する報告において、前回の同会議の後の電気通信開発部門の活動を報告し、並びに前回の同会議の後の二年の期間における同部門の活動に関する報

二二三

告を理事会及び連合員に提出すること。

(f) 電気通信開発部門が必要とする費用に基づいて予算見積書を作成し、並びに、当該予算見積書が調整委員会によって審査され及び連合の予算に含められるようにするため、事務総局長に当該予算見積書を送付すること。

3 電気通信開発局長は、他の役員と協力して職務を行い、及び電気通信の開発を促進するための触媒としての連合の役割を強化することに従事する。同局長は、関係局長と協力して、関係部門の活動についての情報に関する会合を招集するために必要な措置をとる。

4 電気通信開発局長は、関係連合員の請求に基づき、他の局長及び必要な場合には事務総局長の協力を得て、当該関係連合員の国内電気通信の問題について研究し、及び助言を与える。その研究が複数の技術的な解決方法の比較を含む場合には、経済的な要素を考慮に入れることができる。

5 電気通信開発局長は、理事会が承認した予算の範囲内で、電気通信開発局の技術職員及び事務職員を選考する。これらの職員の任命は、事務総局長が同局長と合意の上行う。任免の最終的決定は、事務総局長が行う。

6 電気通信開発局長は、事務総局長と協議の上、電気通信開発諮問委員会を設置し、及びその委員を任命する。同諮問委員会は、電気通信の開発について関心及び能力を有する者が広範かつ平衡に含まれるように構成する。同諮問委員会は、その委員の中から議長を選出する。同議長は、同諮問委員会の会合に参加するものとし、同諮問委員

会は、電気通信の開発に関する連合の活動において策定される優先順位及び戦略について、同局長に助言を与える。同諮問委員会は、特に、電気通信の開発に関係がある他の機関との協力及び調整を促進するための措置を勧告する。

第八節 三部門に共通の規定

第十九条 主管庁以外の団体及び機関の連合の活動への参加

二二八 1 事務総局長及び各局長は、次に掲げる団体及び機関が連合の活動に一層広範に参加するよう奨励する。

二二九 (a) 認められた事業体、学術団体又は工業団体及び金融機関又は開発機関であつて関係連合員が承認したもの

二三〇 (b) その他電気通信の問題に関係を有する団体であつて関係連合員が承認したもの

二三一 (c) 電気通信機関、標準化機関、金融機関又は開発機関であつて地域的なものその他の国際的なもの

二二二 2 各局長は、連合の一又は二以上の部門の業務に参加することを承認された団体及び機関と緊密に協力して職務を行う。

二三三 3 第二二九号に掲げる団体及び機関が憲章及びこの条約の規定に基づいていづれかの部門の業務に参加することを請求し、関係連合員がその請求を承認した場合には、当該請求は、当該関係連合員により事務総局長にあてて送付されるものとする。

二三四 4 第二三〇号に掲げる団体の請求が関係連合員によつて提出された場合には、当該請求は、理事会の定めた手続に従つて取り扱う。理事会は、当該請求が当該手続に適合するかしないかを

二三五 5 第二三一号に掲げる団体又は機関(第二二六号及び第二二六号に掲げるものを除く)がいづれかの部門の業務に参加することを請求する場合には、当該請求は、事務総局長にあてて送付するものとし、理事会の定めた手続に従つて取り扱う。

二三六 6 第二二六号から第二二六号までに掲げる機関がいづれかの部門の業務に参加することを請求する場合には、当該請求は、事務総局長にあてて送付するものとし、当該機関は、第二三七号の一覧表に記載される。

二三七 7 事務総局長は、第二二九号から第二二二六号までに掲げるすべての団体及び機関であつて各部門の業務に参加することを承認されたものの一覧表を各部門について作成し及び常時整備しておく。事務総局長は、これらの一覧表を適当な間隔を置いて公表し並びにすべての連合員及び関係局長に通知する。

二三八 8 当該関係局長は、関係団体及び関係機関に対し、それらが行った請求に関しとられた措置について通報する。

二三九 9 認められた事業体は、これを認めた連合員が、当該連合員に代わつて当該事業体が行動することを許可する旨を関係局長に通報した場合には、当該連合員に代わつて行動することができ

二四〇 10 いづれかの部門の業務に参加することを承認された団体又は機関は、事務総局長にあてた通告によつてその参加を終止する権利を有する。必要な場合には、関係連合員も、その参加を終止させることができる。それらの終止は、事務総局長が通告を受領した日から一年の期間が満了した時に効力を生ずる。

二四一 11 事務総局長は、いづれかの部門の業務に参加することを認められなくなった団体又は機関を、理事会が定めた基準及び手続に従つて第二三七号の一覧表から削除する。

二四二 第二十條 研究委員会の業務の方法

二四三 1 無線通信総会、世界電気通信標準化会議及び世界電気通信開発会議は、各研究委員会について、一人の議長及び原則として一人の副議長を任命する。

二四四 2 議長及び副議長を任命するに当たつては、能力に関する基準、衡平な地理的配分の必要性及び開発途上国の一層効果的な参加を促進する必要性について、特別の考慮を払う。

二四五 3 研究委員会の議長は、関係部門の総会から総会まで又は会議から会議までの間において、その職務を行うことができる。ただし、副議長は、原則として、二名を超えてはならない。

二四六 4 研究委員会の議長は、関係部門の総会から総会まで又は会議から会議までの間において、その職務を行うことができる。ただし、副議長は、原則として、二名を超えてはならない。

二四七 5 各部門の局長は、権限のある会議又は総会の決定を考慮して、事務総局長と協議を行い、かつ、憲章及びこの条約で定める調整を行った後、研究委員会の会合に関する一般的な計画を作成する。

二四八 6 研究委員会は、会議から会議までの間において取りまとめた勧告案について、連合員からの承認を得るための措置をとることが出来る。そのような承認を得るために適用する手続は、権限のある総会又は会議が承認した手続とする。このようにして承認された勧告は、会議自体が承認したものと同等の地位を有する。

二四九 7 必要な場合には、二以上の研究委員会からの専門家の参加を必要とする問題の研究を行うため、合同作業部会を設置することができる。

二五〇 8 各部門の局長は、その部門の業務に参加した主管庁、機関及び団体に対し、研究委員会の最終報告(第二四七号の規定により承認された勧告の一覧表を含む)を送付する。この最終報告は、できる限り速やかに、かつ、いかなる場合にも、次回の関係会議の期日の少なくとも一箇月前に到着するように送付する。

二五一 には、研究委員会の構成員の中から新たな副議長を選出する。二人以上の副議長が任命されている研究委員会は、総会から総会まで又は会議から会議までの間において副議長の一人在その職務を行うことができなかったときは、同様に、新たな副議長を選出する。

二五二 4 研究委員会に付託された業務は、できる限り、最新の通信手段を使用する通信により処理する。

二五三 5 各部門の局長は、権限のある会議又は総会の決定を考慮して、事務総局長と協議を行い、かつ、憲章及びこの条約で定める調整を行った後、研究委員会の会合に関する一般的な計画を作成する。

二五四 6 研究委員会は、会議から会議までの間において取りまとめた勧告案について、連合員からの承認を得るための措置をとることが出来る。そのような承認を得るために適用する手続は、権限のある総会又は会議が承認した手続とする。このようにして承認された勧告は、会議自体が承認したものと同等の地位を有する。

二五五 7 必要な場合には、二以上の研究委員会からの専門家の参加を必要とする問題の研究を行うため、合同作業部会を設置することができる。

二五六 8 各部門の局長は、その部門の業務に参加した主管庁、機関及び団体に対し、研究委員会の最終報告(第二四七号の規定により承認された勧告の一覧表を含む)を送付する。この最終報告は、できる限り速やかに、かつ、いかなる場合にも、次回の関係会議の期日の少なくとも一箇月前に到着するように送付する。

二五七 には、研究委員会の構成員の中から新たな副議長を選出する。二人以上の副議長が任命されている研究委員会は、総会から総会まで又は会議から会議までの間において副議長の一人在その職務を行うことができなかったときは、同様に、新たな副議長を選出する。

二五八 4 研究委員会に付託された業務は、できる限り、最新の通信手段を使用する通信により処理する。

二五九 5 各部門の局長は、権限のある会議又は総会の決定を考慮して、事務総局長と協議を行い、かつ、憲章及びこの条約で定める調整を行った後、研究委員会の会合に関する一般的な計画を作成する。

二六〇 6 研究委員会は、会議から会議までの間において取りまとめた勧告案について、連合員からの承認を得るための措置をとることが出来る。そのような承認を得るために適用する手続は、権限のある総会又は会議が承認した手続とする。このようにして承認された勧告は、会議自体が承認したものと同等の地位を有する。

二六一 7 必要な場合には、二以上の研究委員会からの専門家の参加を必要とする問題の研究を行うため、合同作業部会を設置することができる。

二六二 8 各部門の局長は、その部門の業務に参加した主管庁、機関及び団体に対し、研究委員会の最終報告(第二四七号の規定により承認された勧告の一覧表を含む)を送付する。この最終報告は、できる限り速やかに、かつ、いかなる場合にも、次回の関係会議の期日の少なくとも一箇月前に到着するように送付する。

二六三 には、研究委員会の構成員の中から新たな副議長を選出する。二人以上の副議長が任命されている研究委員会は、総会から総会まで又は会議から会議までの間において副議長の一人在その職務を行うことができなかったときは、同様に、新たな副議長を選出する。

二六四 4 研究委員会に付託された業務は、できる限り、最新の通信手段を使用する通信により処理する。

第二十一条 会議が他の会議に

対して提出する勸告

二五〇 1 会議は、連合の他の会議に対し、自己の権限の範囲内の勸告を提出することができる。

二五一 2 第二五〇号の勸告は、第三二〇号に定めるところにより集め、整理し及び通知するため、十分な余裕をもって事務総局長にあてて送付する。

第二十二条 各部門相互の関係及び各部門と国際機関との関係

二五二 1 各局長は、共通の利害関係を有する問題について研究し及び勸告案を作成するため、適当な協議を行い、かつ、憲章、この条約及び権限のある会議又は総会の決定に定める調整を行った後、二又は三の部門の研究委員会の合同の会合を組織することを決定することができる。当該勸告案は、関係部門の権限のある会議又は総会に提出する。

二五三 2 各部門の会議又は会合には、事務総局長、事務総局次長、他の部門の局長又はこれらの者の代理及び無線通信規則委員会の委員が、顧問の資格で出席することができる。これらの会議又は会合は、必要な場合には、事務総局又はその他の会議若しくは会合に代表者を出席させることを必要と認めなかった他の部門に対し、代表者を顧問の資格で出席させるよう招請することができる。

二五四 3 いずれかの部門が国際機関の会合に参加するよう招請されたときは、当該部門の局長は、第一〇七号の規定を考慮して、顧問の資格で代表者を出席させるための措置をとる権限を有する。

第二章 会議に関する一般規定

第二十三条 招請政府がある全権委員会への招請及び参加の承認

二五五 1 全権委員会議の正確な場所及び期日は、招請政府と協議の上、第一条の規定に従って定める。

二五六 2 (1) 招請政府は、全権委員会議の開会日の一年前に、各連合員の政府に招請状を提出する。

二五七 (2) 招請状は、直接に又は事務総局長若しくは他の政府の仲介により提出することができる。

二五八 3 事務総局長は、次に掲げる機関に対し、オブザーバーを派遣するよう招請する。

二五九 (a) 国際連合

二六〇 (b) 憲章第四十三条に規定する電気通信に関する地域的機関

二六一 (c) 衛星システムを運用する政府間機関

二六二 (d) 国際連合の専門機関及び国際原子力機関

二六三 4 (1) 連合員の回答は、全権委員会議の開会の少なくとも一箇月前に招請政府に到着しなければならない。この回答は、代表団の構成に関するすべての事項をできる限り示すものでなければならぬ。

二六四 (2) 招請政府に対する回答は、直接に又は事務総局長若しくは他の政府の仲介により行うことができる。

二六五 (3) 第二五九号から第二六二号までに掲げる機関の回答は、全権委員会議の開会日の一箇月前に事務総局長に到着しなければならない。

二六六 5 事務総局及び連合の三部門の局長は、顧問の資格で全権委員会議に代表者を出席させる。

二六七 6 次に掲げる者は、全権委員会議に参加することを承認される。

二六八 (a) 代表団

二六九 (b) 第二五九号から第二六二号までの規定により招請される機関のオブザーバー

二七〇 第二十四条 招請政府がある無線通信会議の正確な場所及び期日は、招請政府と協議の上、第三条の規定に従って定める。

二七一 2 (1) 第二五六号から第二六五号までの規定は、無線通信会議について準用する。

二七二 (2) 連合員は、受領した無線通信会議への招請状について、認められた事業体に通知すべきである。

二七三 3 (1) 招請政府は、理事会と合意の上又は理事会の提案により、第二五九号から第二六二号までに掲げる機関以外の国際機関であつて、顧問の資格で無線通信会議に参加するオブザーバーを派遣することを希望する可能性があるものにも通知を提出すること

二七四 (2) 第二七三号に規定する国際機関で関心を有するものは、招請政府に対し、通知の日付の日から二箇月の期間内に、参加の承認を請求する。

二七五 (3) 招請政府は、参加の承認の請求を集める。参加の承認の決定は、無線通信会議が自ら行う。

二七六 4 次に掲げる者は、無線通信会議に参加することを承認される。

二七七 (a) 代表団

二七八 (b) 第二五九号から第二六二号までに掲げる機関のオブザーバー

二七九 (c) 第二七三号から第二七五号までの

規定により参加することを承認される国際機関のオブザーバー

二八〇 (d) 認められた事業体であつて、第十九条の規定により無線通信研究委員会に参加することを承認され、かつ、関係連合員によつて正当に許可されるものを代表するオブザーバー

二八一 (e) 連合の役員及び無線通信規則委員会の委員。ただし、顧問の資格によるものとし、また、連合の役員については、その権限内の問題を会議が取り扱う場合に限る。

二八二 (f) 地域無線通信会議に投票権なしで参加する他の地域の連合員のオブザーバー

第二十五条 招請政府がある無線通信総会、電気通信標準化会議及び電気通信開発会議への招請及び参加の承認

二八三 1 各総会又は各会議の正確な場所及び期日は、招請政府と協議の上、第三条の規定に従って定める。

二八四 2 事務総局長は、総会又は会議の開会日の一年前に、関係局長と協議の上、次に掲げるものに招請状を提出する。

二八五 (a) 各連合員の主管庁

二八六 (b) 第十九条の規定により関係部門の業務に参加することを承認された団体及び機関

二八七 (c) 憲章第四十三条に規定する電気通信に関する地域的機関

二八八 (d) 衛星システムを運用する政府間機関

二八九 (e) その他の地域的機関又は国際機関であつて総会又は会議に関係する問題を取り扱うもの

二九〇 3 事務総局長は、更に、次に掲げる機

二九一	関に対し、オブザーバーを派遣するよう招請する。	三〇一	(2) 事務総局長は、連合員の少なくとも四分の一から一致した請求を受けたときは、これを最も適当な電気通信手段によって直ちにすべての連合員に通知し、この請求を受諾するかしないかを六週間以内に表明するよう連合員に要請する。	三〇八	員の少なくとも四分の一から一致した請求を受けたときは、これを最も適当な電気通信手段によって直ちにすべての連合員に通知し、この請求を受諾するかしないかを六週間以内に表明するよう連合員に要請する。	三二一	理事会が地域会議の招集を提案する場合について準用する。
二九二	(a) 国際連合 (b) 国際連合の専門機関及び国際原子力機関	三〇二	(3) 第四七号の規定に従って決定される連合員の過半数が第三〇一号の請求に係る提案の全体に賛成すること、すなわち、提案された場所及び期日を同時に受諾するときは、事務総局長は、その旨を最も適当な電気通信手段によって直ちにすべての連合員に通知するものとし、二回目の世界無線通信会議又は二回目の無線通信会議は、取りやめるものとする。	三〇九	4 第三〇一号から第三〇七号までに定める手続(第三〇六号に定めるものを除く)は、理事会が二回目の世界無線通信標準化会議の招集又は二回目の世界無線通信会議若しくは二回目の無線通信会議の取りやめを提案する場合について準用する。	三二二	1 会議の招集に関する第二十六條及び第二十七條の規定は、連合員の請求又は理事会の提案によって会議の正確な場所又は期日を変更する場合について準用する。ただし、その変更は、第四七号の規定に従って決定される関係連合員の過半数が賛成の意思を表明した場合に限り、行うことができる。
二九三	4 回答は、総会又は会議の開会の少なくとも一箇月前に事務総局長に到着しなければならない。この回答は、代表団又は代表者の構成に関するすべての事項をできる限り示すものでなければならない。	三〇七	(2) 第四七号の規定に従って決定される連合員の過半数が第三〇六号の請求に係る提案に賛成することを表明するときは、事務総局長は、その旨を最も適当な電気通信手段によって直ちにすべての連合員に通知するものとし、二回目の世界無線通信会議又は二回目の無線通信会議は、取りやめるものとする。	三二二	2 会議の正確な場所又は期日の変更を提案する連合員は、必要な数の他の連合員の支持を得なければならない。	三二二	1 会議の招集に関する第二十六條及び第二十七條の規定は、連合員の請求又は理事会の提案によって会議の正確な場所又は期日を変更する場合について準用する。ただし、その変更は、第四七号の規定に従って決定される関係連合員の過半数が賛成の意思を表明した場合に限り、行うことができる。
二九四	5 事務総局及び連合の役員は、顧問の資格で総会又は会議に代表者を出席させる。	三〇八	4 第三〇一号から第三〇七号までに定める手続(第三〇六号に定めるものを除く)は、理事会が二回目の世界無線通信標準化会議の招集又は二回目の世界無線通信会議若しくは二回目の無線通信会議の取りやめを提案する場合について準用する。	三二二	2 会議の正確な場所又は期日の変更を提案する連合員は、必要な数の他の連合員の支持を得なければならない。	三二二	1 会議の招集に関する第二十六條及び第二十七條の規定は、連合員の請求又は理事会の提案によって会議の正確な場所又は期日を変更する場合について準用する。ただし、その変更は、第四七号の規定に従って決定される関係連合員の過半数が賛成の意思を表明した場合に限り、行うことができる。
二九五	6 次に掲げる者は、総会又は会議に参加することを承認される。 (a) 代表団 (b) 第二八七号から第二八九号まで、第二九一号及び第二九二号の規定により招請される機関のオブザーバー (c) 第二八六号に規定する団体及び機関の代表者	三〇九	5 世界無線通信会議の招集を希望する連合員は、その旨を全権委員会に提案する。同会議の議事日程並びに正確な場所及び期日は、第三條の規定に従って定める。	三二二	2 会議の正確な場所又は期日の変更を提案する連合員は、必要な数の他の連合員の支持を得なければならない。	三二二	1 会議の招集に関する第二十六條及び第二十七條の規定は、連合員の請求又は理事会の提案によって会議の正確な場所又は期日を変更する場合について準用する。ただし、その変更は、第四七号の規定に従って決定される関係連合員の過半数が賛成の意思を表明した場合に限り、行うことができる。
二九六	(a) 代表団 (b) 第二八七号から第二八九号まで、第二九一号及び第二九二号の規定により招請される機関のオブザーバー (c) 第二八六号に規定する団体及び機関の代表者	三〇四	(5) 提案の全体(場所及び期日)が第四七号の規定に従って決定される連合員の過半数によって受諾されないときは、事務総局長は、受領した回答を連合員に通知し、異論が生じた事項について、その通知の受領の日から起算して六週間以内に最終的に意思を表明するよう連合員に要請する。	三二二	2 会議の正確な場所又は期日の変更を提案する連合員は、必要な数の他の連合員の支持を得なければならない。	三二二	1 会議の招集に関する第二十六條及び第二十七條の規定は、連合員の請求又は理事会の提案によって会議の正確な場所又は期日を変更する場合について準用する。ただし、その変更は、第四七号の規定に従って決定される関係連合員の過半数が賛成の意思を表明した場合に限り、行うことができる。
二九七	(a) 代表団 (b) 第二八七号から第二八九号まで、第二九一号及び第二九二号の規定により招請される機関のオブザーバー (c) 第二八六号に規定する団体及び機関の代表者	三〇五	(6) 異論が生じた事項は、第四七号の規定に従って決定される連合員の過半数が承認したときは、採択されたものとみなす。	三二二	2 会議の正確な場所又は期日の変更を提案する連合員は、必要な数の他の連合員の支持を得なければならない。	三二二	1 会議の招集に関する第二十六條及び第二十七條の規定は、連合員の請求又は理事会の提案によって会議の正確な場所又は期日を変更する場合について準用する。ただし、その変更は、第四七号の規定に従って決定される関係連合員の過半数が賛成の意思を表明した場合に限り、行うことができる。
二九八	(a) 代表団 (b) 第二八七号から第二八九号まで、第二九一号及び第二九二号の規定により招請される機関のオブザーバー (c) 第二八六号に規定する団体及び機関の代表者	三〇六	3 (1) 二回目の世界無線通信会議又は二回目の無線通信会議の取りやめを希望する連合員は、その旨を事務総局長に通知する。事務総局長は、連合員の少なくとも四分の一から一致した請求を受けることである。また、第三〇一号から第三〇五号までに定める手続は、	三二二	2 会議の正確な場所又は期日の変更を提案する連合員は、必要な数の他の連合員の支持を得なければならない。	三二二	1 会議の招集に関する第二十六條及び第二十七條の規定は、連合員の請求又は理事会の提案によって会議の正確な場所又は期日を変更する場合について準用する。ただし、その変更は、第四七号の規定に従って決定される関係連合員の過半数が賛成の意思を表明した場合に限り、行うことができる。
二九九	1 全権委員会から全権委員会までとの間における二回目の世界無線通信標準化会議の招集並びに当該会議の正確な場所及び期日の決定又は二回目の世界無線通信会議若しくは二回目の無線通信会議の取りやめのための手続は、次のとおりとする。	三〇六	3 (1) 二回目の世界無線通信会議又は二回目の無線通信会議の取りやめを希望する連合員は、その旨を事務総局長に通知する。事務総局長は、連合員の少なくとも四分の一から一致した請求を受けることである。また、第三〇一号から第三〇五号までに定める手続は、	三二二	2 会議の正確な場所又は期日の変更を提案する連合員は、必要な数の他の連合員の支持を得なければならない。	三二二	1 会議の招集に関する第二十六條及び第二十七條の規定は、連合員の請求又は理事会の提案によって会議の正確な場所又は期日を変更する場合について準用する。ただし、その変更は、第四七号の規定に従って決定される関係連合員の過半数が賛成の意思を表明した場合に限り、行うことができる。
三〇〇	2 (1) 二回目の世界無線通信標準化会議の招集を希望する連合員は、その旨を、当該会議の場所及び期日に関する提案と共に、事務総局長に通知する。	三〇六	3 (1) 二回目の世界無線通信会議又は二回目の無線通信会議の取りやめを希望する連合員は、その旨を事務総局長に通知する。事務総局長は、連合員の少なくとも四分の一から一致した請求を受けることである。また、第三〇一号から第三〇五号までに定める手続は、	三二二	2 会議の正確な場所又は期日の変更を提案する連合員は、必要な数の他の連合員の支持を得なければならない。	三二二	1 会議の招集に関する第二十六條及び第二十七條の規定は、連合員の請求又は理事会の提案によって会議の正確な場所又は期日を変更する場合について準用する。ただし、その変更は、第四七号の規定に従って決定される関係連合員の過半数が賛成の意思を表明した場合に限り、行うことができる。

に關する提案を會議の開会日の少なくとも四箇月前に事務總局長に送付するよう要請する。

三二七 3 その採用が憲章、この条約又は業務規則の改正をもたらす提案は、改正を必要とする部分を規定番号によって表示しなければならず、それぞれの場合につき、その理由をできる限り簡潔に示さなければならない。

三二八 4 事務總局長は、連合員から提案を受領した場合に、当該提案がいずれの連合員によつて行われたかを明らかにするため、連合が当該連合員のために作成した記号を用いて注を付する。二以上の連合員が一の提案を提出した場合に、できる限り、各連合員の記号を用いて注を付する。

三二九 5 事務總局長は、提案を受領すること、これをすべての連合員に通知する。

三三〇 6 事務總局長は、連合員の提案を集めて整理し、及び提案を受領すること、にかつ、いかなる場合にも會議の開会日の少なくとも二箇月前に、これを連合員に通知する。連合の役員及び職員並びにこの条約の関連規定により會議に出席することができオプザパー及び代表者は、提案を提出する権限を有しない。

三三一 7 事務總局長は、また、連合員、理事會及び連合の各部門から受領した報告並びに會議が作成した勧告を集め、自己の報告と共に、會議の開会の少なくとも四箇月前に連合員に送付する。

三三二 8 事務總局長は、第三一六号に定める期限の後に受領した提案については、実行可能な限り速やかに、すべての連合員に通知する。

三三三 9 この条の規定は、憲章第五十五條及

びこの条約第四十二條に定める改正の手續に關する規定の適用に影響を及ぼすものではない。

第三十一條 會議のための委任狀

三三四 1 連合員が全權委員會會議、無線通信會議又は世界國際電氣通信會議に派遣する代表團は、第三二五号から第三三一号までの規定に従つて正当に委任されていなければならない。

三三五 2 (1) 全權委員會會議に対する代表團は、元首、政府の長又は外務大臣が署名した文書によつて委任される。

三三六 (2) 第三二四号に規定する會議のうち全權委員會會議以外のものに対する代表團は、元首、政府の長、外務大臣又は會議において取り扱われる問題に關して権限を有する大臣が署名した文書によつて委任される。

三三七 (3) 第三二五号又は第三二六号に規定する當局の一による確認を最終文書の署名前に受けることを条件として、代表團は、招請政府に対して派遣されている關係連合員の外交使節團の長又は、會議がスイス連邦で開催される場合には、國際連合ジュネーブ事務局に対して派遣されている關係連合員の常駐代表團の長によつて、暫定的に委任されることが出来る。

三三八 3 委任狀は、第三二五号から第三二七号までに規定する権限のある當局の一が署名し、かつ、次の基準の一に適合する場合に、受理される。

三三九 代表團に全權を与えること。

三三〇 代表團に政府を代表する権限を制限を課することなく与えること。

三三一 代表團又はその特定の構成員に最終文書に署名する権限を与えること。

と。

三三二 4 (1) 本會議によつて委任狀が正規のものであると認められた代表團は、憲章の第一六九号及び第二一〇号の規定に従ふことを条件として關係連合員の投票権を行使し、及び最終文書に署名する権限を有する。

三三三 (2) 本會議によつて委任狀が正規のものであると認められなかった代表團は、このような状態が是正されない限り、投票権を行使し、又は最終文書に署名する権限を有しない。

三三四 5 委任狀は、できる限り速やかに會議の事務局に寄託しなければならない。委任狀の審査は、第三六一号に規定する委任狀委員會が行う。同委員會は、その結論に關する報告を本會議が定める期間内に本會議に提出する。代表團は、本會議がこれについて決定を行うまでの間、業務に参加し、及び關係連合員の投票権を行使する権限を有する。

三三五 6 連合員は、原則として、連合の會議に自己の代表團を派遣するよう努めなければならない。もっとも、連合員は、例外的理由によつて自己の代表團を派遣することができないときは、他の連合員の代表團に、自己に代わつて投票し及び署名する権限を与えることができる。この権限の委任は、第三二五号又は第三二六号に規定する當局の一が署名した文書によつて行わなければならない。

三三六 7 投票権を有する代表團は、自己が出席することができない場合における投票権の行使を、投票権を有するその他の代表團に委任することができる。この場合には、投票権の行使を委任する代表團は、十分な余裕をもつて、か

つ、書面により、會議の議長にその旨を通知しなければならない。

三三七 8 代表團は、一を超える票を代理として投ずることができない。

三三八 9 電報による委任狀及び代理權に係る電報による委任狀は、受理されない。もっとも、委任狀について會議の議長又は事務局が行う照會對する電報による回答は、受理される。

三三九 10 電氣通信標準化會議、電氣通信開發會議又は無線通信總會に代表團又は代表者を派遣することを意図する連合員又は承認された団体若しくは機關は、その旨を、代表團の構成員又は代表者の氏名及び職務と共に、關係部門の局長に通知する。

第三章 内部規則

第三十二條 會議及び他の會合の内部規則

三四〇 憲章第五十五條及びこの条約第四十二條に定める改正の手續に關する規定が適用される場合を除くほか、この章に定める内部規則を適用する。

1 席順

三四一 會議の會合における代表團の席順は、代表される連合員のフランス語による名稱のアルファベット順による。

2 會議の開會

三四二 1 (1) 會議の開會に先立ち、代表團の長の會合を開催する。この會合においては、本會議の第一回會合の議事日程を作成し、かつ、交替の原則、地理的配分、必要な能力及び第三四六号の規定を考慮して、會議及びその委員會の組織並びにこれらの議長及び副議長の指名について提案を行う。

三四三 (2) 代表團の長の會合の議長は、第三四四号及び第三四五号の規定により

三四四	2 (1) 会議は、招請政府が指名する者が開会する。	三五四	3 議長は、討議中の問題に関して、すべての代表団が自由かつ十分に意見を表明する権利を保護する。	三六二	4.3 編纂委員会 (a) 諸種の委員会は、表明された意見を考慮してできる限り最終的な形式で案文を作成し、その案文を編纂委員会に送付する。編纂委員会は、意味を変更することなく形式を完全にすること及び、必要な場合には、従前の文書の修正されない部分と併せて編纂することを任務とする。	三六七	(d) 本会議は、第三六六号の報告を審査し及び承認した後、意見を付して事務総局長に送付する。事務総局長は、これを理事会の次の通常会期に提出する。
三四五	(2) 招請政府がない場合には、会議は、代表団の長のうち最年長の者が開会する。	三五五	4 議長は、討議中の問題に限定されることを確保するものとし、討議中の問題から逸脱する発言者に対し、討論をこの問題に限定する必要があることを注意するため、その発言を中断することができる。	三六三	(b) 編纂委員会は、第三六二号の案文を本会議に提出する。本会議は、これを承認し、又は再検討のために関係委員会に差し戻す。	三六八	5.1 全権委員会 委員会は、連合員の代表及び第二六九号に掲げるオブザーバーであって、参加を請求するもの又は本会議が指名するもので構成する。
三四六	3 (1) 本会議の第一回会合においては、会議の議長の選挙を行う。議長は、原則として、招請政府が指名する者とする。	三五六	4 委員会の設置 1 本会議は、会議の討議に付される問題を検討するため、委員会を設置することができる。委員会は、小委員会を設置することができる。委員会及び小委員会は、それぞれ作業部会を設置することができる。	三六四	4.4 (a) 本会議は、会議の開会に際して、その組織を検討すること、代表に提供しする便宜を検討すること並びに会議の全期間を通じて要した経費の計算書を審査し及び承認することを任務とする。同委員会には、これに参加することを希望する代表団の構成員のほか、事務総局長及び関係局長の代理並びに招請政府がある場合にはその代表者を含む。	三六九	5.2 無線通信総会、電気通信標準化会議及び電気通信開発会議 委員会は、連合員の代表並びに第二七八号から第二八〇号までに掲げるオブザーバー及び代表者であって、参加を請求するもの又は本会議が指名するもので構成する。
三四七	(2) 招請政府がない場合には、第三四二号に規定する代表団の長の会合において代表団の長が行った提案を考慮して、会議の議長を選出する。	三五六	1 本会議は、会議の討議に付される問題を検討するため、委員会を設置することができる。委員会は、小委員会を設置することができる。委員会及び小委員会は、それぞれ作業部会を設置することができる。	三六四	(b) 理事會が承認した会議の予算が使用し尽くされる前に、予算統制委員会は、会議の事務局と協力して、経費の中間報告を本会議に提出する。本会議は、実際の進行状況からみて、承認された予算が使用し尽くされる日を超えて会議を延長することが妥当であるかないかを決定するため、その中間報告を考慮に入れる。	三七〇	5.3 無線通信総会、電気通信標準化会議及び電気通信開発会議 無線通信総会並びに電気通信標準化会議及び電気通信開発会議の委員会には、連合員の代表及び第二五九号から第二六二号までの規定によるオブザーバーのほか、関係する第二三七号の一覧表に掲げる団体又は機関の代表者も参加することができる。
三四八	4 本会議の第一回会合においては、また、次のことを行う。	三五七	2 小委員会及び作業部会は、必要に応じて設置する。	三六五	(c) 予算統制委員会は、会議の終わりに、会議の経費の概算額及び会議が行った決定の実施がもたらすことのある経費の見積額をできる限り正確	三七二	7 会合の招集 本会議の会合並びに委員会、小委員会及び作業部会の会合は、十分な余裕をもって、会議の場所を告知する。
三四九	(a) 会議の副議長の選挙	三五八	3 第三五六号及び第三五七号に定めるところにより、次の委員会を設置するものとする。	三六六	(c) 予算統制委員会は、会議の終わりに、会議の経費の概算額及び会議が行った決定の実施がもたらすことのある経費の見積額をできる限り正確	三七二	8 会議の開会前に提出される提案
三五〇	(b) 会議の委員会の設置並びに各委員会の議長及び副議長の選挙	三五八	3 第三五六号及び第三五七号に定めるところにより、次の委員会を設置するものとする。	三六六	(c) 予算統制委員会は、会議の終わりに、会議の経費の概算額及び会議が行った決定の実施がもたらすことのある経費の見積額をできる限り正確	三七二	
三五二	1 議長は、本会議の会合及び閉会を宣言し、討論を主宰し、この内部規則の適用を確保し、発言を許し、問題を投票に付し、並びに採択された決定を公表するほか、この内部規則によつて与えられるその他のすべての権限を行使する。	三五九	4.1 運営委員会 (a) 運営委員会は、通常、会議又は会合の議長（この委員会の議長となる。）会議の副議長並びに委員会の議長及び副議長で構成する。	三六五	(b) 理事會が承認した会議の予算が使用し尽くされる前に、予算統制委員会は、会議の事務局と協力して、経費の中間報告を本会議に提出する。本会議は、実際の進行状況からみて、承認された予算が使用し尽くされる日を超えて会議を延長することが妥当であるかないかを決定するため、その中間報告を考慮に入れる。	三七二	
三五三	2 議長は、会議の業務を統括し、本会議の会合における秩序の維持を確保する。議長は、議事進行に係る動議及び発言に関して決定を行い、並びに特に討論の延期若しくは終結又は会合の閉会若しくは中止を提案する権限を有する。議長は、また、必要と認めるときは、本会議の会合の招集の延期を決定	三六〇	(b) 運営委員会は、業務の円滑な運行に係るすべての活動について調整を行い、並びに一部の代表団の構成が限られていることにかんがみ、会合ができる限り重複しないように、その順序及び回数計画する。	三六六	(c) 予算統制委員会は、会議の終わりに、会議の経費の概算額及び会議が行った決定の実施がもたらすことのある経費の見積額をできる限り正確	三七二	

三七三 会議の開会前に提出される提案は、この内部規則4の規定により設置される関係委員会に本会議が割り当てる。もっとも、本会議は、あらゆる提案を直接に取り扱うことができる。

三七四 1 会議の開会後提出される提案又は修正案は、会議の議長若しくは関係委員会の議長に交付し、又は会議の文書として印刷して配布するために会議の事務局に交付する。

三七五 2 書面によるいかなる提案又は修正案も、関係代表団の長又はその代理の署名がない限り、提出することができない。

三七六 3 会議、委員会、小委員会又は作業部の議長は、討論の進行の促進に役立つ提案をいつでも行うことができる。

三七七 4 提案又は修正案は、具体的かつ正確に表現された審議のための案文を含むものでなければならない。

三七八 5 (1) 会議の議長又は関係のある委員会、小委員会若しくは作業部の議長は、各場合において、会合中に提出される提案又は修正案を口頭で通知すべきか、又は第三七四号に定める条件に従って印刷して配布するために書面により提出すべきかを決定する。

三七九 (2) 原則として、表決に付さなければならない重要な提案の案文は、会議の業務用言語により作成し、討論前に研究することができるよう、十分な余裕をもって配布しなければならない。

三八〇 (3) また、会議の議長は、第三七四号に規定する提案又は修正案を受領したときは、場合に応じ、これを関係

三八一 6 委員会又は本会議に送付する。会議中に提案又は修正案を提出した者は、許可を得て、本会議においてこれを朗読し、又はその朗読を請求し、及びその提出の理由を説明することができ。

三八二 1 提案又は修正案は、その審議に際して少なくとも他の一の代表団によって支持されない限り、討論に付することができない。

三八三 2 正当に支持された提案又は修正案については、これを討論に付さなければならず、次いで、必要な場合には表決により、決定を行わなければならない。

三八四 11 看過され又は延期された提案又は修正案は、又はその審議が延期されたときは、当該提案又は修正案を提出した代表団は、これがその後審議されるよう留意する。

三八五 12.1 定足数 本会議において表決が有効に行われるためには、会議に派遣されかつ投票権を有する代表団の二分の一を超える代表団が、会合に出席し、又は代理されていなければならない。

三八六 12.2 討論の秩序 (1) 発言を希望する者は、議長の同意を得た後でなければ、発言することができない。原則として、この者は、いかなる資格で発言するかを明らかにして、発言を開始する。

三八七 (2) 発言を行う者は、すべての者がそ

三八八 12.3 (1) 代表団は、討論において、適当と認めるときは、議事進行に係る動議又は発言を提出し又は行うことができる。議長は、この内容規則に従い、当該動議又は発言について直ちに決定を行う。代表団は、議長の決定に対して異議を申し立てることができる。もっとも、その決定は、出席しかつ投票する代表団の過半数が反対しない限り、全面的に有効とする。

三八九 12.4 (2) 議事進行に係る動議を提出する代表団は、その発言において、討論中の問題の内容に関する事項を取り扱ってはならない。

三九〇 12.5 (a) この内部規則(表決の手続を含む。)の適用に関する議事進行に係る発言

三九一 (b) 会合の中止

三九二 (c) 会合の閉会

三九三 (d) 討論中の問題に関する討論の延期

三九四 (e) 討論中の問題に関する討論の終結

三九五 (f) その他のすべての議事進行に係る動議又は発言で、議長がその優先順位を定めるもの

三九六 会合の中止又は閉会の動議

三九七 代表団は、問題の討論中に、理由を明らかにして、会合の中止又は閉会の動議を提出することができる。この動議が支持された場合には、これに反対を表明する二人の発言者に中止又は閉会の問題についてのみ発言を許した後、この動議を表決に付する。

三九八 12.6 討論の延期の動議

三九九 12.7 討論の終結の動議

四〇〇 12.8 発言の制限

四〇一 (1) 本会議は、必要な場合には、特定の時間及び回数に制限することができる。

四〇二 (2) もっとも、手続の問題に関して、議長は、各発言の時間を最長五分に制限する。

四〇三 (3) 発言者が許された時間を超えて発言するときは、議長は、本会議にその旨を通知し、発言者にその説明を短い時間に終了するように要請する。

四〇四 (1) 議長は、討論中に、登録された発言者の一覧表を朗読することができる。議長は、発言の希望を表明する

四〇四 (2) 一覽表に記載された発言者がすべて発言を終了したときは、議長は、討論中の問題に関する討論の終結を宣言する。	四一〇 14.1 過半数の定義 (1) 過半数は、出席しかつ投票する代表団の数の二分の一を超える数とする。	四一八 (a) 原則として、挙手(b)の手続による指名点呼又は(c)の手続による秘密投票が請求された場合を除く。	四二七 14.7 投票の説明 議長は、表決が行われた後、代表団がその投票について説明することを希望するときは、これに発言を許す。
四〇五 12.10 権限の問題 権限の問題が生じたときは、討論中の問題の内容に関する事項について表決を行う前に、これを解決しなければならぬ。	四二二 (2) 棄権は、過半数を構成するために必要な投票数の計算においては、考慮に入れない。	四二〇 1 (b) 次のいずれかの場合には、指名点呼(出席しかつ投票権を有する連合員のフランス語による名称のアルファベット順による。)	四二八 14.8 提案の分割表決 (1) 提案の提出者が請求するとき、本会議が適当と認めるとき又は議長が提出者の承認を得て提議するとき
四〇六 12.11 動議の撤回及び再提出 動議の提出者は、表決に付される前に当該動議を撤回することができる。	四二四 14.2 表決への不参加 出席した代表団で、特定の表決に参加しないもの又は参加しない旨を明らかに宣言するものは、第三八五号に定める定足数の決定上、欠席したものとみなされず、また、第四一六号の規定の適用上、棄権したものとみなされない。	四二二 (c) 表決の開始前に、出席しかつ投票権を有する少なくとも五の代表団が秘密投票を請求する場合に	四二九 14.9 (2) 提案のすべての部分が否決されたときは、当該提案は、否決されたものとみなす。
四〇七 1 会議に参加するために連合員によって正当に委任された代表団は、会議のすべての会合において、憲章第三条の規定に従って一の票を投ずる権利を有する。	四二五 14.3 特別多数 新たな連合員の加盟に関しては、必要とする多数は、憲章第二条に定めるところによる。	四二四 (3) 秘密投票の場合には、事務局は、直ちに、投票の秘密を確保するために適当な措置をとる。	四三〇 (1) 同一の問題に関して二以上の提案があるときは、これらの提案は、本会議が別段の決定を行わない限り、提出の順序に従って表決に付する。
四〇八 2 連合員の代表団は、第三十一条に定める条件に従って、投票権を行使する。	四二六 14.4 棄権の数が投ぜられた票(賛成、反対、棄権)の数の二分の一を超えるときは、討論中の問題の審議は、その後の会合に延期するものとし、当該その後の会合においては、棄権は、計算に入れない。	四二五 (4) 適当な電子方式を使用することができる場合は、表決は、電子方式によって行ふことができる。	四三二 14.10 (1) 原提案の一部の削除、原提案への追加又は原提案の一部の修正のみから成る変更の提案は、修正案とみなす。
四〇九 3 無線通信総会、世界電気通信標準化会議又は電気通信開発会議において連合員が主管庁によって代表されていないときは、第二三九号の規定に従うことを条件として、関係連合員の認められた事業体の代表者が、その数を問わず全体で一の票のみを投ずる権利を有する。	四二七 14.5 表決の手続 (1) 表決の手続は、次のとおりとする。	四二六 14.6 表決が開始されたときは、いずれの代表団も、表決の方法に関する議事進行に係る動議を提出する場合を除くほか、これを中断させることができない。	四三三 (2) 提案に対する修正案は、当該提案を提出した代表団が受諾するときは、直ちに原提案に編入する。
四一〇 14.5 表決の手続 (1) 表決の手続は、次のとおりとする。	四二七 14.5 表決の手続 (1) 表決の手続は、次のとおりとする。	四三三 (3) 提案に対する修正案は、当該提案を提出した代表団が受諾するときは、直ちに原提案に編入する。	四三四 (3) 提案に対する修正案は、当該提案を提出した代表団が受諾するときは、直ちに原提案に編入する。

原提案と矛盾すると認めるときは、修正案とはみなさない。

四三五 14.11 修正案の表決

(1) 提案に対する修正案があるときは、まず、この修正案を表決に付する。

四三六

(2) 提案に対して二以上の修正案があるときは、まず、原提案から最も遠い修正案を表決に付する。この最も遠い修正案が過半数を得ない場合には、更に、残余の修正案のうち原提案から最も遠いものを表決に付し、以下修正案の二が過半数を得るまで、同様の手続によって表決を行う。提案されたすべての修正案が審議され、いずれも過半数を得なかった場合には、修正されない原提案を表決に付する。

四三七

(3) 一又は二以上の修正案が採択されたときは、次いで、これによって修正された提案を表決に付する。

四三八 14.12

(1) 会議又は会合の委員会、小委員会又は作業部会に關しては、これらの委員会、小委員会又は作業部会において既に表決により決定を行った提案、提案の一部又は修正案は、同一の委員会、小委員会又は作業部会において、再度表決に付することができない。この規定は、選択した表決の手続のいかににかかわらず適用する。

四三九

(2) 本会議に關しては、次の二の条件を満たさない限り、提案、提案の一部又は修正案を再度表決に付してはならない。

四四〇

(a) 投票権を有する連合員の過半数が請求すること。

四四一

(b) 表決の繰り返しの請求が表決か

ら少なくとも一日後に行われること。

四四二 15 委員会及び小委員会における討論の方法及び表決の手続

1 委員会及び小委員会の議長は、この内部規則3の規定によって会議の議長に与えられる権限と同様の権限を有する。

四四三

2 本会議における討論の方法に關するこの内部規則12の規定は、定足数に關するものを除くほか、委員会及び小委員会における討論について準用する。

四四四

3 この内部規則14の規定は、委員会及び小委員会における表決について準用する。

四四五

16 留保
1 代表団は、原則として、自己の意見について他の代表団の賛同を得ることができなかったときは、できる限り、過半数の意見に同調するよう努めなければならない。

四四六

2 もっとも、代表団は、憲章、この条約又は業務規則の改正に係る決定であつて、当該改正に拘束されることについての自国の政府による同意を妨げる性質を有すると認められるものに関するときは、暫定的又は確定的に留保を付することができる。そのような留保は、會議に参加しない連合員から最終文書に署名するための権限を第三十一条の規定により委任された代表団が、当該連合員に代わって付することができる。

四四七

17 本會議の議事録
1 本會議の議事録は、會議の事務局が作成する。事務局は、議事録を、できる限り速やかに、かつ、いかなる場合においても各会合の後五作業日以内に

に、代表団に配布することを確保する。

四四八

2 議事録が配布されたときは、代表団は、正当と認める訂正を、できる限り短い期間内に、書面により會議の事務局に提出することができる。もっとも、議事録が承認される会合において、代表団が口頭で訂正を申し入れることを妨げない。

四四九

3 (1) 議事録には、原則として、提案及び結論並びにそれらの主要な論拠のみをできる限り簡潔に記録する。

四五〇

(2) もっとも、代表団は、自己が討論において行った陳述の概要又は全部を記載することを請求する権利を有する。この場合には、代表団は、報告者の作業を容易にするため、原則として、発言の初めにその旨を表明しなければならない。代表団は、また、会合の終了二時間以内に、その陳述文を會議の事務局に自ら提出しなければならない。

四五一

4 陳述の記載に關しては、第四五〇号に定める権利は、すべての場合に慎重に行使しなければならない。

四五二

18 委員会及び小委員会の概要記録及び報告
(1) 委員会及び小委員会の討論は、会合ごとに、會議の事務局が作成する概要記録に取りまとめるものとし、事務局は、各会合の後五作業日以内に、代表団に配布する。概要記録には、討論の要点、記録することを適当とする諸種の意見並びに討論から生ずる提案及び結論を特記する。

四五三

(2) もっとも、代表団は、第四五〇号に定める権利を行使することができる。

四五四

(3) 第四五三号の権利は、すべての場合に慎重に行使しなければならない。

い。
2 委員会及び小委員会は、必要と認める部分的報告を作成することができるものとし、また、状況によって妥当であるとされる場合には、その業務の終了に際し、付託された研究から生ずる提案及び結論を簡潔な形式で取りまとめた最終報告を提出することができる。

四五五

19 議事録、概要記録及び報告の承認
(1) 議長は、原則として、本會議の各会合又は委員会若しくは小委員会の各会合の初めにおいて、代表団に対し、前回の会合の議事録又は概要記録(委員会又は小委員会の場合)に關して意見があるかないかを尋ねる。いかなる訂正も事務局に通知されず、かつ、いかなる反対も口頭で表明されない場合には、これらの議事録又は概要記録は、承認されたものとみなす。これと異なる場合には、これらの議事録又は概要記録に、必要な訂正を行う。

四五六

(2) 部分的報告又は最終報告は、関係委員会又は関係小委員会によって承認されなければならない。

四五七

(2) 本會議の最終会合の議事録は、本會議の議長が審査し及び承認する。

四五八

(2) 委員会又は小委員会の最終会合の概要記録は、委員会又は小委員会の議長が審査し及び承認する。

四五九

20 番号整理
1 修正される章、条及び項の番号は、本會議の第一会合まで存置する。追加する案文には、従前の文書における直前の項の番号に「A」、「B」等をつけた番号を暫定的に付する。

四六〇

2 第一会合における採択の後、章、条

四六一

2 第一会合における採択の後、章、条

及び項の最終的番号整理を、通常、編集委員会に付託する。ただし、本会議の決定がある場合には、事務総局長に付託することができる。

21 最終的承認

全権委員会、無線通信会議又は世界国際電気通信会議の最終文書の案文は、本会議の第二説会で承認されたときは、最終的なものとみなす。

22 署名

第四六二号に規定する会議が承認した最終文書は、連合員のフランス語による名称のアルファベット順に、第三十一条に定める委任状を有する代表の署名に付する。

23 報道機関及び公衆との関係

1 会議の業務についての正式の発表は、会議の議長が許可がなければ、報道機関に伝達することができない。

2 報道機関及び公衆は、第三四二号に規定する代表団の長の会合が承認した指針及び事務総局長がとった実務上の措置に従い、実行可能な範囲で、会議を傍聴することができる。いかなる場合にも、報道機関及び公衆の傍聴により、会合の業務の円滑な進行が妨げられてはならない。

3 連合の他の会合は、当該会合の参加者が別段の決定を行わない限り、報道機関及び公衆に公開しない。

24 料金の免除

四六六 会議の期間中、代表団の構成員、理事会の構成員の代表者、無線通信規則委員会の委員、会議に出席する事務総局及び連合の各部門の上級職員並びに会議に派遣される連合の事務局の職員は、招請政府が他の関係政府及び関係のある認められた事業体と合意した範囲で、郵便、電

報、電話及びテレックスの料金の免除を受ける権利を有する。

第四章 その他の規定

第三十三条 会計

四六八 1 (1) 連合員が憲章第二十八条の関連規定に従ってその分担等級を選定するための表は、次のとおりとする。

四十単位等級
三十五単位等級
三十単位等級
二十八単位等級
二十五単位等級
二十三位等級
二十単位等級
十八単位等級
十五単位等級
十三単位等級
十単位等級
八単位等級
五単位等級
四単位等級
三単位等級
二単位等級
二分の三単位等級
二分の一単位等級
四分の一単位等級
八分の一単位等級(注)
十六分の一単位等級(注)

注 国際連合が定める後発開

発途上国その他理事国が決定する連合員のためのもの

四六九 (2) いずれの連合員も、第四六八号に掲げる分担等級に代えて、四十を超える分担単位数を選定することができる。

四七〇 (3) 事務総局長は、選定する分担等級について各連合員が行った決定をすべての連合員に通報する。

四七一 (4) 連合員は、既に選定した等級よりも高い分担等級をいつでも選定することができる。

四七二 2 (1) 新たな連合員は、加入した年については、加入した月の初日から計算した分担金を支払う。

四七三 (2) 連合員は、憲章及びこの条約を廃棄した場合に、廃棄が効力を生ずる月の末日までの分担金を支払わなければならない。

四七四 3 債務額に対しては、連合の各会計年度の初めから利子を付する。利率は、最初の六箇月間は年三パーセント、七箇月目の初めからは年六パーセントとする。

四七五 4 第四七六号から第四八三号までの規定は、第二五九号から第二六二号までに掲げる機関及び第十九条の規定に従って連合の活動に参加することを承認された団体の分担金について適用する。

四七六 5 第二五九号から第二六二号までに掲げる機関及び全権委員会、連合の部門又は世界国際電気通信会議に参加するその他の国際機関は、第四七九号から第四八一号までの規定に従い、場合に依り、これらの会議又は連合の部門の経費を分担する。ただし、理事会が相互主義を条件としてその分担を免除する場合は、この限りでない。

四七七 6 第二三七号の一覧表に掲げる団体又は機関は、第四七九号及び第四八〇号の規定に従って連合の部門の経費を分担する。

四七八 7 第二三七号の一覧表に掲げる団体又は機関は、無線通信会議、世界国際電気通信会議又は自己が構成員でない部門の会議若しくは総会に参加する場合には、第四七九号及び第四八一号の規

定に従って、これらの会議又は総会の経費を分担する。

四七九 8 第四七六号から第四七八号までに定める分担金は、第四六八号の表から任意に選定する分担等級を基礎とする。ただし、連合員のために保留する四分の一単位等級、八分の一単位等級及び十六分の一単位等級は、当該任意に選定する分担等級から除く(この適用除外は、電気通信開発部門については適用しない)。選定した等級は、事務総局長に通知する。関係団体又は関係機関は、既に選定した等級よりも高い分担等級をいつでも選定することができる。

四八〇 9 各関係部門の経費に関する分担単位当たりの分担金額は、連合員の分担単位当たりの分担金額の五分の一に定める。このようにして定められる分担金は、連合の収入とする。この分担金に対しては、第四七四号の規定に従って利子を付する。

四八一 10 会議又は総会の経費に関する分担単位当たりの分担金額は、当該会議又は総会の予算総額を、連合員が連合の経費の分担金を支払う際の分担単位の総数で除して定める。このようにして定められる分担金は、連合の収入とする。この分担金に対しては、請求書の発送後六十日から第四七四号に定める率で利子を付する。

四八二 11 分担単位数は、憲章第二十八条の関連規定に定める原則の適用によってのみ、減少させることができる。

四八三 12 いずれかの部門の業務への参加を中止した場合又は終止させられた場合(第二四〇号参照)には、当該終止が効力を生ずる月の末日までの分担金を支払わなければならない。

四八四 13 刊行物の価格は、原則としてその販売により製作及び配布の経費を調達することを考慮の上、事務総局長が決定する。

四八五 14 連合は、必要不可欠な経費を負担すること及びできる限り借入金への依存を避けるために十分な現金の準備を維持することができるように、運転資金を提供する予備勘定を保持する。理事会は、予想される必要額に基づいて、毎年、予備勘定の金額を定める。支出しなかった又は支出を約束しなかったすべての予算上の金額は、各二年予算の執行の終了時に、予備勘定に繰り入れる。この予備勘定に関するその他の細目については、財政規則に定める。

四八六 15 (1) 事務総局長は、調整委員会と合意の上、現金又は現物による任意拠出を受領することができる。ただし、この任意拠出に適用される条件が、必要に応じ、連合の目的及び計画並びに財政規則に適合することを条件とする。財政規則には、任意拠出の受領及び使用に関する特別規定を含めなければならない。

四八七 (2) 事務総局長は、第四八六号の任意拠出について、会計報告により並びに拠出源、提案された用途及びとられた措置を各任意拠出について簡潔に示した文書により、理事会に報告する。

四八八 1 連合の会議は、会計上の影響を伴う提案又は決定を採択する前に、当該提案又は決定が理事会で承認することのできる金額を超える支出をもたらさないことを確保するため、連合の予算に関するすべての見通しを考慮する。

四八九 2 会議の決定は、その実施が理事会で承認することのできる金額を超えて経費の直接又は間接の増加を伴う場合には、実施してはならない。

第三十五条 言語

四九〇 1 (1) 連合の会議及び会合において、次の場合には、憲章第二十九条の関連規定に定める言語以外の言語を使用することができる。

四九一 (a) 事務総局長又は関係局長に対し、一又は二以上の他の言語を討議又は文書に使用することの請求があった場合。ただし、この請求を行い又はこれを支持する連合員がこれらの言語の使用に要する追加の経費を負担する場合に限る。

四九二 (b) 代表団が、自己の費用で、その使用する言語を憲章第二十九条の関連規定に定める言語の一に選択するため、自ら措置をとる場合

四九三 (2) 第四九一号に定める場合には、事務総局長又は関係局長は、関係連合員から所要の経費を連合に対して正当に支払うことの約束を得た上、できる限り、その請求に応ずる。

四九四 (3) 第四九二号に定める場合には、更に、関係代表団は、希望するときは、自己の費用で、憲章第二十九条の関連規定に定める言語の一をその使用する言語に選択することができる。

四九五 2 憲章第二十九条の関連規定に定めるすべての文書は、同条の関連規定に定める言語以外の言語により刊行することができる。ただし、刊行を請求した連合員が所要の翻訳費及び刊行費のすべてを負担することを約束する場合に限る。

第五章 電気通信業務の運用に関する諸種の規定

第三十六条 料金及び料金の免除

四九六 電気通信の料金に関する規定については、業務規則で定める。

第三十七条 計算書の作成及び決済

四九七 1 国際計算の決済は、經常取引とみなし、これに関して関係連合員の政府が取極を締結した場合には、関係連合員の通常の国際的義務に従って行う。このような取極がないとき又は憲章第四十二条に定めるところにより締結した特別取極がないときは、この計算の決済は、業務規則に従って行う。

四九八 2 連合員の主管庁及び認められた事業体で、国際電気通信業務を行うものは、その借方及び貸方の額について合意しなければならない。

四九九 3 第四九八号の借方及び貸方に関する計算書は、業務規則に従って作成する。ただし、関係当事者の間で特別の取極を締結している場合は、この限りでない。

第三十八条 貨幣単位

五〇〇 連合員の間で締結した特別の取極がない場合には、国際電気通信業務に関する計算料金の構成及び国際計算書の作成に用いる貨幣単位は、業務規則に定める国際通貨基金の貨幣単位又は金フランとする。その適用のための規定は、国際電気通信規則の付録第一に定める。

第三十九条 相互通信

五〇一 1 移動業務の無線通信を行う局は、その通常の取扱範囲においては、採用する無線システムのかんを問わず、相互に無線通信を交換しなければならない。

五〇二 2 もっとも、科学の進歩を妨げないようにするため、第五〇一号の規定は、他のシステムと通信することができない無線システムを使用することを妨げるものではない。ただし、他のシステムと通信することができないことは、当該無線システムの特質によるものでなければならない。専ら相互通信を妨げるために採用する装置の結果であってはならない。

五〇三 3 第五〇一号の規定にかかわらず、局は、業務の目的に応じ、又は使用するシステムと関係のない他の事情により、制限的な国際電気通信業務の用に供することができる。

第四十条 暗語

五〇四 1 官用電報及び業務用電報は、すべての関係において暗語により記載することができる。

五〇五 2 暗語による私報は、すべての連合員の間に認められる。ただし、私報に対して暗語を認めないことを事務総局長を経由してあらかじめ通告した連合員については、この限りでない。

五〇六 3 連合員は、暗語による私報の自国の領域における差着を認めない場合においても、憲章第三十五条に規定する業務の停止のときを除くほか、暗語による私報の中継を認めなければならない。

第六章 仲裁及び改正

第四十一条 仲裁手続(憲章第五十六条参照)

五〇七 1 仲裁を希望する当事者は、仲裁請求通告書を相手方に送付して手続を開始する。

五〇八 2 当事者は、仲裁を人、主管庁又は政府のいずれに付託するかを合意によって決定する。仲裁請求通告書の日付の

日から起算して一箇月の期間内に当事者がこれについて合意に到達することができなかったときは、仲裁は、政府に付託する。

五〇九 3 仲裁を人に付託する場合には、仲裁者は、紛争当事者である国の国民でなく、当該国に住所を有しておらず、かつ、その機関に雇用されていない者でなければならない。

五一〇 4 仲裁を政府又はその主管庁に付託する場合には、当該政府又は当該主管庁は、適用について紛争を生じた協定の締約国であつて紛争に関係がない連合員のうちから選定されなければならない。

五一一 5 両紛争当事者は、仲裁請求通告書の受領の日から起算して三箇月の期間内に、それぞれ一の仲裁者を指名する。

五一二 6 二を超える当事者が紛争に係る場合には、紛争について共通の利害関係を有する当事者の集合の双方は、第五一〇号及び第五一一号に定める手続に従い、それぞれ一の仲裁者を指名する。

五一三 7 このようにして指名された二の仲裁者は、一の第三仲裁者の指名について合意する。最初の二の仲裁者が人であつて政府又は主管庁でない場合には、第三仲裁者は、第五〇九号に定める条件に適合しなければならない。かつ、他の二の仲裁者のいずれとも異なる国籍を有しなければならない。二の仲裁者の間に第三仲裁者の選定について合意が成立しない場合には、各仲裁者は、紛争にいかなる利害関係も有しないそれぞれ一の第三仲裁者を提案する。次いで、事務総局長は、第三仲裁者を指名するためのくじ引を行う。

五一四 8 紛争当事者は、合意によって指名する

る単一の仲裁者に紛争を解決させるように合意することができる。紛争当事者は、また、それぞれ一の仲裁者を指定し、これらのうちから単一の仲裁者を指名するためのくじ引を行うことを事務総局長に請求することができる。

五一五 9 仲裁者は、仲裁を行う場所及び仲裁に適用する手続規則を任意に決定する。

五一六 10 単一の仲裁者の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。仲裁が二以上の仲裁者に付託された場合には、仲裁者の投票の過半数による裁定が最終的なものであり、かつ、当事者を拘束する。

五一七 11 各紛争当事者は、自己が仲裁の調査及び付託に要した経費を負担する。仲裁の費用は、当事者が各自に要したものを除くほか、紛争当事者の間で均等に割り当てる。

五一八 12 連合は、仲裁者が必要とする紛争に関するすべての情報を提供する。仲裁者の裁定は、紛争当事者の決定により、将来における参考のために事務総局長に通知する。

第四十二条 この条約の改正に関する規定

五一九 1 連合員は、この条約の改正を提案することができる。その提案は、すべての連合員への送付及びすべての連合員による検討が十分な余裕をもつて行われ得るように、全権委員会議の開会の日の遅くとも八箇月前に、事務総局長に到着しなければならない。事務総局長は、できる限り速やかに、かつ、全権委員会議の開会の日の遅くとも六箇月前に、当該提案をすべての連合員に送付する。

提出された改正案に対する修正案については、連合員又は全権委員会議におけるその代表団は、これをいつでも提出することができる。

五二二 3 全権委員会議の全会議においてこの条約の改正案又はこれに対する修正案を審議する場合には、全権委員会議に派遣された代表団の二分の一を超える代表団が出席していなければならない。

五二三 4 この条約の改正案に対する修正案及び改正案全体（修正されたものであるかないかを問わない。）は、採択されるためには、本会議において、全権委員会議に派遣された代表団の二分の一を超えて承認されなければならない。

五二四 5 第五一九号から第五二二号までに特に規定する場合を除くほか、この条約に定める会議に関する一般規定並びに会議及び他の会合の内部規則を適用する。

五二五 6 全権委員会議が採択したこの条約のすべての改正は、全体として、かつ、単一の改正文書の形式で、当該全権委員会議が定めた日に、この条約及び当該改正文書の批准書、受諾書、承認書又は加入書をその日前に寄託した連合員の間に効力を生ずる。当該改正文書の一部のみは、認めない。

五二六 7 第五二四号の規定にかかわらず、全権委員会議は、この条約のある改正が憲章のある改正を適正に適用するため必要である旨を決定することができる。この場合には、この条約の当該改正は、憲章の当該改正の効力発生前には、効力を生じない。

五二七 8 事務総局長は、改正文書の批准書、

受諾書、承認書又は加入書の寄託をすべての連合員に通報する。

五二七 9 改正文書の効力発生の後に行われる憲章の第五十二条及び第五十三条の規定による批准、受諾、承認又は加入は、改正された条約に対して行われるものとする。

五二八 10 事務総局長は、改正文書の効力発生の後、国際連合憲章第百二条の規定により、当該改正文書を国際連合事務局に登録する。憲章第二四一号の規定は、改正文書について準用する。

附屬書 国際電気通信連合の条約及び業務規則において使用する若干の用語の定義

連合の条約及び業務規則の適用上、次の用語は、次に定義する意味を有する。

一〇〇一 専門家 専門的な能力を有する者であつて、その専門分野に係る連合の業務に参加するため、次のいずれかのものが派遣する者

(a) 自国の政府又は主管庁
(b) 第十九条の規定により承認された団体又は機関
(c) 国際機関

一〇〇二 オブザーバー この条約の関連規定に基づいて派遣される次に掲げる者
顧問の資格で全権委員会議又はいずれかの部門の会議若しくは会合に参加するため、国際連合、国際連合の専門機関、国際原子力機関、電気通信に関する地域的機関又は衛星システムを運用する政府間機関が派遣する者
顧問の資格でいずれかの部門の会議又は会合に参加するため、国際機

関が派遣する者

地域会議に投票権なしで参加するため、連合員の政府が派遣する者

一〇〇三

移動業務 移動局と陸上局との間又は移動局相互間の無線通信業務

一〇〇四

学術団体又は工業団体 政府の施設又は機関以外の団体で、電気通信の問題の研究又は電気通信業務用機器の企画若しくは製作に従事するもの

一〇〇五

無線通信 電波による電気通信

注1 電波とは、人工的導体のない空間を伝搬する当面三、〇〇ギガヘルツより低い周波数の電磁波をいう。

注2 第一四九号から第一五四号までの規定の適用上、「無線通信」という語は、人工的導体のない空間を伝搬する三、〇〇ギガヘルツを超える周波数の電磁波による電気通信も含む。

一〇〇六

業務用電気通信 国際公衆電気通信に関する電気通信で、次の者の間で交換されるもの

主管庁
認められた事業体
理事会の議長、事務総局長、事務局次長、各局長、無線通信規則委員会の委員その他連合の代表者又は連合が認めた職員（その代表者又は職員には、連合の所在地以外において公的職務を行う者を含む。）

国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び業務規則に係る紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件

国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び業務規則に係る紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件

択議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めらる。

国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び業務規則に係る紛争の義務的解決に関する選択議定書

下名の全権委員は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーヴ）に署名するに際し、紛争の義務的解決に関するこの選択議定書に署名した。

この選択議定書の締結国である連合員は、憲章 条約又は憲章第四条に規定する業務規則の解釈又は適用に関するすべての紛争を、これらの連合員に関するものである限り、解決のための義務的仲裁に付する希望を有することを表明して、次のとおり協定した。

第一条

憲章、条約又は憲章第四条に規定する業務規則の解釈又は適用に関する紛争は、憲章第五十六条に定める解決方法の一が合意により選定されない限り、いずれか一方の当事者の請求に基づき、義務的仲裁に付する。その手続は、条約第四十一条に定める手続とする。この場合において、同条5（第五十一号）の規定は、次のとおり補足する。

5 両紛争当事者は、仲裁請求通告書の受領の日から起算して三箇月の期間内に、それぞれ一の仲裁者を指名する。一方の当事者がこの期間内に仲裁者を指名しないときは、事務総局長は、他方の当事者の請求に基づき、条約の第五〇九号及び第五一〇号の規定に従ってその指名を行う。

第二条

この議定書は、連合員が憲章及び条約に署名する時に、連合員による署名のために開放する。この議定書は、署名連合員により、自国の憲法上の規定に従って、批准され、受諾され又は承認されなければならない。この議定書は、憲章及び条約

の締結国であるすべての連合員並びに連合員となるすべての国による加入のために開放しておく。批准書、受諾書、承認書又は加入書は、事務総局長に寄託する。

第三条

この議定書は、この議定書に係る少なくとも二の批准書、受諾書、承認書又は加入書が憲章及び条約の効力発生の日までに寄託されている場合には、当該効力発生の日に、その日までにこの議定書を批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入した国について効力を生ずる。その他の場合には、この議定書は、二番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日後三十日目の日に効力を生ずる。

第四条

この議定書は、連合の全権委員会議の会期中に、この議定書の締結国が改正することができる。

第五条

この議定書の締結国である連合員は、事務総局長に於て通告によりこの議定書を廃棄することができ。廃棄は、事務総局長が当該通告を受領した日から一年の期間が満了した時に効力を生ずる。

第六条

事務総局長は、すべての連合員に次の事項を通報する。

- (a) この議定書の署名及び批准書、承認書又は加入書の寄託
- (b) この議定書が効力を生ずる日
- (c) 改正が効力を生ずる日
- (d) 廃棄が効力を生ずる日

以上の証拠として、各全権委員は、英語、アラビア語、中国語、スペイン語、フランス語及びロシア語により本書一通を作成してこの議定書に署名した。矛盾がある場合には、フランス文による。この原本は、国際電気通信連合に寄託保存する。国際電気通信連合は、その原本一通を各署名国に送付する。

千九百九十二年十二月二十二日にジュネーヴで作成した。

千九百九十三年の国際コファ協定の締結について承認を求めるの件

千九百九十三年の国際コファ協定の締結について、日本国憲法第七十三条ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めらる。

千九百九十三年の国際コファ協定

第一部 目的及び定義

第一章 目的

千九百九十三年の国際コファ協定（以下「この協定」という。）の目的は、国際連合貿易開発会議の採択した一次産品総合計画に関する決議第九十三号（第四回会期）、開発のための新たなパートナーシップ（カルタヘナ約束）及び「カルタヘナ精神」に定める関連目的に照らして、次のとおりとする。

- (a) 世界のコファ経済のすべての部門における国際協力の進展及び強化を推進すること。
- (b) すべての加盟国の利益のため、特に次の点について努力することにより世界のコファ市場の安定に寄与すること。
- (i) 供給と需要との間の中期的及び長期的な均衡を確保するために、必要な生産の調整を容易にし、かつ、消費を促進するよう努力することにより、世界のコファ経済の均衡のとれた発展を実現すること。
- (ii) 生産者及び消費者にとって公平かつ妥当な価格による十分な供給を確保すること。
- (c) コファの国際貿易の拡大を容易にするにと。
- (d) 関連統計の収集、分析及び公表並びに適当な研究の実施により世界のコファ経済の動向の透明性を促進すること。
- (e) コファの分野における科学的な研究及び開発を促進すること。
- (f) 世界のコファ経済に関するすべての問題の

討議のための適当な場を提供すること。

第二章 定義

第二条 定義

この協定の適用上、

1 「ココア」とは、カカオ豆及びココア製品をいう。

2 「ココア製品」とは、ココアペースト(ココアリカー)、カカオ脂、ココア粉(甘味を付けてないもの)、ココアケーキ、ココアニブ等のカカオ豆のみから作られる製品その他理事会が決定するココアを含有する製品をいう。

3 「ココア年度」とは、十月一日から九月三十日までの十二箇月の期間をいう。

4 「締約国」とは、この協定に暫定的に又は確定的に拘束されることに同意した政府又は第四条に規定する政府機関をいう。

5 「理事会」とは、第六条に規定する国際ココア理事会をいう。

6 「日ごとの価格」とは、この協定の目的のために使用され、かつ、第三十五条の規定に従って計算されるココアの国際価格の代表的な指標をいう。

7 「効力発生」とは、別段の規定がある場合を除くほか、この協定の最初の効力発生(暫定的なものであるか確定的なものであるかを問わない)をいう。

8 「輸出国」又は「加盟輸出国」とは、それぞれ、カカオ豆に換算したココアの輸出量が輸入量を上回る国又は加盟国をいう。もともと、カカオ豆に換算したココアの輸入量が輸出量を上回る国であっても、生産量が輸入量を上回る場合には、自己の選択により加盟輸出国となることができる。

9 「ココアの輸出」とは、ココアがいずれかの国の関税地域から外へ出ることをいい、「ココアの輸入」とは、ココアがいずれかの国の関税地域の内に入ることをいう。ただし、この9の定義の適用上、二以上の関税地域から成る加盟国については、関税地域は、当該加盟国の関税地域全体をいう。

10 「ファイン・ココア又はフレーバー・ココア」とは、ファイン・ココア又はフレーバー・ココアの生産国として指定される国において、理事会が第四十三条の規定に従って決定する割合を限度として生産されるココアをいう。

11 「輸入国」又は「加盟輸入国」とは、それぞれ、カカオ豆に換算したココアの輸入量が輸出量を上回る国又は加盟国をいう。

12 「加盟国」とは、4に定義する締約国をいう。

13 「機関」とは、第五条に規定する国際ココア機関をいう。

14 「生産国」とは、商業的にみて相当な量のココアを栽培する国をいう。

15 「生産管理計画」とは、中期的及び長期的に世界の生産量を消費量に均衡させていくための手段としての計画であって、第二十九条に規定するものをいう。

16 「生産管理プログラム」とは、第二十九条に規定する生産管理計画の目的を達成するために加盟輸出国が実施するすべての措置及び行動をいう。

17 「単純多数票」とは、加盟輸出国の投する票の過半数の票及び加盟輸入国の投する票の過半数の票(それぞれ別個に計算する)をいう。

18 「特別引出権(SDR)」とは、国際通貨基金の特別引出権をいう。

19 「特別多数票」とは、加盟輸出国の投する票の三分の二以上の票及び加盟輸入国の投する票の三分の二以上の票(それぞれ別個に計算する)をいう。ただし、五以上の加盟輸出国及び過半数の加盟輸入国が出席することを条件とする。

20 「トン」とは、キログラム又は二千二百四十六ポンドをいい、「ポンド」とは、四百五十三・五九七グラムをいう。

第二章 組織条項

第三条 加盟国

締約国は、機関の加盟国となる。

2 機関の加盟国の区分は、次のとおりとする。

(a) 加盟輸出国

(b) 加盟輸入国

3 加盟国は、理事会の定める条件に従って自国の区分を変更することができる。

第四条 政府機関の加盟

1 この協定において「政府」というときは、欧州経済共同体並びに国際協定特に商品協定の交渉、締結及び適用について責任を有するその他の政府機関を含む。したがって、この協定において、署名、批准、受諾若しくは承認、暫定的適用の通告又は加入というときは、このような政府機関について、政府機関による署名、批准、受諾若しくは承認、暫定的適用の通告又は加入を含む。

2 1の政府機関は、その権限内の事項に関して表決が行われる場合には、第十条の規定により当該政府機関の構成国に配分される票の合計に等しい数の票を投する。この場合には、当該政府機関の構成国は、各自の投票権を行使することができない。

3 1の政府機関は、その権限内の事項に関して執行委員会の討議に参加することができる。

第四章 組織及び運用

第五条 国際ココア機関の設立、本部及び構成

1 千九百七十二年の国際ココア協定によって設立された国際ココア機関は、存続する。機関は、この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監視する。

2 機関は、次のものによって、その機能を営む。

(a) 国際ココア理事会及び執行委員会

(b) 事務局長その他の職員

2 加盟国は、理事会において、一人の代表及び希望する場合には一人又は二人以上の代表代理により代表される。加盟国は、その代表又は代表代理のために一人又は二人以上の顧問を任命することができる。

第七条 理事会の権限及び任務

1 理事会は、この協定に明示的に定められた事項の実施のために必要なすべての権限を行使し、及びこれらの事項の実施のために必要なすべての任務を遂行し又はこれらの任務の遂行のための措置をとる。

2 理事会は、この協定の範囲外のかかる義務を負う権限も有しない。また、加盟国が理事会に對しこのような権限を与えているものとみなしてはならない。特に、理事会は、資金を借り入れる能力を有しない。理事会は、契約を締結する権限を行使するに当たり、契約を締結する他方の当事者がこの2及び第二十三条の規定を知ることができるように、これらの規定を契約書に明記する。もともと、これらの規定が契約書に明記されない場合であっても、当該契約は、無効とならず、また、理事会の権限を超えらるものとはならない。

3 理事会は、特別多数票による議決で、この協定の実施のために必要であり、かつ、この協定に適合する規則(理事会及び委員会の手続規則並びに機関の会計及び職員に関する規則を含む)を採択する。理事会は、その手続規則において、会合することなく特定の問題について決定を行うための手続を定めることができる。

4 理事会は、この協定に基づく任務の遂行に必要な記録その他適当と認める記録を保管する。

5 理事会は、その任務の遂行に当たり、適当な場合には、理事会を補佐する作業部会を設置することができる。

第八条 理事会の議長及び副議長

1 理事会は、各ココア年度につき、議長、第一副議長及び第二副議長各一人を選出する。議長、第一副議長及び第二副議長は、機関から報

酬を受けない。

2 議長及び第一副議長は加盟輸出国又は加盟輸入国の区分のうちいずれか一方の区分に属する加盟国の代表のうちから、第二副議長は他方の区分に属する加盟国の代表のうちから選出する。これらの職は、各コファ年度ごとに、両区分の加盟国に交互に振り当てる。

3 議長及び二人の副議長のすべてが一時的に欠けた場合又は議長及び二人の副議長のうち一人若しくは二人以上が恒久的に欠けることとなった場合には、理事会は、加盟輸出国又は加盟輸入国の区分のうち該当する区分に属する加盟国の代表のうちから、必要に応じて一時的又は恒久的にその職を行う新規の役員を選出することができる。

4 議長及び理事会の会合において議長の職を行っているその他の役員は、投票権を行使することができない。これらの者の代理は、自己の代表する加盟国の投票権を行使することができる。

第九条 理事会の会期

1 理事会は、原則として、各コファ年度の半期ごとに一回、通常会期を開催する。

2 理事会は、その決定するとき又は次のいずれかによる要請があるときは、特別会期を開催する。

(a) 五の加盟国

(b) 二百票以上の票を有する一又は二以上の加盟国

(c) 執行委員会

(d) 事務局長(第二十二条及び第五十八条の規定の適用がある場合)

3 会期の通知は、緊急の場合を除くほか、少なくとも三十日前に行う。

4 会期は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、機関の本部において開催する。加盟国の招請により理事会が機関の本部以外の場所において会合する場合には、当該加盟国は、会合に必要な追加の費用を負担する。

第十条 票数

1 加盟輸出国及び加盟輸入国は、それぞれ総体として、千票ずつを有する。これらの各千票は、2から7までの規定に従って、加盟輸出国又は加盟輸入国の区分内でそれぞれ配分する。

2 加盟輸出国の票は、各コファ年度につき、次のとおり配分する。各加盟輸出国は、五の基本票を有する。残余の票は、すべての加盟輸出国の間で、「コファ統計四半期報告」の最新版において機関が数値を公表した最近のコファ年度における各国のコファの輸出量の平均数量に比例して配分する。輸出量は、カカオ豆の純輸出量に第三十七条に定める換算係数を用いてカカオ豆相当量に換算したコファ製品の純輸出量を加えて計算する。

3 加盟輸入国の票は、各コファ年度につき、次のとおり配分する。百票は、平等に配分し、端数を生ずる場合には、直近の整数となるように整理する。残余の票は、機関が確定的な数字を入手することのできる最近のコファ年度におけるそれぞれの年間輸入量の平均が当該コファ年度におけるそれぞれの年間輸入量の平均の合計に占める百分率に基づいて配分する。輸入量は、カカオ豆の純輸入量に第三十七条に定める換算係数を用いてカカオ豆相当量に換算したコファ製品の純輸入量を加えて計算する。

4 理事会は、2及び3の規定に従って票数を換算するための統計上の数値を決定し又は最新のものとすることが何らかの理由により困難である場合には、特別多数票による議決で、票数を計算するための異なる統計上の数値を決定することができる。

5 いかなる加盟国も、四百を超える票を有してはならない。2から4までの計算から生じた四百を超える部分の票は、それぞれ2から4までの規定の例により他の加盟国に再配分する。

6 機関の加盟国の構成に変動がある場合又は加盟国の投票権がこの協定に定めるところにより

停止され若しくは回復される場合には、理事会は、この条に定めるところにより、票を再配分するための措置をとる。

第十二条 理事会の投票手続

1 加盟国は、自国の有するすべての票を投ずる権利を有するが、投票に当たって票を分割してはならない。もっとも、2の規定により委託された票については、加盟国は、自国の有する票と別個に投ずることができる。

2 加盟輸出国は他の加盟輸出国に対し、また、加盟輸入国は他の加盟輸入国に対し、理事会の議長に対する書面による通告により、理事会の会合において自国の利益を代表し及び自国の票を投ずることを委託することができる。この場合には、前条5に定める制限は、適用しない。

3 他の加盟国から当該他の加盟国が前条の規定により有する票を投ずることを委託された加盟国は、当該他の加盟国の指示に従って当該票を投ずる。

第十三条 理事会の決定

1 理事会のすべての決定及び勧告は、この協定が特別多数票によることを定めている場合を除くほか、単純多数票による議決で行う。

2 理事会の決定又は勧告に必要な票数の算定に当たり、棄権した加盟国の票数は、算入しない。

3 この協定において特別多数票による理事会の議決が必要とされる議案については、次の手続を適用する。

(a) 必要とされる多数が三以下の加盟輸出国又は三以下の加盟輸入国の反対票のため得られない場合には、単純多数票による議決で理事会が行う決定により、四十八時間以内に再び表決に付する。

(b) (a)の規定を適用しても必要とされる多数が二以下の加盟輸出国又は二以下の加盟輸入国の反対票のため得られない場合には、単純多数票による議決で理事会が行う決定により、

二十四時間以内に再び表決に付する。

(c) 三回目の表決においても必要とされる多数が一の加盟輸出国又は一の加盟輸入国の反対票のため得られない場合には、可決されたものとみなす。

(d) 理事会が(a)又は(b)の規定による表決に付さない場合には、議案は、否決されたものとみなす。

4 加盟国は、この協定に基づく理事会のすべての決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束する。

第十三条 他の機関との協力

1 理事会は、国際連合及びその諸機関(特に国際連合貿易開発会議)並びに、適当な場合には、国際連合食糧農業機関その他の国際連合の専門機関及び政府間機関との協議又は協力のため、適当なすべての措置をとる。

2 理事会は、国際商品貿易における国際連合貿易開発会議の特別な役割を考慮して、適当な場合には、自己の活動及び業務計画について同会議に通報する。

3 理事会は、コファの生産者、貿易業者又は製造業者の国際的な機関との効果的な連絡を維持するため、適当なすべての措置をとることができ。

4 理事会は、コファの生産及び消費政策に関する自己の業務において、世界のコファ経済に関心を有する国際金融機関その他の団体による関与を得るよう努力する。

第十四条 オブザーバーの参加

1 理事会は、非加盟国に対し、理事会の会合にオブザーバーとして出席するよう招請を行うことができる。

2 理事会は、前条に規定する機関等に対し、理事会の会合にオブザーバーとして出席するよう招請を行うことができる。

第十五条 執行委員会の構成
執行委員会は、十の加盟輸出国及び十の加盟輸入国で構成する。ただし、加盟輸出国の数又

は加盟輸入国の数が十未満である場合には、理事会は、加盟国の二の区分の間の均衡を維持しつつ、特別多数票による議決で執行委員会の構成国の総数を変更することができる。執行委員会の構成国は、次条に定めるところにより各コニア年度につき選出されるものとし、再選を妨げられない。

2 構成国は、執行委員会において、一人の代表及び希望する場合には一人又は二人以上の代表代理により代表される。当該構成国は、その代表又は代表代理のために一人又は二人以上の顧問を任命することができる。

3 執行委員会の議長及び副議長は、理事会により各コニア年度につき選出されるものとし、双方とも、加盟輸出国又は加盟輸入国の区分のうちいずれか一方の区分に属する構成国の代表のうちから選出される。これらの職は、各コニア年度ごとに、両区分の構成国に交互に振り当てられる。議長又は副議長が一時的に欠けた場合又は恒久的に欠けることとなった場合には、執行委員会は、該当する区分に属する構成国の代表のうちから、必要に応じて一時的又は恒久的にその職を行う新規の役員を選出することができる。議長及び執行委員会の会合において議長の職を行っているその他の役員は、投票権を行使することができない。これらの者の代理は、自己の代表する構成国の投票権を行使することができる。

4 執行委員会は、特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、機関の本部において会合する。加盟国の招請により執行委員会が機関の本部以外の場所において会合する場合には、当該加盟国は、会合に必要な追加の費用を負担する。

1 第十六条 執行委員会の構成国の選挙
執行委員会の構成国となる加盟輸出国及び加盟輸入国は、理事会において、それぞれ加盟輸出国及び加盟輸入国の区分ごとに選出される。区分ごとの選挙は、2及び3の規定により行

う。
2 加盟国は、第十条の規定により自国の有するすべての票を一の候補に投ずる。第十一条2の規定により委託された票については、加盟国は、他の候補に投ずることができる。
3 最も多数の票を得た候補を当選国とする。

第十七条 執行委員会の権限
1 執行委員会は、理事会に対して責任を負うものとし、その一般的な指揮の下に活動する。
2 執行委員会は、市況を常時検討するものとし、理事会に対して適当と認める措置を勧告する。

3 理事会は、次の権限を除くほか、単純多数票による議決が必要とされる事項については単純多数票による議決で、特別多数票による議決が必要とされる事項については特別多数票による議決で、理事会の権限の行使を執行委員会に委任することができる。もっとも、理事会がその権限を自ら行使することを妨げるものではない。
(a) 第十条の規定に基づいて票を再配分すること。
(b) 第二十四条の規定に基づいて運営予算を承認し、及び分担金の額を決定すること。
(c) 第四十三条の規定に基づいてファイナンス・コニア又はフレバー・コニアの生産国の表を修正すること。
(d) 第四十四条の規定に基づいて加盟国の義務を免除すること。
(e) 第四十七条の規定に基づいて紛争について決定を行うこと。
(f) 第四十八条3の規定に基づいて加盟国の権利を停止すること。
(g) 第五十四条の規定に基づいて加入の条件を定めること。
(h) 第五十九条の規定に基づいて加盟国を除名すること。
(i) 第六十一条の規定に基づいてこの協定の有効期間を延長し又はこの協定を終了させるこ

と。
(i) 第六十二条の規定に基づいて加盟国に対してこの協定の改正を勧告すること。
4 理事会は、単純多数票による議決で、執行委員会に対する権限の委任をいつでも撤回することができる。

第十八条 執行委員会の投票手続及び決定
1 執行委員会の構成国は、自国が第十六条の規定に基づいて得たすべての票を投ずる権利を有するが、投票に当たって票を分割してはならない。

2 執行委員会の構成国でない加盟輸出国又は加盟輸入国は、第十六条2の規定により自国が票を投じた候補が選出されなかった場合には、議長に対する書面による通告により、執行委員会において自国の利益を代表し及び自国の票を投ずることを、場合に依り、執行委員会の構成国であるいずれかの加盟輸出国又は加盟輸入国に委託することができる。ただし、1の規定の適用はあるものとする。

3 加盟国は、コニア年度の途中において、自国が第十六条の規定により票を投じた執行委員会の構成国との協議の後、当該構成国に対する自国の票の委託を撤回することができる。委託を撤回した票は、場合に依り、執行委員会の他の構成国である加盟輸出国又は加盟輸入国に委託することができるが、当該他の構成国への委託は、コニア年度の残余の期間中撤回することができない。票の委託を撤回された場合において、執行委員会の構成国は、コニア年度の残余の期間中、執行委員会の議席を維持する。この3の規定に基づいてとられる措置は、議長が書面による当該措置の通告を受けた後に効力を生ずる。

4 執行委員会の行ないかなる決定も、理事会が当該決定を行う場合に必要とされる単純多数票又は特別多数票による議決で行う。
加盟国は、執行委員会の決定につき理事会に

対して異議を申し立てる権利を有する。理事会は、その手続規則において、異議の申立ての条件を定める。
第十九条 理事会及び執行委員会の定数
1 理事会の会期の第一回会合においては、五以上の加盟輸出国であって加盟輸出国の総票数の三分の二以上を有するもの及び過半数の加盟輸入国であって加盟輸入国の総票数の三分の二以上を有するものが出席していなければならない。

2 理事会の会期の第一回会合の日として予定された日において1に定める定数が得られない場合には、当該会期の二日目以降の会合においては、区分ごとに総票数の過半数を有する加盟輸出国及び加盟輸入国が出席していなければならない。
3 1の要件を満たす第一回会合の後に開催される会合の定数は、2に定める定数とする。
4 第十一條2の規定に基づいて代表されている加盟国は、出席しているものとみなす。
5 執行委員会の会合の定数は、理事会が執行委員会の手続規則で定める。

第二十條 機関の職員
1 理事会は、執行委員会との協議の後、特別多数票による議決で事務局長を任命する。事務局長の任用の条件は、類似の政府間機関の相当する職員に適用される条件を考慮して理事会が定める。
2 事務局長は、機関の首席の管理職員であるものとし、理事会の決定に従ってこの協定を運用し及び実施することにつき、理事会に対して責任を負う。
3 機関の職員は、事務局長に対して責任を負うものとし、事務局長は、理事会に対して責任を負う。
4 事務局長は、理事会の定める規則に従って職員を任命する。理事会は、規則を定めるに当たり、類似の政府間機関の職員に適用される規則

を適用する。理事会は、規則を定めるに当たり、類似の政府間機関の職員に適用される規則

を考慮に入れる。職員は、できる限り加盟輸出
国及び加盟輸入国の国民のうちから任命する。

5 事務局長その他の職員は、コファ産業又はコ
ファの取引、輸送若しくは宣伝に關しいかなる
金銭上の利害關係も有してはならない。

6 事務局長その他の職員は、その任務の遂行に
当たつて、いかなる加盟国からも又は機関外の
いかなる当局からも指示を求め又は受けてはな
らない。事務局長その他の職員は、機関に対し
てのみ責任を負う国際公務員としての立場を損
なうおそれのあるいかなる行動も慎まなければ
ならない。各加盟国は、事務局長その他の職員
の責任の専ら国際的な性質を尊重すること及び
これらの者が責任を果たすに当たつてこれらの
者を左右しようとしなことを約束する。

7 事務局長その他の職員は、理事会によつて許
可された場合及びこの協定に規定する自己の任
務の適切な遂行に必要である場合を除くほか、
この協定の運用又は実施に關するいかなる情報
も外部に漏らしてはならない。

第五章 特権及び免除

第二十一条 特権及び免除

1 機関は、法人格を有する。機関は、特に、契
約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分
し並びに訴えを提起する能力を有する。

2 機関並びにその事務局長、職員及び専門家並
びに任務の遂行のためにグレート・ブリテン及
び北部アイルランド連合王国の領域に滞在する
加盟国の代表の地位、特権及び免除について
は、千九百七十五年三月二十六日にロンドンで
締結されたグレート・ブリテン及び北部アイル
ランド連合王国政府(以下「接受政府」という。)
と国際コファ機関との間の本部協定がこの協定
の適正な実施のために必要な改正を経て適用さ
れる。

3 機関の本部が他の国に移転する場合には、新
たな接受政府は、理事会が承認する本部協定を
できる限り速やかに機関と締結する。

4 2の本部協定は、この協定とは別個のもの

とする。もっとも、本部協定は、次のいずれかの
場合に終了する。

(a) 接受政府と機関との間で合意する場合
(b) 機関の本部がグレート・ブリテン及び北部
アイルランド連合王国の領域から移転する場
合

(c) 機関が存在しなくなる場合

5 機関は、この協定の適正な実施のために必要
な特権及び免除に關する取極で理事会が承認す
るものを他の加盟国と締結することができる。

第三章 会計事項

第六章 会計

第二十二條 会計

1 この協定の運用のため、運営勘定を置く。こ
の協定の運用に要する費用は、運営勘定に記帳
するものとし、第二十四條に定めるところによ
りその額が決定される加盟国の年次分担金を
もつて支弁する。もっとも、加盟国が特別の役
務を要請する場合には、理事会は、その要請に
応ずることを決定することができるものとし、
また、当該加盟国に対し当該役務に要する費用
の負担を要求する。

2 理事会は、第四十條の規定を実施するための
別個の勘定を置くことができる。この勘定は、
加盟国又は他の機関からの任意拠出をもつて充
てる。

3 機関の会計年度は、コファ年度と同一とす
る。

4 理事会及び執行委員会並びにこれらに属する
委員会に出席する代表団の費用は、関係加盟国
が負担する。

5 機関の財務状況がコファ年度の残余の期間に
係る費用を負担するために十分でないか又は十
分でないかと予想される場合には、事務局長
は、理事会が三十日以内に会合を予定していな
い限り、二十作業日以内に理事会の特別会期を
招集する。

第二十三條 加盟国の責任

加盟国の理事会及び他の加盟国に対する責任

は、この協定において明示的に定める分担金につ
いての義務の範囲内に限定される。理事会と取引
を行う第三者は、理事会の権限及び加盟国の義務
についてのこの協定の規定、特に第七條2及びこ
の條の前の規定を知っているものとみなされ
る。

第二十四條 運営予算の承認及び分担金 の額の決定

1 理事会は、各会計年度の下半期において、次
の会計年度の機関の運営予算を承認し、当該運
営予算に係る各加盟国の分担金の額を決定す
る。

2 各会計年度の運営予算に係る各加盟国の分担
金の額は、当該会計年度の運営予算の承認され
る時点におけるすべての加盟国の票数の合計に
対する当該加盟国の票数の割合に比例する額と
する。分担金の額の決定に当たつては、各加盟
国の票数は、いずれかの加盟国の投票権の停止
及びこれによつて生ずる票の再配分を考慮する
ことなく算定する。

3 この協定の効力発生の際に加盟国となる国の
最初の分担金の額は、当該加盟国が有すること
となる票数及びその加盟時における会計年度の
残余の期間を基礎として、理事会が決定する。
この場合において、当該会計年度に係る他の加
盟国の分担金の額は、変更しない。

4 この協定が最初の完全な会計年度の開始前に
効力を生じた場合には、理事会は、その第一回
会期において、最初の完全な会計年度の開始ま
での期間に係る運営予算を承認する。

第二十五條 運営予算に係る分担金の支 払

1 各会計年度の運営予算に係る分担金は、自由
に交換することのできる通貨で支払われるもの
とし、外国為替上の制限を課されない。その支
払の義務は、当該会計年度の初日に生ずる。い
ずれかの会計年度中に加盟国となった国の当該
会計年度に係る分担金の支払の義務は、当該国
が加盟国となった日に生ずる。

2 前條4の規定により承認された運営予算に係
る分担金は、当該分担金の額の決定の日から三
箇月以内に支払う。

3 加盟国が会計年度の開始の後五箇月を経過し
た時(新たに加盟国となった国については、理
事会が当該国の分担金の額を決定した後三箇月
を経過した時)に運営予算に係る分担金の全額
を支払っていない場合には、事務局長は、当該
加盟国に対しできる限り速やかに支払うよう要
請する。事務局長の要請の後二箇月を経過した
時に当該加盟国がなお分担金を支払っていない
場合には、理事会及び執行委員会における当該
加盟国の投票権は、分担金の全額が支払われ
る時まで停止される。

4 加盟国は、3の規定により投票権を停止され
た場合においても、理事会が特別多数票による
議決で別段の決定を行わない限り、この協定に
基づくその他の権利を奪われ又はこの協定に基
づく義務を免除されることはない。当該加盟国
は、引き続き、分担金を支払い、かつ、この協
定に基づくその他の資金上の義務を履行する責
任を負う。

5 理事会は、二会計年度に係る分担金を滞納し
ている加盟国についてその地位を検討すること
ができるものとし、特別多数票による議決で、
当該加盟国がその権利を停止されること又は分
担金の割当ての対象とされないことを決定する
ことができる。当該加盟国は、この協定に基づ
くその他の資金上の義務を履行することについ
て引き続き責任を負う。当該加盟国は、滞納し
ている分担金を支払うことによつて、加盟国と
しての権利を回復する。分担金を滞納している
加盟国が支払を行った場合には、その支払は、
その時の会計年度の分担金に先立って、滞納し
ている分担金に充当する。

第二十六條 会計の検査及び公表

1 各会計年度の終了の後できる限り速やかに、
遅くとも六箇月以内に、第二十二條に規定する
勘定について、当該会計年度の決算書及び当該

会計年度の終了の時に於ける貸借対照表につき
会計検査を行う。会計検査は、加盟国政府から
の資格のある二人の会計検査専門家(理事会が
各会計年度につき加盟輸出国及び加盟輸入国から
各一人を選出する。)の協力を得て、権威のある
独立の会計検査専門家が、加盟国政府からの
会計検査専門家、その職務について機関
から報酬を受けない。もっとも、旅費及び滞在
費については、理事会が定める条件に従い、機
関から私戻しを受けることができる。

2 権威のある独立の会計検査専門家の任用の条
件及び会計検査の目的は、機関の会計規則で定
める。会計検査を了した決算書及び貸借対照表
は、理事会の承認を得るためその後開催される
最初の通常会期に提出する。

3 会計検査を了した決算書及び貸借対照表の概
要は、公表する。

2 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

1 機関は、一次産品のための共通基金の制度を
十分に利用する。

2 指定された国際商品団体としての機関は、一
次産品のための共通基金の第二勘定を通じて資
金を供与される事業の実施に関し、個々の加盟
国その他の主体が与える保証に係る義務を含む
いかなる資金上の義務も負わない。機関は、当
該事業に関する加盟国又は主体による借入れ又
は貸付けから生ずる債務について責任を負うも
のではなく、また、他のいずれの加盟国も、そ
のような債務について機関の加盟国であるとい
う理由により責任を負うものではない。

2 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

2 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

1 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

2 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

2 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

2 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

1 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

2 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

2 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

2 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

1 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

2 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

2 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

2 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

1 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

2 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

2 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

2 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

1 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

2 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

2 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

2 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

1 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

2 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

2 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

2 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

1 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

2 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

2 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

2 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

1 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

2 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

2 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

2 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

1 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

2 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

2 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

2 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

1 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

2 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

2 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

2 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

1 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

2 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

2 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

2 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

1 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

2 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

2 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

2 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

1 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

2 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

2 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

2 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

1 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

2 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

2 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

2 加盟国は、この協定の目的を達成するため、理事会と十
分に協力する。

む。を事務局長に通報する。

- 2 理事会は、輸出国及び輸入国の双方におけるココアの消費の動向及び見通しを検討すること並びにココアの消費の増大に対する障害を特定することを目的とする消費委員会を設置する。
- 3 消費委員会の付託事項は、特に次のとおりとする。

- (a) ココアの消費の動向及び各国又はその集団において実施されるプログラムで世界のココアの消費に影響を及ぼすおそれのあるものを監視し及び評価すること。
 - (b) ココアの消費の増大に影響を及ぼすような障害を特定すること。
 - (c) ココアの消費の可能性特に非伝統的な市場における可能性の開発を調査し及び奨励すること。
 - (d) 適当な場合には、能力を有する適当な機関及び団体と協力して、ココアの新しい用途に関する調査を促進すること。
- 4 消費委員会の構成国の地位は、理事会のすべての加盟国に開放される。
 - 5 消費委員会は、その規則を定める。
 - 6 事務局長は、必要に応じ、消費委員会を補佐する。
 - 7 理事会は、消費委員会の提出する詳細な報告に基づき、各通常会期において、一般的なココアの消費状況について検討し、特に世界の需要の動向を評価する。理事会は、その評価に基づき加盟国に対して勧告を行うことができる。
 - 8 理事会は、特定のココアの消費振興プログラムを促進するための小委員会を設置することができる。小委員会への参加は、任意とし、かつ、当該消費振興プログラムの費用を拠出する国に限る。いずれの国又は団体も、理事会の定める方法に従い、消費振興プログラムに拠出することができる。小委員会は、いずれかの国の領域において消費振興運動を実施する場合に、それに先立ち、当該国の同意を求める。

第三十三条 ココアの代替品

- 1 加盟国は、代替品の使用がココアの消費の増大を阻害するおそれのあることを認識する。加盟国は、ココアから作られたものでない物質を消費者に誤認させる目的をもってココアの代わりに使用することを禁止するため、ココア製品及びチョコレートに関する法令を制定し又は必要に応じ改正することを合意する。
- 2 加盟国は、1の規定に基づく法令の制定又は改正に当たり、理事会、ココア製品・チョコレート規格委員会等の権限のある国際団体の勧告及び決定を十分に考慮に入れる。
- 3 理事会は、加盟国に対し、この条の規定の遵守を確保するために適当であると理事会が認める措置をとるよう勧告することができる。
- 4 事務局長は、ココアの代替品の状況及びこの条の規定の遵守状況に関する年次報告を理事会に提出する。

- 第三十四条 非加盟国との商業的取引
- 1 加盟輸出国は、非加盟国にココアを売却する場合に入は、売却の条件を、同一の時点において加盟輸入国に提示するものよりも通常の貿易慣行に照らし買手にとって商業的に有利になるものとし、これを約束する。
- 2 加盟輸入国は、非加盟国からココアを購入する場合に入は、購入の条件を、同一の時点において加盟輸出国から受け入れるものよりも通常の貿易慣行に照らし売手にとって商業的に有利になるものとし、これを約束する。
- 3 理事会は、1及び2の規定の実施状況を定期的に検討するものとし、第三十八条の規定に従って適当な情報を提供するように加盟国に要求することができる。
- 4 加盟国は、他の加盟国が1又は2の義務を履行しなかつたと信ずる理由がある場合には、その旨を事務局長に通報することができるものとし、また、第四十六条の規定に基づく協議を要請し又は第四十八条の規定に基づき当該義務の不履行に係る苦情を理事会に付託することができる。

第五部 市場監視及び関連事項

第八章 市場監視規定

第三十五条 日ごとの価格

- 1 事務局長は、この協定を実施するため及び特にココア市場の動向を監視するため、カカオ豆の日ごとの価格を計算し及び公表する。この価格は、一トン当たりの特別引出権(SDR)で表示する。
- 2 日ごとの価格は、ロンドン・ココア定期市場及びニュー・ヨーク・コーヒー・砂糖・ココア取引所のロンドン・ココア定期市場の終了の時に現在における最も期近の三の限月のカカオ豆の相場を日ごとに平均したものとす。ロンドン・ココア定期市場の価格は、ロンドン外国為替市場の終了の時における六箇月先物の為替相場を用いて、一トン当たりアメリカ合衆国ドル建てに換算する。アメリカ合衆国ドルで表されたロンドン及びニュー・ヨークの価格の平均は、国際通貨基金が公表するアメリカ合衆国ドルとSDRの適切な日ごとの公式換算率を用いてSDR建てに換算する。理事会は、これらの二のココア市場のうちのいずれか一方における相場が得られない場合又はロンドン外国為替市場が閉鎖された場合に用いる計算方法を決定する。次の三の限月の移行時期は、最も期近の当限月の直前の月の十五日とする。

- 3 理事会は、日ごとの価格の計算方法として、この条に定める方法よりも優れていると認める他の方法があるときは、当該他の方法を特別多数票による議決で決定することができる。
- 第三十六条 輸出货量及び輸入量の報告
- 1 事務局長は、理事会の定める規則に従い、加盟国のココアの輸出货量及び輸入量の記録を維持する。
- 2 加盟国は、1に規定する記録の維持のため、仕向国別のココアの輸出货量及び原産国別のココアの輸入量を理事会の定めるその他の資料と共に理事会の決定する間隔で事務局長に報告する。

- 3 理事会は、この条の義務の不履行に対処するために必要と認める規則を定める。
- 第三十七条 換算係数
- 1 ココア製品のカカオ豆相当量を算出するための換算係数は、次のとおりとする。

- カカオ脂 一・三三
ココアケーキ及びココア粉 一・一八
ココアペースト(ココアリ 一・二五
カー)及びココアニブ
- 理事会は、必要に応じ、ココアを含有するその他の製品をココア製品とする旨の決定を行うことができる。この1において換算係数が定められているココア製品以外のココア製品の換算係数は、理事会が定める。

- 2 理事会は、特別多数票による議決で1の換算係数を改定することができる。
- 第九章 情報及び研究
- 第三十八条 情報
- 1 機関は、次のものに関する情報の効率的な収集、交換及び公表のためのセンターとして活動する。

- (a) 世界におけるココアの生産、価格、輸出、輸入、消費及び在庫に関する統計
 - (b) 適当と認める場合には、ココアの栽培、加工及び利用に関する技術
- 理事会は、加盟国に対し、この協定の他の条の規定により加盟国が提供すべき情報のほか、に、理事会がその運営のために必要と認める情報(生産及び消費に係る政策、価格、輸出、輸入、在庫並びに課税に関する定期的報告を含む。)を提供するように要求することができる。

- 3 加盟国が機関の適正な運営のために理事会の要求した統計その他の情報を受当な期間内に提供しないか又は提供することが困難な場合には、理事会は、当該加盟国に対し、理由の説明を要求することができる。理事会は、情報の提供につき技術援助が必要であると認める場合には、これに必要な措置をとることができる。
- 4 理事会は、各ココア年度において、当該各コ

コアラ年度におけるカカオ豆の生産量及び磨砕量の見積りを二回以上適当な時に公表する。

第三十九条 研究

理事会は、必要と認める範囲内において、コアラの生産及び流通の経済的条件(動向及び予測を含む)、輸出国及び輸入国における政府の施策のコアラ生産及び消費に及ぼす影響、伝統的な用途及び可能な新しい用途におけるコアラの消費の増大の可能性並びにこの協定の実施のコアラの輸出入者及び輸入者に及ぼす影響(輸出入者及び輸入者の交易条件に及ぼす影響を含む)に関する研究を奨励するものとし、これらの研究の主題につき加盟国に対して勧告を行うことができる。理事会は、これらの研究の奨励のため国際機関その他の適当な機関と協力することができる。

第四十条 科学的な研究及び開発

理事会は、コアラの生産、加工及び消費に関する科学的な研究及び開発並びに当該研究及び開発から得られた成果の普及及び実用化を奨励することができ、このため、理事会は、国際機関及び研究機関と協力することができる。

第四十一条 年次検討及び年次報告

1 理事会は、各コアラ年度の終了の後でできる限り速やかに、この協定の実施状況並びに加盟国によるこの協定の原則の遵守及びこの協定の目的の達成の状況を検討する。理事会は、検討の後、加盟国に対しこの協定の実施の改善のための方法及び手段について勧告を行うことができる。

2 理事会は、年次報告を公表する。年次報告は、1の規定による年次検討に関する部分及び理事会が適当と認める他の情報を含むものとする。

第十章 コアラ経済における協力

第四十二条 コアラ経済における協力

1 理事会は、加盟国がコアラに関する問題について専門家の意見を求めることを奨励する。

2 加盟国は、この協定に基づく義務の履行に当たり、確立した取引経路を尊重して活動するもの

のとし、コアラ経済のすべての部門の正当な利益に妥当な考慮を払う。

3 加盟国は、この協定の実施のために定められた規則を理由とする契約不履行の当否についてのコアラの買手と売手との間の商事紛争の仲裁に介入してはならず、また、このような商事紛争の仲裁の成立を妨げてはならない。加盟国がこの協定を遵守しなければならないことをもって、契約不履行の理由又は抗弁として認めてはならない。

第六部 その他の条項

第十一章 ファイン・コアラ又はフレーパー・コアラ

第四十三条 ファイン・コアラ又はフレーパー・コアラ

1 理事会は、この協定の効力発生の後に開催される第一回会期において、附属書Cに掲げる国のコアラの生産及び輸出におけるファイン・コアラ又はフレーパー・コアラの割合を決定するため、同附属書を検討し、及び特別多数票による議決でこれを修正する。理事会は、その後この協定の有効期間中いつでも同附属書を検討することができるものとし、必要な場合には、特別多数票による議決でこれを修正することができる。理事会は、この問題に関し、適宜専門家の助言を求める。

2 生産管理計画の実施及びその運用のための資金調達に関するこの協定の規定は、ファイン・コアラ又はフレーパー・コアラのみを生産する加盟輸出国のファイン・コアラ又はフレーパー・コアラについては、適用しない。

3 2の規定は、ファイン・コアラ又はフレーパー・コアラを一部生産する加盟輸出国についても、当該加盟輸出国のファイン・コアラ又はフレーパー・コアラの生産割合を限度として適用する。残りの部分については、生産管理計画に関するこの協定の規定を適用する。

4 理事会は、附属書Cに掲げる国の生産又は輸出が急激に増加したと認める場合には、この条

の規定が適切に適用されるようにするために適当な措置をとる。これらの規定が適切に適用されない場合においては、当該国は、理事会の特別多数票による議決で、同附属書から削除されるものとし、この協定に定めるすべての制限及び義務に服する。

5 ファイン・コアラ又はフレーパー・コアラのみを生産する加盟輸出国は、4に規定する附属書Cの修正に関する議決の場合を除くほか、生産管理計画の実施に関する事項については投票してはならない。

第十二章 義務の免除及び特別の救済措置

第四十四条 例外的な事態における義務の免除

1 理事会は、例外的な若しくは緊急の事態、不可抗力又は信託統治制度の下で施政が行われている地域に対する国際連合憲章に基づく国際的義務を理由として、特別多数票による議決で、加盟国の義務を免除することができる。

2 理事会は、1の規定に基づいて加盟国に対して免除を与えるに当たり、義務が免除される条件、期間及び理由を明示する。

3 理事会は、1の規定にかかわらず、第二十五条の規定に基づく加盟国の分担金の支払の義務及び分担金を支払わないことから生ずる結果について免除を与えてはならない。

第四十五条 特別の救済措置

開発途上加盟輸入国及び後開発途上加盟国は、この協定の下でとられた措置により自国の利益が著しく害される場合には、理事会に対し、適当な特別の救済措置をとるよう申請することができる。理事会は、国際連合貿易開発会議決議第九十三号(第四回会期)の規定に照らし、適当な特別の救済措置をとることを検討する。

第十三章 協議、紛争及び苦情

第四十六条 協議

加盟国は、自国に対し他の加盟国がこの協定の解釈又は適用に関して行った申立てに十分かつ妥当な考慮を払うものとし、協議のための十分な機会

会を与える。事務局長は、この協議の間に、いずれか一方の当事国の要請により、かつ、他方の当事国の同意を得て、適当な調停の手続を定める。この手続に係る費用は、機関の負担としない。この手続により解決が得られた場合には、その旨を事務局長に報告する。解決が得られない場合には、協議に係る事案は、いずれかの当事国の要請により、次条の規定に従って理事会に付託することができる。

第四十七条 紛争

1 この協定の解釈又は適用に関する紛争であって当事国間で解決されないものは、当該紛争のいずれかの当事国の要請により、理事会に対し決定のため付託される。

2 紛争が1の規定に基づいて理事会に付託され、かつ、討議された場合には、総票数の三分の一以上を有する加盟国又は五の加盟国は、理事会に対し、理事会の決定に先立ち係争中の問題につき3の規定に従って構成される特別諮問委員会の意見を求めるよう要求することができる。

3 (a) 特別諮問委員会は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、次の者で構成する。

(i) 加盟輸出国が指名する二人の者。これらの者のうちの一人は当該係争中の問題と同種の問題に豊富な経験を有する者とし、他の一人は法律家としての学識経験を有する者とする。

(ii) 加盟輸入国が指名する二人の者。これらの者のうちの一人は当該係争中の問題と同種の問題に豊富な経験を有する者とし、他の一人は法律家としての学識経験を有する者とする。

(b) (i) 及び(ii)の規定により指名される四人の者が一致して委員長として選定する者(意見が一致しない場合には、理事会の議長が委員長として選定する者)

(ii) 加盟国の国民は、特別諮問委員会の構成員

となることを妨げられない。

(c) 特別諮問委員会の構成員に任命された者は、個人の資格で、かつ、いずれの政府からも指示を受けることなく行動する。

(d) 特別諮問委員会の費用は、機関が負担する。

4 特別諮問委員会の意見及びその理由は、理事会に提出するものとし、理事会は、関連のあるすべての情報を検討した後、当該紛争について決定を行う。

第四十八条 苦情及び理事会の措置

1 いずれかの加盟国がこの協定に基づく義務を履行しなかった旨の苦情は、これを申し立てる加盟国の要請により理事会に付託されるものとし、理事会は、苦情に係る事実を検討し、当該事案についての決定を行う。

2 加盟国がこの協定に基づく義務に違反している旨の理事会の認定は、単純多数票による議決で、その違反の性質を明示して行う。

3 理事会は、苦情の申立てによるかよらないかを問わず、加盟国がこの協定に基づく義務に違反していると認定する場合には、この協定の他の条(第五十九条を含む)に明示的に規定する措置の適用を妨げることなく、特別多数票による議決で、次の措置をとることができる。

(a) 当該加盟国が理事会及び執行委員会において有する投票権を停止すること。

(b) 必要と認める場合には、当該加盟国がその義務を履行するまでの間、当該加盟国の他の権利(理事会又は委員会の役員に選出され又は役員の地位を保持する権利を含む)を停止すること。

4 加盟国は、3の規定に基づいて投票権を停止された場合においても、この協定に基づく資金上の義務その他の義務を履行することについて引き続き責任を負う。

第十四章 公正な労働基準

第四十九条 公正な労働基準

加盟国は、国民の生活水準の向上させ、かつ、

完全雇用を達成するため、関係国におけるコリア生産の各種の部門において雇用されている農業労働者及び工業労働者の双方につき、関係国の発展の段階に於いて公正な労働基準及び労働条件を維持するよう努力することを宣言する。

第十五章 環境上の側面

第五十条 環境上の側面

加盟国は、国際連合貿易開発会議第八回会期及び国際連合環境開発会議において合意された持続可能な開発に関する原則に留意して、コリア資源及びその加工の持続可能な管理に妥当な考慮を払う。

第十六章 最終規定

第五十一条 寄託者

国際連合事務総長は、ここに、この協定の寄託者として指名される。

第五十二条 署名

この協定は、千九百九十三年八月十六日から九月三十日まで、国際連合本部において、千九百八十六年の国際コリア協定の締結政府及び千九百九十二年の国際連合コリア会議に招請された政府による署名のために開放しておく。もっとも、千九百八十六年の国際コリア協定の理事会又はこの協定の理事会は、この協定の署名の期限を延長することができ、理事会は、その延長を寄託者に直ちに通告する。

第五十三条 批准、受諾又は承認

1 この協定は、署名政府により、それぞれ自国の憲法上の手続に従って批准され、受諾され又は承認されなければならない。

2 批准書、受諾書又は承認書は、千九百九十三年九月三十日までに寄託者に寄託する。もっとも、千九百八十六年の国際コリア協定の理事会又はこの協定の理事会は、同日までに批准書、受諾書又は承認書を寄託することができなかった署名政府に対し、寄託の期限の延長を認めることができる。

3 批准書、受諾書又は承認書を寄託する各政府は、寄託の際に、自国が加盟輸出国又は加盟輸入国のいずれであるかを明示する。

入国のいずれであるかを明示する。

第五十四条 加入

1 この協定は、理事会の定める条件に基づくすべての国の政府による加入のために開放しておく。

2 千九百八十六年の国際コリア協定の理事会は、この協定が効力を生ずるまでの間、この協定の理事会の追認を得ることを条件として、1に規定する条件を定めることができる。

3 この協定の附属書のいずれにも掲げられていない国がこの協定に加入する場合には、理事会は、1に規定する条件を定めるに当たり、当該国がいずれの附属書に掲げられているものとみなされるかを決定する。

4 加入は、寄託者に加入書を寄託することによって行う。

第五十五条 暫定的適用の通告

1 この協定を批准し、受諾し若しくは承認する意思を有する署名政府又は加入のための条件が理事会によって定められているが加入書を寄託することのできない政府は、この協定が次条の規定に従って効力を生ずる日から又は、この協定が既に効力を生じている場合には、当該政府の特定する日からこの協定を自国の憲法上の手続又は自国の国内法令に従って暫定的に適用する旨をいつでも寄託者に通告することができる。通告を行う政府は、通告の際に、自国が加盟輸出国又は加盟輸入国のいずれであるかを明示する。

2 この協定が効力を生ずる日から又はその特定する日からこの協定を暫定的に適用する旨を1の規定に基づいて通告した政府は、この協定が効力を生ずる日又は当該特定する日から批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する日までの間、暫定的加盟国としての地位を有する。

第五十六条 効力発生

1 この協定は、附属書Aに掲げるところにより輸出量の総計の八十パーセント以上の輸出量を有する五以上の輸出国を代表する政府及び附属

書Bに掲げるところにより輸入量の総計の六十パーセント以上の輸入量を有する輸入国を代表する政府が、千九百九十三年十月一日までに又はその後のいずれかの日までに批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託者に寄託した場合に、同年十月一日又は当該その後のいずれかの日に確定的に効力を生ずる。この協定は、暫定的に効力を生じている場合には、批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託により前段の百分率の要件が満たされる時に確定的に効力を生ずる。

2 この協定は、1の規定に基づいて確定的に効力を生ずるに至らない場合において、附属書Aに掲げるところにより輸出量の総計の八十パーセント以上の輸出量を有する五以上の輸出国を代表する政府及び附属書Bに掲げるところにより輸入量の総計の六十パーセント以上の輸入量を有する輸入国を代表する政府が、千九百九十三年十月一日までに、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託し又はこの協定が効力を生ずる日からこの協定を暫定的に適用する旨を寄託者に通告したときは、同年十月一日に暫定的に効力を生ずる。これらの政府は、暫定的加盟国としての地位を有する。

3 国際連合事務総長は、1又は2に定める効力発生の要件が千九百九十三年十月一日までに満たされなかった場合には、実行可能な最も早い時に、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託し又はこの協定を暫定的に適用する旨を寄託者に通告した政府による会合を招集する。これらの政府は、当該政府の定める日からこの協定の全部若しくは一部を当該政府の間で確定的に若しくは暫定的に発効させるか又は必要と認めるその他の措置を採択するかについて決定を行うことができる。ただし、この協定の生産管理計画に関する経済条項は、附属書Aに掲げるところにより輸出量の総計の八十パーセント以上の輸出量を有する五以上の輸出国を代表する政府が、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託し又はこの協定が効力を生

四六

国名(注b)	1989— 1990年度 (千トン)	1990— 1991年度 (千トン)	1991— 1992年度 (千トン)	1989—1990年度から 1991—1992年度まで の三年間の平均	
				(千トン)	(割合)
象牙海岸	736.4	803.9	729.5	756.60	35.37%
ガーナ	254.5	265.1	284.8	268.13	12.54%
ブラジル	270.0	277.9	220.2	256.03	11.97%
ベレイン	226.0	211.2	211.2	216.13	10.10%
ナイジェリア	142.8	147.2	105.5	131.83	6.16%
インドネシア	100.0	130.3	164.8	131.70	6.16%
カメルーン	123.1	109.1	106.8	113.00	5.28%
エクアドル	105.1	102.1	80.9	96.03	4.49%
ボミニカ共和国	53.3	37.1	43.4	44.60	2.09%

バングラ・ネーパール	40.8	33.4	40.9	38.37	1.79%
コロンビア	9.4	10.1	8.6	9.37	0.44%
ヴェネズエラ	8.4	10.0	7.7	8.70	0.41%
シエラ・レオネ	5.3	13.4	7.3	8.67	0.41%
トーゴ	6.1	9.3	8.0	7.80	0.36%
メキシコ	8.0	1.6	11.9	7.17	0.34%
ペルー	4.8	5.2	6.4	5.47	0.26%
赤道ギニア	7.6	5.2	3.5	5.43	0.25%
ソロモン諸島	3.6	4.1	3.5	3.73	0.17%
ザイール	3.6	3.4	3.2	3.40	0.16%
サントメ・プリンシペ	2.8	2.6	2.6	2.67	0.12%
マダガスカル	2.5	2.5	2.9	2.63	0.12%
ハイチ	2.8	1.9	2.6	2.43	0.11%
ホンデュラス	2.0	3.0	2.3	2.43	0.11%
リベリア	4.5	2.0	0.5	2.33	0.11%
ギニア	2.2	2.2	2.3	2.23	0.10%
タンザニア連合共和国	2.0	2.5	2.0	2.17	0.10%
ニカラガ	2.9	1.2	1.2	1.77	0.08%
ジャマイカ	1.3	1.3	1.8	1.47	0.07%
ガボン	1.6	1.4	1.4	1.47	0.07%
トリニダード・トバゴ	1.4	1.2	0.9	1.17	0.05%
グレナダ	1.1	1.1	0.7	0.97	0.04%
ボリビア	1.4	1.3	0.1	0.93	0.04%
コンゴ	0.9	0.3	0.7	0.63	0.03%
ウガンダ	0.2	0.6	0.6	0.47	0.02%
フィジー	0.3	0.2	0.3	0.27	0.01%
西サモア	0.5	—	—	0.17	0.01%
バチカ	0.3	0.1	0.1	0.17	0.01%
スリ・ランカ	0.1	0.2	—	0.10	—
グアテマラ	0.1	-0.1	0.3	0.10	—
ニカラグア	0.1	0.1	—	0.07	—
ドミニカ	—	—	0.1	0.03	—
スリナム	0.1	—	—	0.03	—
合 計(注c)	2,138.9	2,205.2	2,071.5	2,138.87	100.00%

注 a カカオ豆の純輸出量と次に掲げる換算係数を用いてカカオ豆相当量に換算したココア製品の純輸出量との合計の千九百八十九—千九百九十年から千九百九十一—千九百九十二年までの三年間の平均値

カカオ脂

一・三三

一・一八
一・二五

注 b 千九百八十九—千九百九十年から千九百九十一—千九百九十二年までの三年間に平均十トン以上の輸出を行った国のみを掲げたもの。国際ココア機関事務局が入手することのできる情報に基づく。

注 c 各欄に掲げる合計値は、当該各欄の各国別の輸出量を合計したものと、四捨五入のため、一致しない場合がある。

延長された千九百八十六年の国際ココア協定の加盟国(千九百九十三年六月二十二日現在)

一 零、無視し得る数値又はこの表で用いた最小単位に満たない数値

出所 国際ココア機関による「ココア統計四半期報告」第十九巻第二号(千九百九十三年三月)

附属書B 第五十六条(効力発生)の規定の適用のために計算されたココアの輸入量(注 a)

国 名(注 b)	1989— 1990年度 (千トン)	1990— 1991年度 (千トン)	1991— 1992年度 (千トン)	1989—1990年度から 1991—1992年度まで の三年間の平均	
				(千トン)	(割合)
アメリカ合衆国	612.2	602.0	679.1	631.10	23.74%
ドイツ(注 c)	376.7	409.2	402.3	396.07	14.90%
オランダ	313.5	327.9	268.0	303.13	11.40%
連合王国	189.9	214.7	228.0	210.87	7.93%
フランス	165.0	187.0	183.7	178.57	6.72%
ベルギー・ルクセンブルグ	92.7	98.3	108.4	99.80	3.75%
イタリア	79.6	86.0	97.4	87.67	3.30%
日本国	79.9	84.7	79.0	81.20	3.05%
スペイン	60.6	66.3	72.6	66.50	2.50%
ソノガポール	77.3	46.5	59.6	61.13	2.30%
ロンドン連邦(注 d)	86.2	70.2	14.6	57.00	2.14%
カナダ	52.1	51.2	58.7	54.00	2.03%
スイス	44.1	43.9	45.8	44.60	1.68%
オーストラリア	33.3	33.3	35.1	33.90	1.28%
ポーランド	23.3	31.0	28.6	27.63	1.04%
オーストリア	25.5	27.3	25.6	26.13	0.98%
中国	19.2	28.6	30.4	26.07	0.98%
ブルゼンチン	9.0	26.3	27.5	20.93	0.79%
タイランド	18.7	17.0	20.3	18.67	0.70%
スウェーデン	18.0	19.2	17.1	18.10	0.68%
ハンガリー	14.5	16.1	11.5	14.03	0.53%
ユーゴスラヴィア	11.3	15.3	15.4	14.00	0.53%
大韓民国	11.2	13.1	12.6	12.30	0.46%

輸出国	輸出額	輸出額	輸出額	輸出額	輸出額	輸出額
南アフリカ	11.9	12.5	10.8	11.73	0.44%	
トルコ	9.6	12.1	13.1	11.60	0.44%	
ギリシャ	13.3	11.8	9.0	11.37	0.43%	
チェコスロバキア(注e)	8.2	10.9	13.1	10.73	0.40%	
ノルウェー	9.4	9.3	9.7	9.47	0.36%	
フランス(注f)	10.2	10.7	6.9	9.27	0.35%	
ドイツ	8.7	8.1	8.9	8.57	0.32%	
オランダ	7.3	9.0	8.3	8.20	0.31%	
ルーマニア	7.7	7.0	6.9	7.20	0.27%	
ニュー・ジブラルドル	6.4	8.2	5.6	6.73	0.25%	
イスラエル	5.0	6.8	6.0	5.93	0.22%	
タイ	4.6	6.3	6.4	5.77	0.22%	
チリ	4.0	6.4	6.5	5.63	0.21%	
スロバキア(注e)	4.1	5.4	6.6	5.37	0.20%	
ポルトガル	4.0	5.8	5.6	5.13	0.19%	
ブルガリア	5.2	4.8	4.1	4.70	0.18%	
エジプト	0.5	4.8	4.4	3.23	0.12%	
ウルグアイ	1.9	3.2	2.7	2.60	0.10%	
シリア・アラブ共和国	1.6	2.3	3.1	2.33	0.09%	
ケニア	1.3	1.2	1.0	1.17	0.04%	
トルジエリヤ	1.1	1.5	0.8	1.13	0.04%	
チュニジア	0.8	1.1	1.4	1.10	0.04%	
モロッコ	0.8	0.8	1.4	1.00	0.04%	
イラン・イスラム共和国	0.9	0.4	1.3	0.87	0.03%	
香港	0.6	0.4	1.4	0.80	0.03%	
サウジアラビア	0.4	0.7	1.2	0.77	0.03%	
アラブ首長国連邦	0.7	0.6	0.7	0.67	0.03%	
レバノン	0.4	1.0	0.6	0.67	0.03%	
エル・サルバドル	0.8	0.8	0.3	0.63	0.02%	
ジャマイカ	0.5	0.7	0.3	0.50	0.02%	
サント・ヴィンセント及びグレナディーン諸島	0.3	0.4	0.4	0.37	0.01%	
ジンバブエ	0.1	0.2	0.6	0.30	0.01%	
イタリヤ	0.6	—	0.2	0.27	0.01%	
インド	-0.1	-0.1	0.9	0.23	0.01%	
リビア	0.2	0.3	0.1	0.20	0.01%	
マルタ	0.1	0.1	0.1	0.10	—	
ロシア連邦以外の旧ソ ヴィエト連邦諸国(注 g)						

d)	47.6	22.4	16.8	28.93	1.09%
計(注g)	2,594.5	2,693.0	2,688.5	2,658.67	100.00%

注a カカオ豆の純輸入量と次に掲げる換算係数を用いてカカオ豆相当量に換算したココア製品の
の総輸入量との合計の千九百八十九—千九百九十年から千九百九十一—千九百九十二年
までの三年間の平均値

カカオ脂

ココア粉及びココアケーキ

ココアペースト(ココアリカー)

注b 千九百八十九—千九百九十年から千九百九十一—千九百九十二年までの三年間に平均
十トン以上の輸入を行った国のみを掲げたもの。国際ココア機関事務局が入手することので
きる情報に基づく。

注c 統計値は、ドイツ連邦共和国の輸入量と旧ドイツ民主共和国の輸入量の合計に関するもの
であり、両ドイツ間貿易の推定量を勘案して適宜調整したものである。

注d ロシア連邦代表団により提供された数値に基づく暫定的推定量。「ロシア連邦以外の旧
ソヴィエト連邦諸国」に関する数値は、旧ソヴィエト連邦の総量からロシア連邦に関する数
値を減ずることにより算出したものである。

注e 旧チェコスロヴァキアに関する統計に基づく暫定的推定量。これらの推定量は、旧
チェコスロヴァキアに関する数値をチェッコ共和国とスロヴァキアとの間で二対一の比
率で分配したものである。

注f フィリピンは、輸出国となる資格も有する。

注g 各欄に掲げる合計値は、当該各欄の各国別の輸入量を合計したものと、四捨五入のた
め、一致しない場合がある。

m 延長された千九百八十六年の国際ココア協定の加盟国(千九百九十三年六月二十二日現在)

一 零、無視し得る数値又はこの表で用いた最小単位に満たない数値

出所 国際ココア機関による「ココア統計四半期報告」第十九巻第二号(千九百九十三年三月)及び
同機関事務局の推定値

附属書C ファイン・ココア又はフレー
バー・ココアの生産国(その輸
出の全部又は一部がこれらのコ
コアであるもの)

コスタ・リカ	パナマ
ドミニカ	バプア・ニューギニア
エクアドル	セント・ルシア
グレナダ	セント・ヴィンセント及びグレナディーン諸島
インドネシア	西サモア
ジャマイカ	サントメ・プリンシペ
マダガスカル	スリ・ランカ
	スリナム
	トリニダード・トバゴ
	ヴェネズエラ